

日本電子決済推進機構

Bank Pay ガイドライン

Version 3.5

日本電子決済推進機構

2025年6月26日

《 目 次 》

《 目 次 》.....	2
【序章】.....	6
1. 目的および日本電子決済推進機構からのお願い.....	6
2. 「Bank Pay」の定義.....	6
3. 本ガイドラインの対象者.....	10
4. 本ガイドラインの対象者関連図.....	10
5. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧.....	13
【第1章】 Bank Pay の概要	15
1. Bank Pay の概要	15
2. Bank Pay 取引パターン	17
【第2章】 BP 発行金融機関へのガイドライン.....	25
1. Bank Pay への参加について	25
2. 遵守すべき事項.....	25
3. BP 加盟店等との適切な連携.....	26
4. セキュリティ対策に関して利用者に対して注意喚起すべき内容.....	26
5. システム管理、運用について注意すべき内容	27
6. システム運用について注意すべき内容.....	28
【第3章】 BP 加盟店金融機関へのガイドライン	34
1. Bank Pay への参加について	34
2. 遵守すべき事項.....	34
3. BP 加盟店の管理・指導.....	37

4.	接続事業者の管理・指導	37
5.	セキュリティ対策に関して BP 加盟店に対して注意喚起すべき内容	38
6.	システム管理、運用について注意すべき内容	39

【第4章】 BP 加盟店へのガイドライン 40

1.	Bank Pay への参加について	40
2.	遵守すべき事項	40
3.	直接契約加盟店による間接契約加盟店の管理・指導	41
4.	セキュリティ対策に関して注意すべき内容	42
5.	システム管理、運用について遵守すべき事項	42
6.	BP 間接公的加盟機関として参加する場合において注意すべき事項	42
7.	その他の事項	42

【第5章】 接続事業者へのガイドライン 45

1.	Bank Pay への参加について	45
2.	遵守すべき事項	45
3.	接続事業者による再接続事業者の管理・指導	45
4.	セキュリティ対策に関して注意すべき内容	46
5.	システム管理、運用について遵守すべき事項	46
6.	その他の事項	46

【第6章】 BP 通信情報処理センターへのガイドライン 48

1.	Bank Pay への参加について	48
2.	BP 通信情報処理センターにおいて遵守すべき事項	48
3.	Bank Pay で使用する各種キー情報の設定・登録	49

4.	その他の事項.....	54
【第7章】 スマホ決済 SV 提供者へのガイドライン		55
1.	コード決済関連事業者に対するガイドラインへの準拠.....	55
2.	第三者の利用者・加盟店なりすましによる不正取引への対策.....	55
3.	情報保護の対策.....	56
4.	その他の遵守事項	56
【第8章】BP ことら送金・BP 請求書払（ことら税公金） 参加金融機関へのガイドライン		57
1.	BP ことら送金・BP 請求書払（ことら税公金） への参加について.....	57
2.	遵守すべき事項.....	57
3.	セキュリティ対策に関して利用者に対して注意喚起すべき内容.....	58
4.	システム管理、運用について注意すべき内容	59
5.	システム運用について注意すべき内容.....	60
【第9章】 機構提供アプリ等の仕様.....		61
1.	機構提供利用者アプリを使用した支払取引の流れ.....	61
2.	機構提供利用者アプリを使用したことら送金の流れ	63
3.	機構提供利用者アプリを使用した請求書払（ことら税公金） の流れ	66
4.	機構提供利用者アプリの機能.....	66
5.	機構提供利用者アプリの機能 補足①（限度額設定ルール）	74
6.	機構提供店舗アプリの機能	77
7.	機構提供 QR ステッカーの機能	79
8.	機構提供利用者アプリ URL スキームについて.....	79
【第10章】 機構提供アプリ等に関する遵守事項.....		81

1.	機構提供アプリ等の導入について.....	81
2.	遵守すべき事項.....	81
3.	利用者に対して注意喚起すべき内容.....	82
4.	セキュリティ対策に関して注意すべき内容.....	85
5.	直接契約加盟店による間接契約加盟店の管理・指導.....	89
6.	よくあるご質問.....	90
7.	その他の事項.....	92
【第11章】 システム・運用に関する内容.....		93
1.	取消業務について.....	93
2.	Bank Pay 利用可能時間について.....	94
3.	通帳印字について.....	95
4.	利用者に連絡をしたい場合の対応.....	96
5.	運用に関する留意事項.....	97
6.	不正利用発生におけるサービス停止について.....	97
【第12章】 ヘルプデスクに関する内容.....		99
1.	クリアリングセンター・ヘルプデスクについて.....	99
2.	機構ヘルプデスクについて.....	99
用語説明.....		100

【序章】

1. 目的および日本電子決済推進機構からのお願い

Bank Pay ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)は、下記2. に定義される「Bank Pay」サービスを提供するにあたって、安全かつ円滑に取引が行われるよう、サービス提供の当事者である BP 加盟店、接続事業者、金融機関、通信情報処理センター等が対応すべき処理や対策等を規定しております。

また、各当事者自身の対応に加えて、他者への注意喚起・指導についても提示しております。これにより、お互いが連携し、Bank Pay 全体のサービスレベルを向上するとともに利用者保護の観点からセキュリティレベルを維持する仕組みとなっております。

Bank Pay を提供する各当事者は、法令等(当該の業界団体のガイドラインも含める)に準拠する事に加え、本ガイドラインに基づき該当項目を十分理解いただき、遵守いただきますようお願いいたします。

- ・ 本ガイドラインは、日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)の理事会の決議により改定され、機構は改定後の本ガイドラインを機構のホームページへの掲載その他機構所定の方法で公示します。改定後のガイドラインは当該公示において指定された時を以て効力を生じます。

2. 「Bank Pay」の定義

「Bank Pay」は、アプリ等を通じて、登録した預貯金口座(振替口座を含む)からのデビット(即時引落)支払に利用できる決済サービスの名称です。Bank Pay の詳細については、第1章をご参照ください。

Bank Pay による支払取引(以下「BP 取引」といいます。)は、Bank Pay を提供する加盟店において、BP 取引を認めた BP 発行金融機関からの即時引落支払がされた時に限り成立します。

Bank Pay のサービスは、以下に定義する各プレイヤー(BP 加盟店、接続事業者、BP 加盟店金融機関、BP 発行金融機関、通信情報処理センター、スマホ決済 SV 提供者)等が、支払形態に応じて連携することにより提供されます。

機構が提供する利用者アプリでは、Bank Pay ことら送金(個人間少額送金)・Bank Pay 請求書払い(ことら税公金)が可能です。

Bank Pay ことら送金については、株式会社ことらが提供することら送金サービスに加盟した BP 発行金融機関が、Bank Pay サービスに参加(BP ことら参加金融機関)し、株式会社ことら、スマホ決済 SV 提供者と連携することにより提供されます。

Bank Pay 請求書払い(ことら税公金)については、株式会社ことらが提供する税公金サービスに参加し、地方税共同機構による公募に申込、地方税共同機構と所定の契約等を行った BP ことら参加金融機関が、Bank Pay サービスに参加(BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関)し、株式会社ことら、地方税共同機構、スマホ決済SV提供者と連携することにより提供されます。

1. BP 加盟店

BP 加盟店とは、商品の販売やサービスの提供の際に、Bank Pay を取扱うことのできる金融機関・法人・任意団体・個人のことを指します。BP 取引を取扱可能とするために「Bank Pay 加盟店規約」(以下「BP 加盟店規約」といいます。)を承諾し、BP 加盟店金融機関との間で「Bank Pay 加盟店契約」(以下「BP 加盟店契約」といいます。)を

締結します。

また、BP 取引が成立する際には、利用者と BP 加盟店との間で「Bank Pay 取引契約」が締結されていることが条件となります。

BP 加盟店には、加盟店金融機関との間で「BP 加盟店契約」を締結することで Bank Pay を取り扱う「直接契約加盟店」と、直接契約加盟店との間で「Bank Pay 間接加盟店契約」(以下「BP 間接加盟店契約」といいます。)を締結することで Bank Pay を取り扱う「間接契約加盟店」の分類があり、それぞれに、契約形態に応じた複数の加盟店種類があります。いずれの加盟店も、「BP 加盟店規約」を承諾し、機構の定めるガイドライン・マニュアルを遵守する義務があります。

直接契約加盟店と間接契約加盟店のことを「Bank Pay 加盟店」と総称し、「BP 加盟店」と略称します。

BP 加盟店の種類および「直接契約加盟店・間接契約加盟店」の分類、それぞれの略称は表1の通りです。詳細については、本ガイドライン用語説明をご参照ください。

表1:BP 加盟店の種類

加盟店の分類		加盟店の業種	加盟店の種類	略称
BP 加盟店	直接契約 加盟店	金融機関	Bank Pay 加盟店(金融機関)	BP 加盟店(金融機関)
		非金融機関 (*)	Bank Pay 直接加盟店	BP 直接加盟店
			Bank Pay 任意組合	BP 任意組合
			Bank Pay 決済情報センター	BP 決済情報センター
	Bank Pay 通信決済情報センター		BP 通信決済情報センター	
	Bank Pay 公的加盟機関		BP 公的加盟機関	
	Bank Pay 代表間接加盟店		BP 代表間接加盟店	
	間接契約 加盟店	Bank Pay 間接加盟店	BP 間接加盟店	
		Bank Pay 組合事業加盟店	BP 組合事業加盟店	
		Bank Pay 間接公的加盟機関	BP 間接公的加盟機関	

*「BP 加盟店(非金融機関)」と総称する

2. 接続事業者

接続事業者とは、BP 取引を取り扱うために必要となるアプリや BP 取引サイト(*)等のシステムを、BP 加盟店に対して構築および提供する事業者のことを指します。

接続事業者は、「Bank Pay 参加規約」を承諾した上で、BP 加盟店金融機関と個別に「Bank Pay 接続事業者契約」を締結することで、BP 加盟店に対し BP 取引を実行するために必要となるアプリ等を構築および提供が可能となります。

*BP 取引サイトとは、BP 取引を提供するための機能が付与された利用者向けのウェブサイトを指します。

非金融機関の加盟店が、BP 加盟店として商品・サービスの提供を行い、かつ、自らアプリ等のシステムも構築し利用することも可能です。その場合、「接続事業者兼 BP 加盟店」と呼びます。

また、1. に記載の「BP 加盟店」と「接続事業者」、「接続事業者兼 BP 加盟店」をあわせて「BP 加盟店等」と総称します。

接続事業者が構築および提供するアプリ等の種類については「Bank Pay 提携ガイドライン」【第1章】1. Bank Pay の概要をご参照ください。

3. BP 加盟店金融機関

3—1. BP 加盟店金融機関の概要

BP 加盟店金融機関とは、直接契約加盟店および接続事業者が Bank Pay に係る契約を締結する金融機関のことを指します。

詳細な定義は本ガイドライン用語説明をご参照ください。

本ガイドラインにおいて、Bank Pay を提供する加盟店金融機関のことを、Bank Pay 加盟店金融機関と言い、「BP 加盟店金融機関」と略称します。

3—2. BP 加盟店金融機関と BP 加盟店および接続事業者の契約

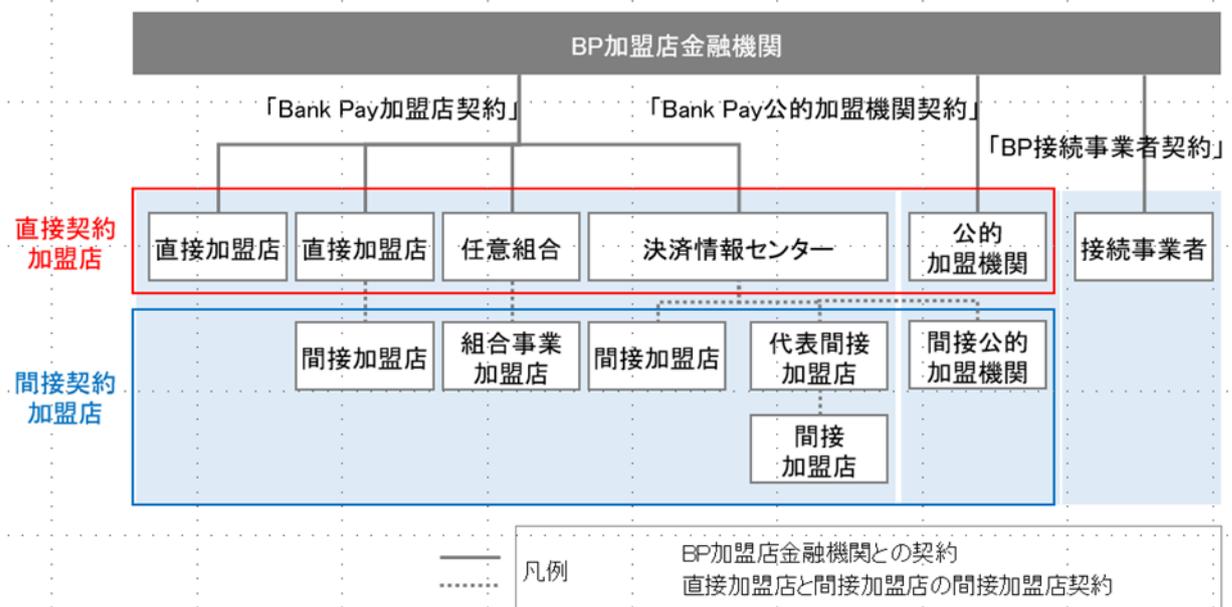
BP 加盟店金融機関は、商品の販売やサービスの提供に関する「Bank Pay 加盟店契約」を直接契約加盟店（*）と締結します。

また、BP 取引を実施するためのアプリ等の提供に関する「BP 接続事業者契約」を接続事業者と締結します。

*BP 加盟店（金融機関）の場合は、Bank Pay 加盟店契約は締結せず、「BP 加盟店登録依頼書」等提供形態に応じた必要な申請書を機構に提示することによって BP 取引の提供が可能となります。

BP 加盟店等が機構や BP 加盟店金融機関に対し提出すべき各種様式については、「Bank Pay 運用マニュアル（加盟店・接続事業者編）」をご参照ください。

図1:BP 加盟店金融機関と BP 加盟店および接続事業者の契約



4. BP 発行金融機関

BP 発行金融機関とは、当該金融機関の口座が利用者に支払口座として登録され、BP 加盟店において BP 取引のために利用されることに合意した金融機関を指します。これを Bank Pay 発行金融機関と称し、「BP 発行金融機関」と略称します。

BP 発行金融機関と利用者（預貯金者）との間で、各 BP 発行金融機関が定める「Bank Pay 取引規定」（以下「BP 取引規定」といいます。）に基づき、予め Bank Pay の提供に合意します。

詳細な定義は本ガイドライン用語説明をご参照ください。

5. BP 通信情報処理センター

BP 通信情報処理センターは、BP 加盟店とスマホ決済 SV 間の BP 取引に係る決済電文等の中継業務を実施する事業者を指します。

BP 通信情報処理センターは、事前に機構による審査および BP 参加登録を行う必要があります。

BP 通信情報処理センターのうち、JEPPPO 共通コード（後述）を取扱い、かつ、接続幹事金融機関（*）が機構所定

の方法で指定した者を、GW システム提供者と称します。

BP 加盟店が BP 通信情報処理センターを利用して BP 取引を行う場合、BP 加盟店金融機関の契約とは別に、BP 通信情報処理センターと契約を締結する必要があります。

(*)GW システム提供者との間で、BP 加盟店金融機関のために、当該 GW システムを利用することを可能とするための利用権の獲得や GW システムとの接続および接続管理を行う金融機関。

6. スマホ決済 SV 提供者

スマホ決済 SV 提供者とは、BP 取引を行うために BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関、BP 加盟店等、BP 通信情報処理センター、その他をつなぐ決済インフラを提供する NTT データを指します。

アプリや BP 取引サイトはスマホ決済 SV が提供する API を介して決済電文等のやり取りを金融機関と行います。

7. BP ことら参加金融機関

BP ことら参加金融機関とは、当該金融機関の口座が機構提供利用者アプリにおいて利用者にことら送金口座として登録され、株式会社ことらが提供することら送金取引のために利用されることに合意した金融機関を指します。これを Bank Pay ことら参加金融機関と称し、「BP ことら参加金融機関」と略称します。(Bank Pay ことら送金はことら送金サービスの仕様に基づき提供されます。)

BP ことら参加金融機関と利用者との間で、各 BP ことら参加金融機関が定める「Bank Pay 取引規定」(以下「BP 取引規定」といいます。))に基づき、予め Bank Pay の提供に合意します。

詳細な定義は本ガイドライン用語説明をご参照ください。

8. BP 請求書払(ことら税公金)金融機関

BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関とは、当該金融機関の口座が機構提供利用者アプリにおいて利用者に BP 請求書払口座として登録され、地方税共同機構及び、株式会社ことらが提供する請求書払い納付取引に合意した金融機関を指します。

これを Bank Pay 請求書払(ことら税公金)参加金融機関と称し、「BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関」と略称します。

BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関と利用者との間で、各 BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関が定める「Bank Pay 取引規定」(以下「BP 取引規定」といいます。))に基づき、予め Bank Pay の提供に合意します。

3. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインの対象者、および対象となる章を以下に記載します。

表1:本ガイドライン対象者および対象となる章

	対象者	ガイドラインの章												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1	利用者	○			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	BP 発行金融機関	○	◎		-	-		-	-	○	○	○	○	
3	BP 加盟店金融機関	○		◎	○	○	○		-	○	○	○	○	
4	B P 加 盟 店	BP 加盟店(金融機関)	○		-	-		-	-	○	◎	○	○	
5		BP 直接加盟店	○			◎	-	-	-	○	◎	○	○	
6		BP 間接加盟店	○			◎	-	-	-	○	◎	○	○	
7		BP 任意組合	○			◎	-	-	-	○	◎	○	○	
8		BP 組合事業加盟店	○		-	◎	-	-	-	○	◎	○	○	
9		BP 代表間接加盟店	○			◎	-	-	-	○	◎	○	○	
10		BP 公的加盟機関	○			◎	-	-	-	○	◎	○	○	
11		BP 間接公的加盟機関	○			◎	-	-	-	○	◎	○	○	
12		BP 決済情報処理センター	○			◎	-	-		-	○	◎	○	○
13		BP 通信決済情報処理センター	○			◎	-	○		-	○	◎	○	○
14	接続事業者	○		-	-	◎	-	-	-	-	-	○	○	
15	BP 通信情報処理センター	○		-	-	-	◎		-	○	○	○	○	
16	スマホ決済 SV 提供者	○		-	-	-	-	◎	-	-	-	○	○	
17	BP ことら参加金融機関	○		-	-	-	-	-	◎	○	○	○	○	
18	BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関	○		-	-	-	-	-	◎	○	○	○	○	

<記号> ○理解すべき章 ◎遵守対象となる章

4. 本ガイドラインの対象者関連図

Bank Pay の支払スキームにおける本ガイドラインの各対象者の関係性を下記の図1～5に示します。
実線の矢印はお金の流れ、破線の矢印はデータの流れを示します。

図1:直接加盟店方式の場合

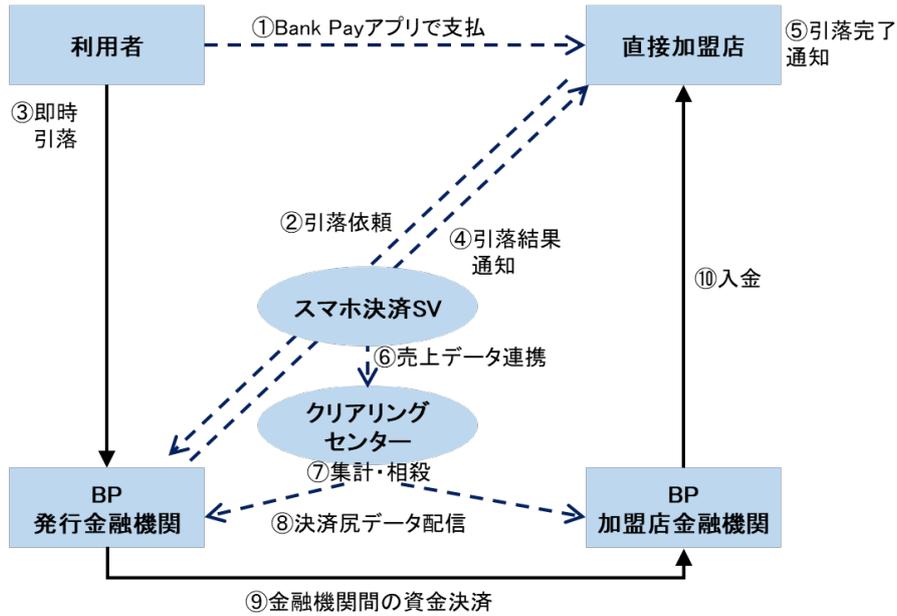


図2:間接加盟店方式の場合(BP 決済情報処理センターを介して資金精算を行う場合)

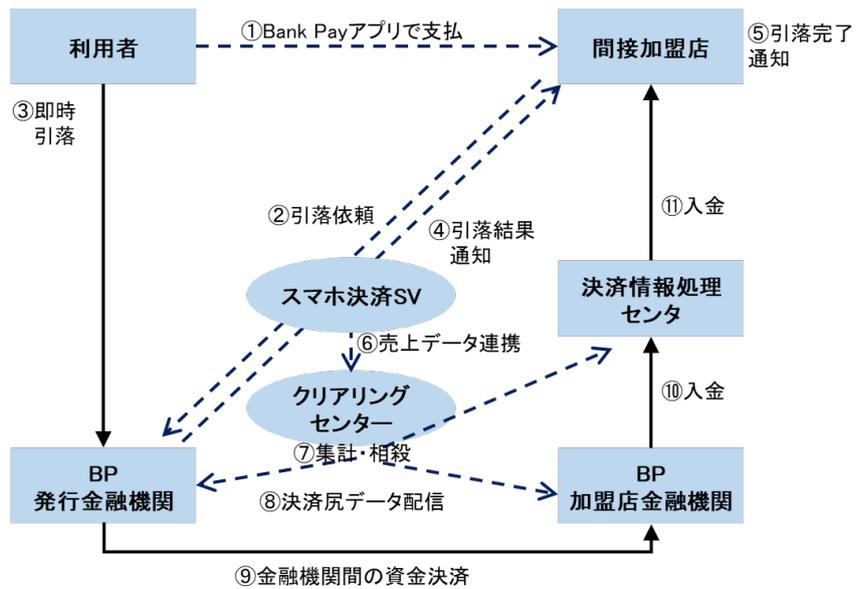


図3:直接加盟店がBP 通信情報処理センターを介してスマホ決済SVとの通信を行う場合

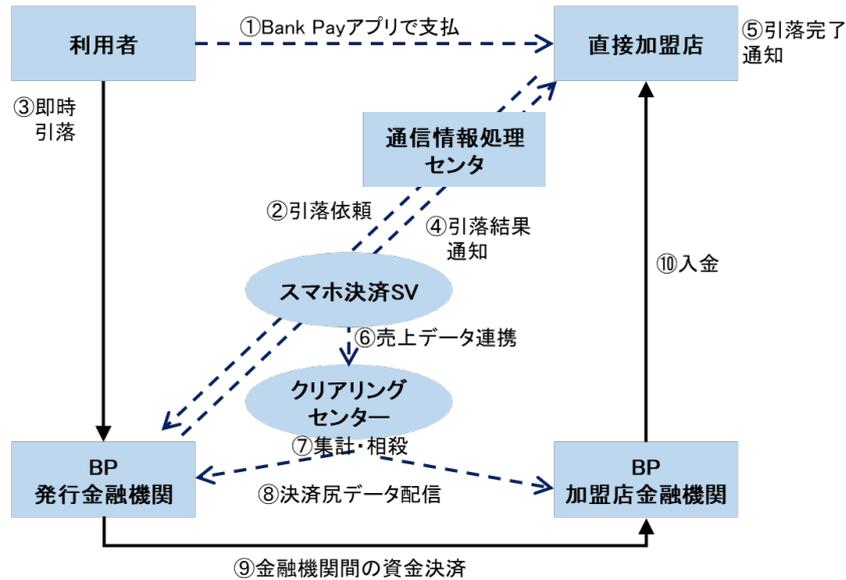


図4:間接加盟店が通信情報処理センターを介してスマホ決済SVとの通信を行う場合

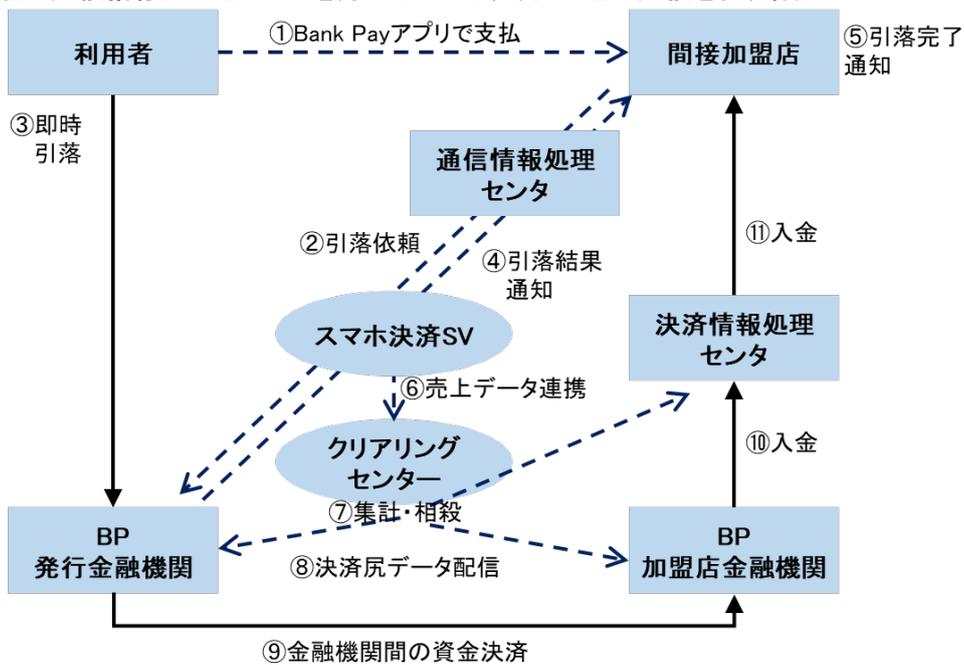


図5:機構提供利用者アプリを利用し、BP ことから参加金融機関がことらインフラを介して送金を行う場合

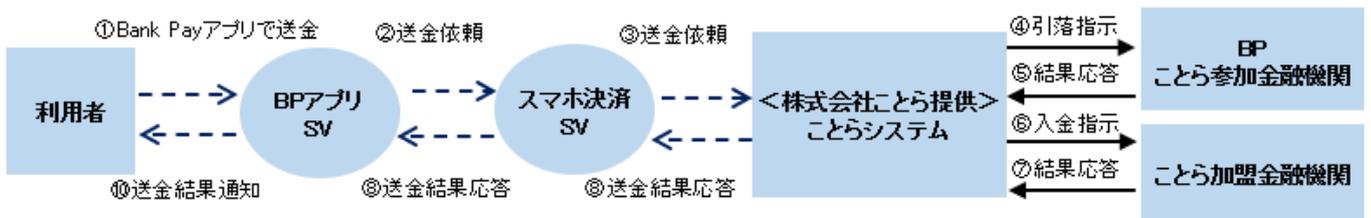
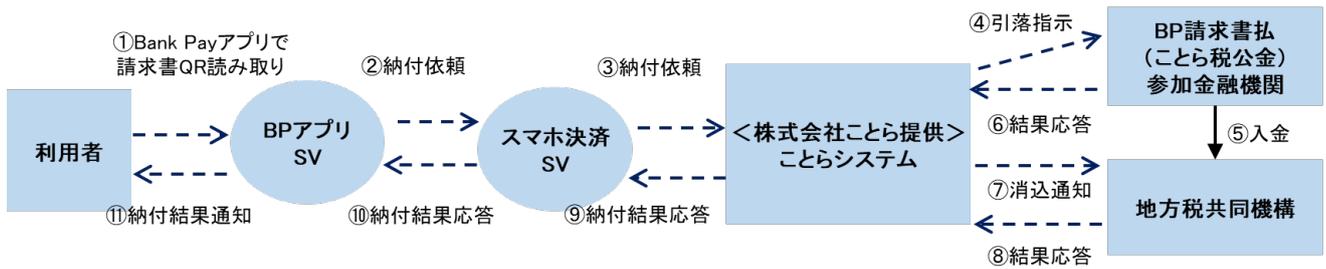


図 6: 機構提供利用者アプリを利用し、BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関が納付を行う場合



5. Bank Pay 関連ガイドライン・マニュアル一覧

Bank Pay の参加プレイヤーに対して、機構として下記のガイドライン類・マニュアル類を整備しています。

名称(*1)	記載内容	配布対象	作成・責任委員会
Bank Pay ガイドライン(本ガイドライン)	Bank Pay の概要、システム全体概要、参加プレイヤー別の遵守事項、FAQ 等を説明	全会員	業務委員会
Bank Pay 提携ガイドライン	接続事業者、提携アプリ等提供 BP 加盟店の遵守事項、システム仕様および運用に関するガイドライン。本ガイドライン確認の前提として、Bank Pay ガイドラインを確認する必要がある。	接続事業者、加盟店、BP 加盟店金融機関、通信情報処理センター	業務委員会
Bank Pay 運用マニュアル 金融機関編	BP 発行金融機関および BP 加盟店金融機関において、Bank Pay 参加から遂行までに必要な運用の項目、概要、フローを説明	金融機関	事務委員会
Bank Pay 運用マニュアル 加盟店・接続事業者編	BP 直接加盟店および接続事業者において、Bank Pay 参加から遂行までに必要な運用の項目、概要、フローを説明	加盟店、接続事業者	事務委員会
Bank Pay 運用マニュアル 情報処理センター編	決済情報処理センターおよび通信情報処理センターにおいて、Bank Pay 参加から遂行までに必要な運用の項目、概要、フローを説明	情報処理センター	事務委員会
J-Debit クリアリング Web 操作マニュアル	クリアリング情報登録を Web を利用して行う際の概要、ユーザ情報作成、ログインの仕方、ユーザ情報変更等を説明 BP 加盟店の料率等を BP 加盟店金融機関が BP 発行金融機関に対して分類コード単位にオファーし料率を合意するための操作方法を説明	金融機関	-(* 2)
分類コードマニュアル	分類コードの申請方法や申請手続きについて説明	金融機関	金融決済委員会

BP 利用者管理システム操作マニュアル	利用者管理のために提供される管理システムの機能および操作方法について説明	BP 発行金融機関	事務委員会
BP 加盟店管理システム操作マニュアル	加盟店管理のために提供される管理システムの機能および操作方法について説明	BP 加盟店金融機関、決済情報処理センター、加盟店（機構提供店舗アプリもしくはQRステッカー利用加盟店のみ対象）	事務委員会
CAFIS サービス仕様書 BankPay 編	BP 提携アプリ等提供の加盟店等向けの、スマホ決済SVとの接続における仕様概要説明資料	接続事業者、加盟店、通信情報処理センター	－（＊2）
CAFIS スマホデビット API 定義書（＊3）	BP 提携アプリ等提供の加盟店等向けの、スマホ決済SVとの接続におけるAPI仕様詳細説明資料	接続事業者、加盟店、通信情報処理センター	－（＊2）
CAFIS スマホデビット API 定義書（スマホアプリ用 SDK 版）（＊3）	BP 提携利用者アプリ提供の接続事業者のうち、NTTD 提供の SDK を用いる企業向けの API 仕様詳細説明資料	接続事業者	－（＊2）
CAFIS 接続条件設計書 デビットカード業務編	BP 発行金融機関に CAFIS から送信される決済電文の仕様について記載された資料	BP 発行金融機関	－（＊2）
CAFIS 接続条件設計書 クリアリングセンタ編	BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関にクリアリングセンタから送信されるデータの仕様について記載された資料。クリアリングデータを受け取る場合のみ必要。	金融機関	－（＊2）
CAFIS 接続条件設計書 クリアリングセンタ（加盟店）編	BP 提携利用者アプリ提供の加盟店にクリアリングセンタから送信されるデータの仕様について記載された資料	加盟店	－（＊2）
CAFIS Bank Pay サービス接続試験実施要領 金融機関編	BP を行う金融機関向けの試験実施要領	金融機関	－（＊2）
CAFIS Bank Pay サービス接続試験実施要領 加盟店・接続事業者編	BP 提携アプリ等提供の加盟店等向けの試験実施要領	接続事業者、加盟店、通信情報処理センター	－（＊2）
CAFIS 接続試験実施要領 デビットカード業務編	BP 発行金融機関に CAFIS から送信される決済電文の仕様部分の試験実施要領	BP 発行金融機関	－（＊2）
CAFIS 接続試験実施要領 クリアリングセンタ編	クリアリングセンタから送信されるデータ部分の試験実施要領	金融機関、加盟店	－（＊2）

（＊1）上記ドキュメントについては会員専用 HP からダウンロード可能

（＊2）NTT データ作成資料

（＊3）別冊資料が複数有（詳細は該当資料ご参照）

【第1章】 Bank Pay の概要

本章は、Bank Pay に係る全体の概要について説明します。

1. Bank Pay の概要

1. Bank Pay 取引の利用・提供方法

BP 加盟店等が Bank Pay 取引を取扱可能とするには、1)機構が提供するアプリ等を用いる方法の他に、2)BP 加盟店が自らアプリ等を構築し利用 or 提供する方法があります。

金融機関が BP 加盟店となる場合は、1)機構提供アプリ等を利用するか、2-1)自らアプリ等を構築する方法があります。

非金融機関の事業者が BP 加盟店となる場合も、1)の他に、2-2)自ら構築する場合と、3)他の接続事業者が提供するアプリ等を利用する方法があります。

なお、Bank Pay ことら送金・請求書払(ことら税公金)については、1)機構が提供するアプリのみ取扱可能であり、株式会社ことらが提供することら送金サービス、税公金サービスの仕様に基づき提供されます。ことら送金・請求書払(ことら税公金)機能概要については本ガイドライン第9章をご参照ください。

表1:BP 加盟店が選択可能な利用・提供方法とその参照ガイドライン

利用・提供方法	参照ガイドライン(*)	BP 加盟店	
		金融機関	非金融機関
1) 機構が提供するアプリ等	Bank Pay ガイドライン	○	○
2-1) BP 加盟店(金融機関)が構築し 利用・提供するアプリ等	Bank Pay ガイドライン	○	×
2-2) BP 加盟店(非金融機関)が構築し 利用・提供するアプリ等	Bank Pay ガイドライン Bank Pay 提携ガイドライン	×	○
3) 他の接続事業者が提供するアプリ等	Bank Pay 提携ガイドライン	×	○

*参照ガイドラインとは、BP 取引の利用・提供にあたって参照し、遵守すべき内容が記載されているガイドラインを指します。2-2)および3)については、上位文書である Bank Pay ガイドラインと、2-2)の利用・提供に特化した Bank Pay 提携ガイドラインの両方を参照、遵守する必要があります。

尚、本ガイドラインでは、それぞれの方法で利用・提供されるアプリ等(*)を以下の略称呼びます。

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 1) 機構が提供するアプリ等 | … 機構提供アプリ等 |
| 2-1) BP 加盟店(金融機関)が構築し利用・提供するアプリ等 | … BP 金融機関アプリ等 |
| 2-2) BP 加盟店(非金融機関)が構築し利用・提供するアプリ等 | … BP 提携アプリ等 |
| 3) 他の接続事業者が提供するアプリ等 | |

*アプリ等とは、スマホやタブレット用の「利用者アプリ」の他、EC 決済が可能な「BP 取引サイト」、「店舗アプリ」、「QR ステッカー」を指します。それぞれの定義は用語説明の章をご参照ください。

2. Bank Pay の決済方式

BP 取引では、利用者と BP 加盟店の間で支払を行う際の方式として、コード決済方式と直接決済方式の 2 種類があります。

2-1. コード決済方式

コード決済方式は、利用者と BP 加盟店間の支払に必要な取引情報をコードを用いてアプリで読み取り、その内容を API を通じてスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式です。

① コード決済方式の種類

コードを利用者が表示するのか、BP 加盟店が表示するのか、によって MPM 方式と CPM 方式の 2 種類に方式が分かれます。

1. MPM 方式 (Merchant Presented Mode: 店舗提示型)

MPM 方式は、BP 加盟店の店舗アプリ等や QR ステッカー側でコードを生成および表示をし、利用者の支払媒体 (スマホ等) でコードを読み取ることで支払を行う方式です。

なお、BP 加盟店が表示するコードは、動的コード (決済の都度生成され、店舗アプリ等の画面上で表示される) か、静的コード (QR ステッカーの形態で店頭に表示され、繰り返し決済の際に利用される) のいずれかを選択できます。

2. CPM 方式 (Consumer Presented Mode: 利用者提示型)

CPM 方式は、利用者の支払媒体でコードを生成および表示をし、BP 加盟店の店舗アプリ等でコードを読み取ることで支払を行う方式です。

② コードの種類

BP では、BP 取引時に読み取るコードの仕様を JEPPPO 共通コード (以下「共通コード」といいます) と BP 加盟店独自コード (以下「ハウスコード」といいます) の 2 種類に区別しています。

1. JEPPPO 共通コード (共通コード)

JEPPPO 共通コードは、機構が仕様規定を行った BP 共通のコードです。共通コードを利用した支払媒体は、同じく共通コードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間で BP 取引が可能です。

2. BP 加盟店独自コード (ハウスコード)

BP 加盟店独自コードは、BP 加盟店が独自に仕様規定を行ったコードです。ハウスコードを利用した支払媒体は、同じくハウスコードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間でのみ BP 取引が可能です。

2-2. 直接決済方式

直接決済方式は、コードは用いずに、アプリまたは BP 取引サイト (*) から直接 API を通じて、決済電文をスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式です。

(*) アプリを使用して WebView で取引を行う場合も、BP 取引サイトとする。

3. BP 取引で利用可能なアプリ等の媒体

BP 取引では、機構提供アプリ等、BP 金融機関アプリ等、BP 提携アプリ等として利用・提供可能な媒体と、それぞれに対応した決済方式、コード種類を以下の表の通りに定めています。

注)今後新たな媒体が追加される可能性もあります。

表2:機構提供アプリ等

媒体	決済方式		コード種類
機構提供利用者アプリ	コード決済方式	MPM、CPM	共通コード
機構提供店舗アプリ※		MPM	
機構提供 QR ステッカー※			

※2025年1月より加盟店の新規申込の受付停止

表3:BP 金融機関アプリ等

媒体	決済方式		コード種類
BP 金融機関利用者アプリ	コード決済方式	MPM、CPM	共通コード
BP 金融機関店舗アプリ等			

表4:BP 提携アプリ等

媒体	決済方式		コード種類
BP 提携利用者アプリ	直接決済方式		—
	コード決済方式	MPM、CPM	共通コード
BP 提携店舗アプリ等			ハウスコード
BP 提携 QR ステッカー		MPM	ハウスコード
BP 提携取引サイト(*)	直接決済方式		—

(*)アプリを使用して WebView で取引を行う場合も、BP 提携取引サイトとする。

2. Bank Pay 取引パターン

1. Bank Pay 取引の対面／非対面方式種別

1—1. 対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴き、利用者アプリもしくは取引サイト(以下「利用者アプリ等」といいます)を利用して BP 取引を行うことを指します。

セルフレジ等の無人取引の場合でも、利用者が BP 加盟店の店舗等に赴いて決済することになるので、これは対面方式とします。(BP 加盟店店員らによる決済取引時の立ち合い・監視が可能な場所における決済)。

1—2. 非対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴くことなく、BP 提携利用者アプリや BP 提携取引サイトを利用して BP 取引を行うことを指します。(非対面で、BP 加盟店従業員らによる決済時の立ち合い・監視が不可能な場合は、非対面方式とします。)

2. Bank Pay 取引の取引種別

2—1. 都度決済

都度決済とは、利用者が BP 加盟店提供の商品もしくはサービスを購入する毎に口座引落を行う取引を指します。対面のコード決済方式での支払時や、非対面の直接決済方式で利用できます。

2—2. 継続課金

継続課金とは、BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り口座引落を行う取引を指します。事前に決めた引落日に、一定金額を口座引落します。サブスクリプション(定期購買)型のサービス提供の支

払など、非対面の直接決済方式で利用できます。

2-3. チャージ

チャージとは、口座引落処理により、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)および資金移動事業者等のサービスに対し入金する取引を指します。

また、利用者が BP 加盟店と事前にとり決めた条件(金額や日時等)に則り口座引落を行い、チャージの取引を行うことを以下「オートチャージ(*)」と呼びます。本ガイドラインでは、オートチャージも取引種別上は「チャージ」として定義します。対面のコード決済方式での支払時や、非対面の直接決済方式で利用できます。

なお、Bank Pay ではチャージの種類を前払式支払手段(ハウス)／前払式支払手段(オープン)／資金移動の3つとし、前払式支払手段に係るハウス／オープンの定義は以下の通りとしています(前払式支払手段と資金移動の区分は資金決済に関する法律に基づき、どの登録の範囲で当該サービスを提供するかにより、判断を行います)。

※以降、それぞれの種類を、チャージ(ハウス)／チャージ(オープン)／チャージ(資金移動)と表現します。

●チャージ(ハウス)

①バリュー提供者自身またはバリュー提供者自身と資本関係のあるグループ会社のサービス対価としてのみ利用可能なバリューチャージ

※前払式支払手段においても、資金決済に関する法律の摘要範囲で、バリュー間の送金を行うことは可能です。

②バリュー提供者と提携する特定一社または当該特定一社と資本関係のあるグループ会社のサービス対価としてのみ利用可能なバリューチャージ

●チャージ(オープン)

チャージ(ハウス)に該当しない前払式支払手段チャージ

(例:バリュー提供者と提携する複数の提携先のサービス対価として利用可能なバリューへのチャージ取引)

※前払式支払手段においても、資金決済に関する法律の摘要範囲で、バリュー間の送金を行うことは可能です。

3. Bank Pay 取引のパターン一覧およびイメージ

3-1. Bank Pay 取引のパターン一覧

BP 取引で取扱可能な取引パターンの一覧を以下表1に、また、本章で定義している提供形態と、序章で定義している「BP 加盟店」と「接続事業者」、「接続事業者兼 BP 加盟店」の関係性について、表2に記載します。

表1:Bank Pay 取引のパターン一覧

#	支払媒体の種類	決済方式の種類	コード読取方式の種類	コードの種類	対面/非対面方式種別	取引種別	備考	主な取引のイメージ		
1	機構提供利用者アプリ および BP金融機関利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	図1(店舗アプリの場合)		
チャージ						店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定	図2(QRステッカーの場合)			
3					非対面方式	都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読む形での利用を想定	図4		
4					GPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人での利用を想定	図3
5								チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定	
6	BP提携利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	図1(店舗アプリの場合)		
7						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定	図2(QRステッカーの場合)		
8					非対面方式	都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読む形での利用を想定	図4		
9					GPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済		図3
10								直接決済方式	—	—
11	継続課金									
12	チャージ									
13	BP提携 取引サイト	直接決済方式	—	—	対面方式/ 非対面方式	都度決済	ウェブサイト等から直接APIを呼ぶ形を想定	図5		
14						継続課金				
15						チャージ				

表2:提供形態とプレイヤーの関係性

● : 対象、- : 対象外

No	提供形態				プレイヤー区分		
	アプリ等媒体	決済方式	具体的な提供企業イメージ (例)	接続事業者	BP加盟店※ 1	接続事業者兼 BP加盟店※ 1	
1	機構提供アプリ等	利用者アプリ	共通コード	JEPPPO	-	-	-
2		店舗アプリ	共通コード	小～中規模加盟店	-	●	-
3		QRステッカー	共通コード	個人商店、小規模加盟店	-	●	-
4	BP金融機関アプリ等	利用者アプリ	共通コード	各金融機関様のアプリバンキング用アプリ	- ※ 3	-	-
5		店舗アプリ等	共通コード	小～中規模加盟店	-	●	-
6	BP提携アプリ等	利用者アプリ	共通コード	Wallet事業者	●	-	-
7			直接決済方式	電子マネー提供事業者（チャージ利用）、アプリを使用したEC事業者	-	-	●
8		店舗アプリ等	共通コード	大規模加盟店	-	●	-
9		利用者／店舗アプリ等※2	ハウスコード	大規模加盟店	-	-	●
10		利用者／QRステッカー※ 2	ハウスコード	大規模加盟店	-	-	●
11		提携取引サイト	直接決済方式	取引サイトを使用したEC事業者	-	-	●

※ 1 BP加盟店には、決済情報処理センタ、任意組合等含む

※ 2 ハウスQR対応加盟店は、現時点では、利用者アプリとセットで提供を前提に記載

※ 3 金融機関は接続事業者（連鎖接続先）にはならない

3-2. 主な取引イメージ

3-1. に記載の Bank Pay 取引パターンにおける具体的なイメージを図1～5に示します。

図1:コード決済方式(MPM)の対面方式で、店舗アプリ等を利用した取引を行う場合

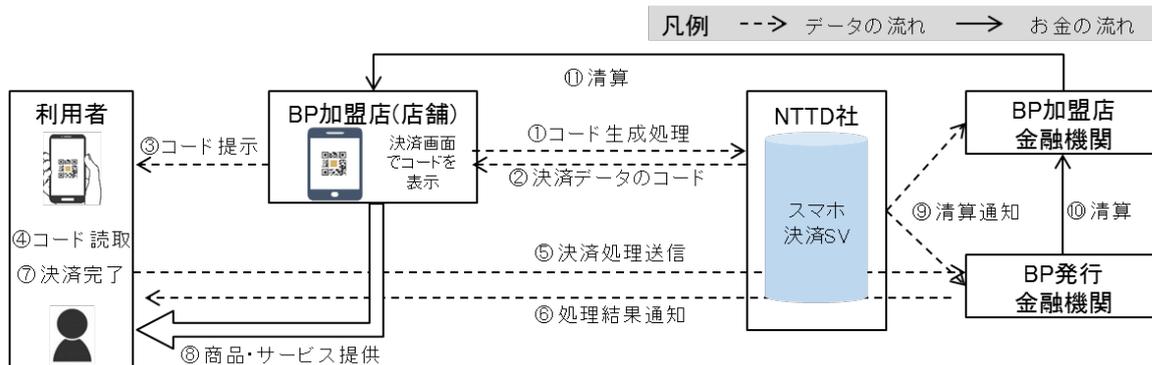


図2:コード決済方式(MPM)の対面方式で、QRステッカーを利用した取引を行う場合

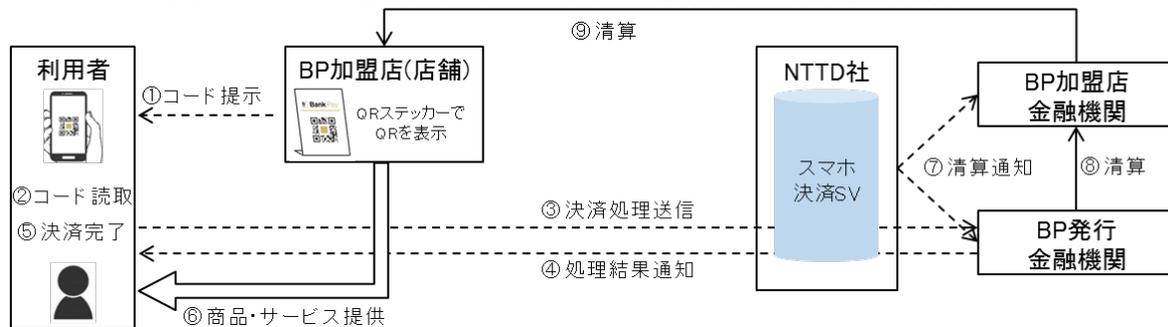


図3:コード決済形式(CPM)の対面方式で取引を行う場合

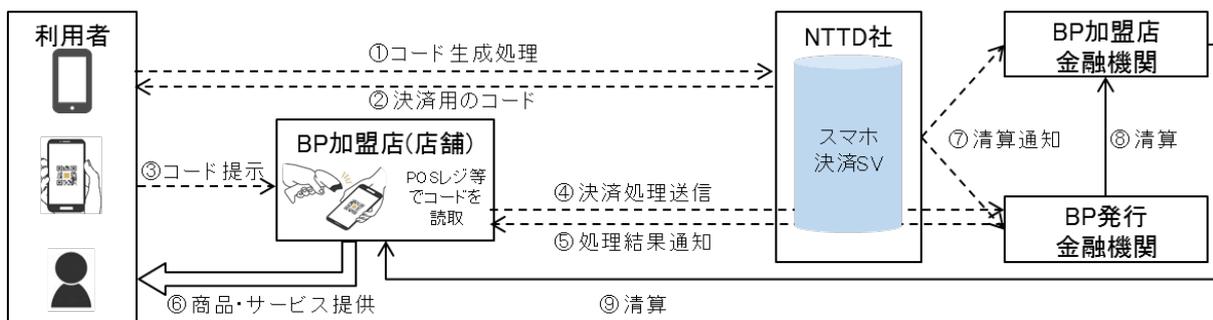


図4:コード決済方式(MPM)の非対面方式で取引を行う場合

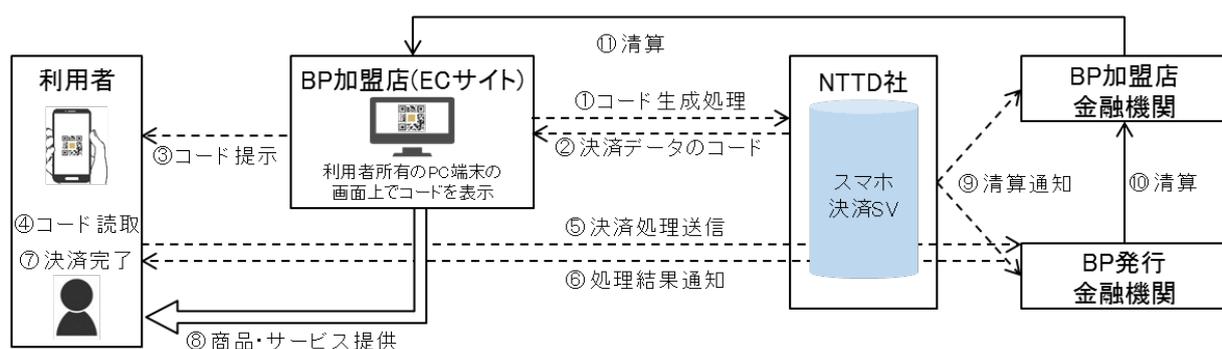
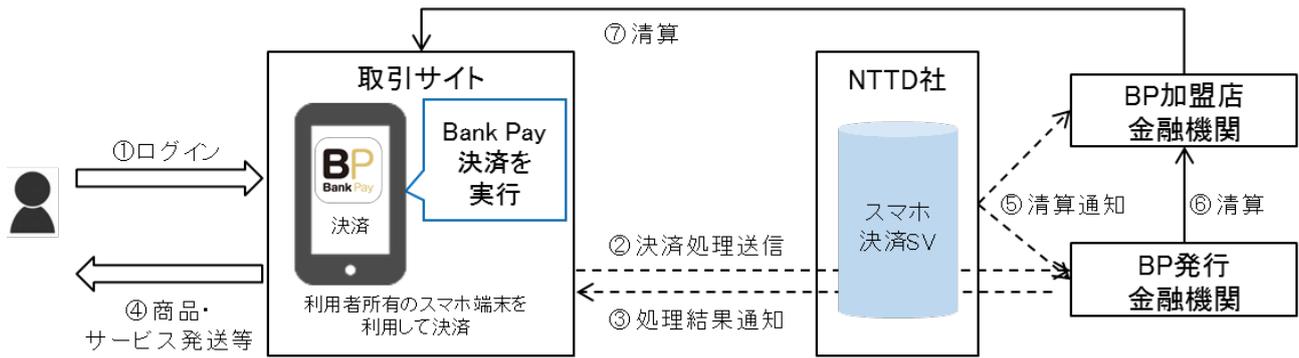


図5:直接決済方式で取引を行う場合(BP 提携利用者アプリ利用時)

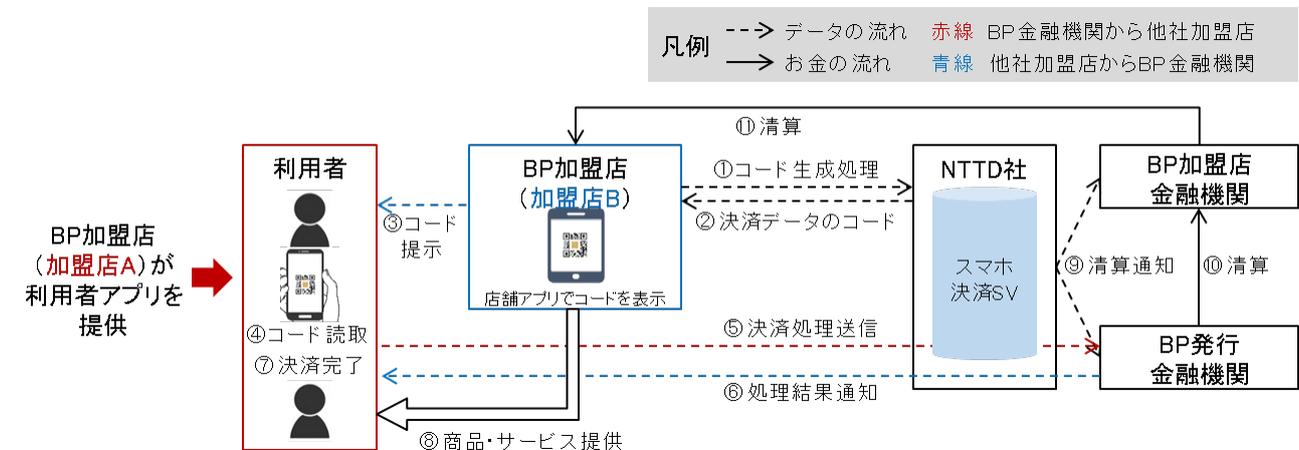


3—3. 共通コードによる支払媒体もしくは店舗アプリ等や QR ステッカー提供時における注意点

共通コードを利用した機構提供利用者アプリ、BP 金融機関利用者アプリ、もしくは BP 提携利用者アプリは、共通コードで支払が可能となる全ての店舗アプリ等や QR ステッカーで支払が可能です。共通コードを採用した場合、以下利用イメージ図6のように利用者アプリの提供者の BP 加盟店と支払を受け付ける BP 加盟店が異なる場合でも店舗間での利用が可能となります。

図6:利用者アプリの提供者と支払を受け付ける BP 加盟店が異なる場合

(例)BP 加盟店(加盟店 A)が利用者アプリを提供し、他加盟店店舗(加盟店 B)で決済する場合



3—4. GWシステム提供者利用時のシステム接続構成および契約形態

BP加盟店が、GWシステム提供者を利用してBP取引を行う場合の、システム接続構成と契約形態について図7および図8に示します。

図7:システム接続構成(GWシステム提供者利用時)
(例)コード決済形式(CPM)の対面方式で取引を行う場合

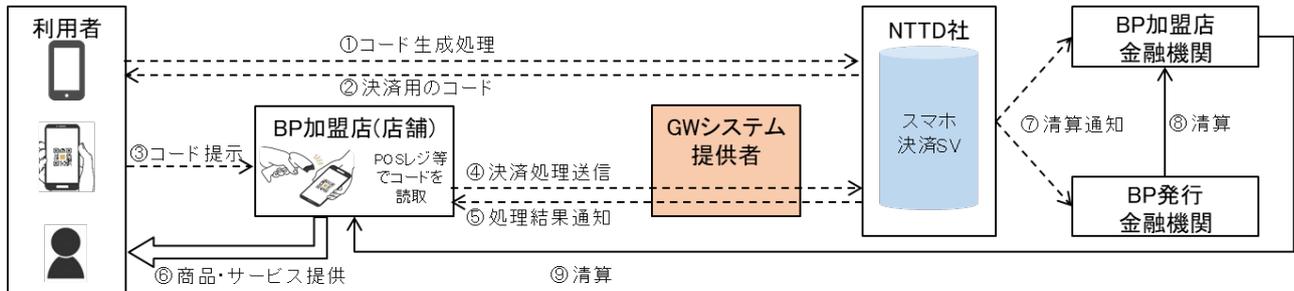
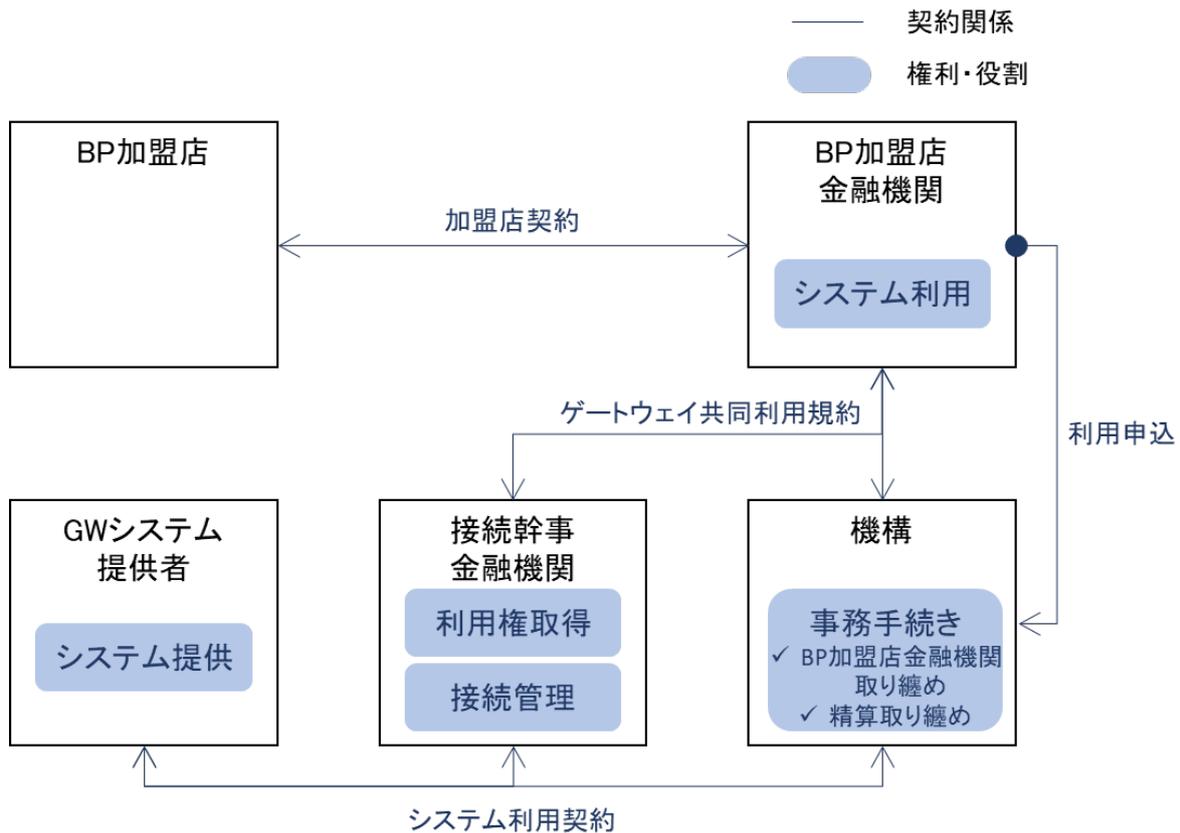


図8:契約構成(GWシステム提供者利用時)



4. 再接続事業者との連携

BP の接続事業者として登録した事業者以外の事業者のアプリまたは BP 取引サイトから、BP 提携利用者アプリまたは BP 提携取引サイトに接続して BP 決済を行うことを、「再接続事業者からの連携」と呼びます。

なお、BP の仕組みを用いて、利用者のために支払に関する決済情報(支払額、支払先等の情報)を接続事業者に連携する場合、再接続事業者に該当します。

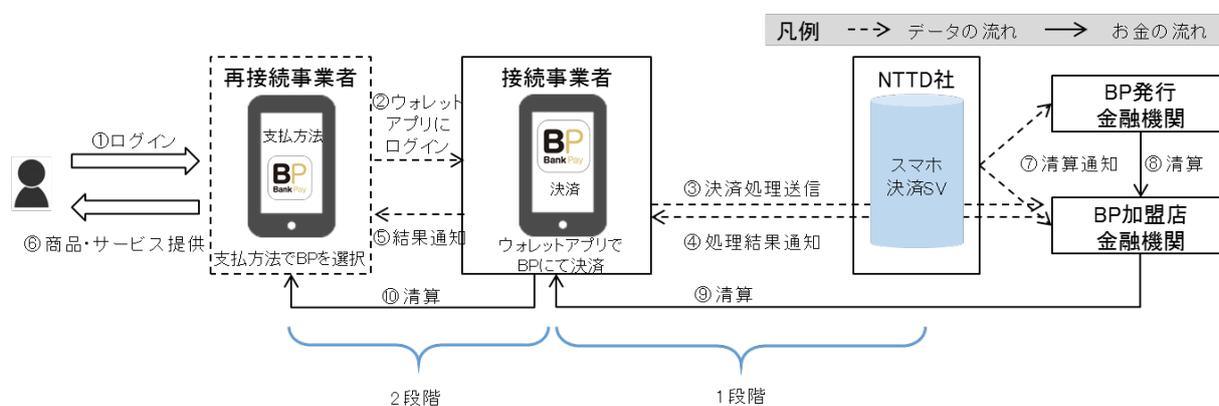
Bank Pay では、スマホ決済 SV からの 3 段階以上の再接続事業者の連携は認められていません。

また、「接続事業者」と「再接続事業者」をあわせて「接続事業者等」と総称します。

接続事業者は、再接続事業者に対して、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守することを再接続事業者の義務とすることを個別の契約に明記し、契約締結する再接続事業者にこれらを遵守させるものとします。

図9:再接続事業者からの連携取引イメージ

(例)再接続事業者の利用者アプリから接続事業者の利用者アプリ(ウォレットアプリ)を通じて BP 取引を行う場合



【第2章】BP 発行金融機関へのガイドライン

1. Bank Pay への参加について

BP 発行金融機関が Bank Pay に参加する場合、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って機構への参加申請及び、利用者との手続等を進めてください。

J-Debit を取り扱わずに Bank Pay へ参加する場合、必要な対応事項を「Bank Pay 運用マニュアル」にて必ず確認してください。

また、Bank Pay は J-Debit を基本とするサービスのため、下記のドキュメントも必ず確認してください。

- ・J-Debit ガイドライン(1-1～1-6、2-1～2-2、2-5～2-8、3-1～3-5、3-7、3-9)
- ・システムガイドライン(1～2.2、3.1～3.10、4.1～4.6、6～8)
- ・J-Debit 商用情報変更マニュアル
- ・金融機関関連情報 WEB システム 操作マニュアル:1-1～2-2

2. 遵守すべき事項

1. Bank Pay 取引規定を整備すること

BP 発行金融機関は、預金者向け利用約款などに、機構が発する「BP 取引規定(参考例)」の内容を参考として BP 取引に関する規定を記載するとともに、利用者に対する注意事項を記載して、本ガイドラインに基づいた利用者への注意喚起を行う必要があります。

2. Bank Pay に関連する必要な情報を利用者へ告知すること

BP 発行金融機関は、本ガイドライン第10章「3. 利用者に対して注意喚起すべき内容」を踏まえて、利用者への告知を行うことが必要です。

3. Bank Pay の利用可能時間について、機構に情報連携すること

機構は、利用者に対して、各 BP 発行金融機関における Bank Pay 利用可能時間について、情報を提供します。よって、BP 発行金融機関は、機構に対して、その登録預金口座によって Bank Pay が利用できる時間帯についての情報を連携する必要があります。

また、Bank Pay 利用可能時間帯に変更がある場合においても、機構に情報を連携する必要があります。

なお、Bank Pay の利用可能時間には、当該 BP 発行金融機関の口座により利用者が Bank Pay 取引を実施可能な時間および、(当該 BP 発行金融機関が利用者の口座情報登録時の本人認証にネット口振方式を採用している場合は)ネット口振方式による口座情報登録が可能な時間が含まれ、機構に利用可能時間帯の連携がそれぞれ必要となります。

4. 不正利用時発生時は取引規定に従って対応すること

利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難により、第三者による不正な BP 取引が行われた場合には、BP 発行金融機関は、BP 取引規定に従い利用者への補償対応等を行ってください。

5. BP 金融機関利用者アプリを提供する場合、アプリ規約を策定して利用者の合意を得ること

BP 発行金融機関が BP 金融機関利用者アプリを提供する場合、該当する利用者アプリについてアプリ規約を策定し、利用者の合意を得た上で当該アプリを通じたサービスを提供すること。このアプリ規約は、機構提供利用者アプリに対する機構所定の「Bank Pay 利用者アプリ規約」の内容を参照して策定してください。

6. 決済メンテナンス情報を利用者管理システムに登録すること

発行金融機関は BP 利用者管理システムの「決済メンテナンス情報」登録機能を使用し、決済利用が不可となる時間帯を予め登録しておき、利用者が決済する前に予め利用不可時間帯であることを検知できるようにしてください。

7. 電子決済等代行業者契約に係る公表事項を BP 発行金融機関の web サイトに掲載すること

Bank Pay 取引(ことら送金含む)において株式会社 NTT データは電子決済代行業者に当たるため、BP 発行金融機関は Web サイトにて機構が用意する「電子決済代行業者契約に係る公表事項」を掲載してください(または機構所定のページへのリンク掲載を行ってください)。

8. 不正検知モニタリング情報を利用者管理システムに登録すること

BP 発行金融機関は BP 利用者管理システムの「不正検知」登録機能を使用し不正検知モニタリング機能(決済)のメール通知先、検知条件を設定してください。

3. BP 加盟店等との適切な連携

BP 発行金融機関は、有事の際は BP 加盟店等と適切な連携を行う必要があります。

1. Bank Pay 取引に関する責任部署を定めること

2. BP 加盟店金融機関を通じて BP 加盟店等との適切な連携を行うこと

BP 発行金融機関は、BP 加盟店金融機関を通じて、BP 加盟店等との適切な連携を行うものとする。

3. BP 加盟店等における事故等の発生時、調査、報告および改善策の策定・実施を定めること

BP 発行金融機関は、発行した口座に関して BP 加盟店等における顧客情報の漏えい、顧客情報の不適切な取扱、顧客の預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な本件取引等の事故、機構が定める規約およびガイドラインへの違反等の発生を認知した場合、自らまたは BP 加盟店金融機関もしくは機構を通じて、BP 加盟店等に対して、当該事故・逸脱行為等の必要な調査、報告ならびに改善策の策定および実施を定めることとする。

4. セキュリティ対策に関して利用者に対して注意喚起すべき内容

1. Bank Pay 登録・利用について、利用者に対して注意すべき内容

BP 発行金融機関は、口座登録時・ホームページ・ATM 周辺・DM 等の利用者との接点において、口座所有者に対して以下内容を告知すること。

なお、詳細については第10章を確認すること。

1—1. 暗証番号・決済用 PW を他者に教えないこと

1—2. 推測されやすい決済用 PW(例:誕生日・電話番号)を設定しないこと

1—3. 利用者端末の標準的なセキュリティ対策を行うこと

- 1—4. 機構提供利用者アプリの使い方に応じて、適切な決済用PW入力設定をすること
- 1—5. 決済用PW入力の際は、後方から見られないよう注意すること
- 1—6. 利用者アプリによる支払時、取引結果を必ず確認すること
- 1—7. 利用者端末を紛失した際、直ちに発行金融機関に連絡すること
- 1—8. 通帳記帳時は、記帳内容を確認すること

5. システム管理、運用について注意すべき内容

1. 金融機関システムへの標準的なセキュリティ予防対策

第三者が金融機関システムを攻撃して利用者情報を不正に取得することを予防するため、金融機関システムにおいて一般的な対策を実施すること。例えば、ユーザ認証、暗号化、ファイアウォール、ウィルス対策、アクセス制御、等。

2. ネット口振受付における不正申請対策

第三者がなりすましによって利用者アプリの口座登録を実施することを予防するため、ネット口振受付申請のプロセスにおいて各発行金融機関が定める十分なセキュリティ対策を実施すること。また、口座登録完了時に預金者に登録完了をメール通知することを推奨する。申請条件の設定(IB 契約がある利用者、ワンタイムパスワードアプリの採用、等)、口座登録時の認証方法として、多要素認証(ワンタイムパスワード、生体認証、IVR 認証、乱数表)の実装、申請者と口座名義人名の同一性チェックを行うこと。

3. 緊急時における利用者アプリ等利用停止の体制整備

＜利用者が機構提供利用者アプリを使用している場合＞

利用者による利用者端末の紛失・盗難等が発生した場合、悪意ある第三者の不正取引による被害抑止のために対策が必要である。ヘルプデスクが利用者から当該事象について連絡を受けた場合は、ヘルプデスクにおいて BP 利用者管理システムを操作して当該利用者アプリ等の利用停止を実施する。ヘルプデスクは 24 時間 365 日体制でこの対応を行う。

一方、当該事象を受けて利用者が BP 発行金融機関に連絡する可能性も考えられる。BP 発行金融機関は、BP 利用者管理システムによる利用停止操作が可能なケースにおいては、BP 利用者管理システムから当該アプリの利用停止の範囲(口座・アカウント単位)を決め、停止をすること。

なお、ヘルプデスク、または、ある BP 発行金融機関における BP 利用者管理システムから、特定の利用者の BP 利用者アプリ(共通コード)について「利用停止」を行った場合、当該 BP 利用者アプリ(共通コード)に登録されている全ての BP 発行金融機関の口座について同時に利用停止となる。

＜利用者が上記以外のアプリ等を使用している場合＞

利用者による利用者端末の紛失・盗難等が発生した場合、悪意ある第三者の不正取引による被害抑止のために対策が必要である。ヘルプデスクもしくは発行金融機関が利用者から当該事象について連絡を受けた場合は、当該アプリ等提供者へ連絡するよう案内を実施する。ヘルプデスクは 24 時間 365 日体制でこの対応を行う。

一方、当該事象を受けて利用者が BP 発行金融機関に連絡する可能性も考えられる。BP 発行金融機関は、

BP 利用者管理システムによる利用停止操作が可能なケースにおいては、BP 利用者管理システムから当該アプリの利用停止の範囲(口座・アカウント単位)を決め、停止をすること。

なお、ヘルプデスク、または、ある BP 発行金融機関における BP 利用者管理システムから、特定の利用者の BP 利用者アプリ(共通コード)について「利用停止」を行った場合、当該 BP 利用者アプリ(共通コード)に登録されている全ての BP 発行金融機関の口座について同時に利用停止となる。

4. 疑わしい取引の監視

スマホ決済SVから通知された第三者による利用者アプリ等のなりすまし利用等、疑わしい取引等を確認し、被害拡大防止に向けた初動対応をするための運用体制を整備すること。

5. BP 加盟店等の状況把握ができる仕組の装備(推奨)

管理・運用上、必要に応じて、クリアリングセンターからの還元データを元に、不正使用がおきた BP 加盟店・店舗、接続事業者を検出し、モニタリング等できるよう、BP 加盟店等の状況を把握できる仕組みを装備することが望ましい。

6. 不正利用に係る利用者対応

利用者申告時に、利用者から事象に係る情報収集を行い、利用者要望に応じて利用停止等の措置を行う。金融機関ホストでのログ解析等により調査を実施する。不正利用と判断した場合は、各 BP 発行金融機関の取引規定に従い、補償対応等を行うこと。

7. 不正利用発生時の被害報告

発行金融機関は利用者からの申告や、自行でのモニタリングにより不正利用被害を検知、または不正が疑われる取引を確認したときは、機構所定の報告書で事務局へ申請・提示すること。

機構は事象や被害範囲を確認の上、全部または一部のサービス停止等の被害抑止措置を取り、対応策や再開基準等を適宜発行金融機関へ連絡する。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照ください。また、サービス停止範囲は、本ガイドライン11章をご参照ください。

6. システム運用について注意すべき内容

1. 機構提供利用者アプリに適用される支払限度額等設定値に関する申請

機構提供利用者アプリにBP発行金融機関として設定すべき設定値等について、機構所定の方法で申請・提示すること。設定・提示が必要な申請項目例について、以下に例示する。(*)

なお、ことら送金限度額については支払限度額と別枠として管理しているため、BP ことら参加金融機関に該当する場合は「第8章 5. システム運用について注意喚起すべき内容」もあわせてご参照。

(*)申請項目詳細は「Bank Pay Web 申請システムマニュアル」、本ガイドライン9章4項、5項を参照すること。機構提供利用者アプリは、「支払限度額申請」にある「①支払限度額(対面方式)共通 QR-eKYC あり」に分類される。

申請項目 代表例	補足
BankPay 取引規定 URL	Bank Pay 取引規定をオンライン公開している Web サイトの URL 。WebView

	<p>で表示可能な URL の用意が必要(例えば http から始まるアドレスと PDF は不可)。 BP 提携アプリ等提供の接続事業者にも本 URL が展開される。</p>
<p>支払限度額 (1回あたり上限額)</p>	<p>利用者に対して許容する BP 機構提供利用者アプリによる支払1回あたりの上限金額</p>
<p>支払限度額 (1日あたり上限額)</p>	<p>利用者に対して許容する BP 機構提供利用者アプリによる支払1日あたりの上限金額</p>
<p>金融機関アイコン</p>	<p>BP 機構提供利用者アプリの金融機関選択画面に表示させる金融機関アイコンを申請書と共に電子メールに添付して事務局に提出する。(ファイル形式:PNG、ファイルサイズ:210 x 210 ピクセル) BP 提携アプリ等提供の接続事業者にも本アイコンが展開される。</p>

2. BP 提携アプリ等に適用される支払限度額に関する申請

BP 発行金融機関は、BP 提携アプリ等に適用される支払限度額についても、機構所定の申請書で申請・提示すること。表1に BP 発行金融機関として設定可能な支払限度額の種類を、表2に取引パターン毎に適用される支払限度額を、表3に設定可能な支払限度額を示す。なお、設定された額は、接続事業者等から API にて参照することができるため、必ず設定可能上限額の範囲内で全ての Bank Pay 類型(eKYC 有無に拘わらず)について上限額を設定してください。

(*)申請項目詳細は「Bank Pay Web 申請システムマニュアル」、「Bank Pay 提携ガイドライン」4章1項2節「5-7. 登録口座の支払限度額に係る設定」を参照すること。

表1. BP 発行金融機関で設定可能な支払限度額の種類

項番	限度額類 項目			値の 決定者	提携アプリ等への 適用	概要	設定値 情報保持先 (金額チェック を行う場所)	
A	ご利用限度額			1日 あたり	BP発行 金融機関	●	・BP発行金融機関によって定義が異なる (例)口座単位で1日あたりに設定される、 J-Debit・キャッシュアウト・Bank Payの利用額 合計を含むATM引出限度額	金融機関 ホスト
B	支払限度額 (対面方式)	共通QR	eKYCあり	1日 あたり	BP発行 金融機関	●		
C				1回 あたり		●		
D			1日 あたり	●				
E		ハウス QR	eKYCなし	1日 あたり		●		
F				1回 あたり		●		
G				1日 あたり		●		
H			eKYCあり	1日 あたり		●		
I				1回 あたり		●		
J				1日 あたり		●		
K	支払限度額 (非対面方式: 都度決済)	eKYCあり	1回 あたり	BP発行 金融機関	●	・BP発行金融機関によって設定が可能な支払限度額 ・アプリ単位で左記限度額が適用される(*1) ・支払の都度、左記取引種別の単位で限度額チェックが行われる ・スマホ決済SVは、加盟店等からの決済電文のAPIに設定される「決 済種別」項目の設定値により、左記対象の限度額を判別する ・口座単位で適用される (*1)例えば、AアプリとBアプリで同一銀行の同一口座が設定さ れている前提下、Aアプリで1日あたりの支払限度額を使用して も、Bアプリでも同様に1日あたりの支払限度額の範囲で支払い が可能となる。	スマホ決済 SV	
L			eKYCなし		1日 あたり			●
M		1回 あたり			●			
N		支払限度額 (非対面方式: 継続課金)	eKYCあり		1日 あたり			BP発行 金融機関
O	1回 あたり			●				
P	eKYCなし		1日 あたり	●				
Q			1回 あたり	●				
R	支払限度額 (非対面方式: チャージ、 オープン)	eKYCあり	1日 あたり	BP発行 金融機関	●			
S			1回 あたり		●			
T		eKYCなし	1日 あたり		●			
U			1回 あたり		●			
V	支払限度額 (非対面方式: チャージ、ハ ウス)	eKYCあり	1日 あたり	BP発行 金融機関	●			
W			1回 あたり		●			
X		eKYCなし	1日 あたり		●			
Y			1回 あたり		●			
Z	支払限度額 (非対面方式: チャージ、資 金移動)	eKYCあり	1日 あたり	BP発行 金融機関	●			
AA			1回 あたり		●			
AB	接続事業者/BP金融機関の 支払限度額			1日 あたり	利用者	-	・上記支払限度額の範囲内で、接続事業者もしくはBP金融機関 利用者アプリ提供金融機関が設定する、支払限度額	接続事業者/BP金融機関 のシステム
AC				1回 あたり	-	-		

<凡例> ●必ず適用される(提携アプリ等による支払金額が、該当する限度額を超過した
場合は、設定値情報保持先が取引エラーを返す)

-接続事業者もしくはBP金融機関利用者アプリ提供金融機関の方針で適用有無を決定する

表2. 取引パターン毎に適用される支払限度額

#	支払媒体の種類	決済方式の種類	コード読取方式の種類	コードの種類	対面/非対面方式種別	取引種別	備考	適用される限度額 (表1項番と整合)(*)	
1	機構提供 利用者アプリ および BP金融機関 利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	A,B,C,D,E	
2						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定		
3					非対面方式	都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読む形での利用を想定		
4			5	CPM	共通コード	対面方式	都度決済	店舗にて対人での利用を想定	A,B,C,D,E
チャージ							店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定		
6	BP提携 利用者アプリ	コード読取方式	MPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済	店舗にて対人もしくはQRステッカーでの利用を想定	A,B,C,D,E もしくは A,F,G,H,I	
7						チャージ	店舗にて対人もしくはチャージ機での利用を想定		
8					非対面方式	都度決済	ウェブサイト等のEMV仕様のコードを読む形での利用を想定		
9			CPM	共通コード もしくは ハウスコード	対面方式	都度決済		A,B,C,D,E もしくは A,F,G,H,I	
10			直接決済方式	—	—	非対面方式	都度決済	アプリから直接APIを呼ぶ形を想定	A,J,K,L,M
11	継続課金	A,N,O,P,Q							
12	チャージ	第三者:A,R,S,T,U 自家:A,V,W,X,Y 資金移動:A,Z,AA							
13	BP提携 取引サイト	直接決済方式	—	—	対面方式/ 非対面方式	都度決済	ウェブサイト等から直接APIを呼ぶ形を想定	A,J,K,L,M	
14						継続課金		A,N,O,P,Q	
15						チャージ		第三者:A,R,S,T,U 自家:A,V,W,X,Y 資金移動:A,Z,AA	

(*)AB、ACは記載対象外。

表3. BP 提携アプリ等(eKYC なし)に係る設定可能な支払限度額一覧

BP 提携アプリ等の支払限度額は以下の範囲での設定とすること。

- ・提携アプリ等のサービス申込時に、アプリ事業者が eKYC 等※1(身元確認)実施する場合は、不正被害リスクが限定されることから、取引上限は一律 100 万円とする。
- ・提携アプリ等のサービス申込時に、アプリ事業者が eKYC 等※1(身元確認)を実施しない場合は、サービス特性や金融機関口座紐づけ時の二要素認証の組み合わせから、リスクレベルに応じて、下表の上限金額(回、日)を設定。

Bank Pay 類型 (カテゴリ分類)		ネット口振方式の 口座認証方法 (所持物認証)	リスクレベル	Ⅱ. 上限金額設定(理論値)		Ⅲ. 上限金額設定	
				利用上限金額/ 回	利用上限金額/ 日	利用上限金額/回	利用上限金額/ 日
1 2 3 4 5 6 対面	共通QR 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	50,000 円	100,000 円	50,000 円	100,000 円
		IVR	2.25	33,333 円	66,667 円	30,000 円	65,000 円
		乱数表	3.0	25,000 円	50,000 円	25,000 円	50,000 円
	ハウスQR 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.0	75,000 円	150,000 円	75,000 円	150,000 円
		IVR	1.5	50,000 円	100,000 円	50,000 円	100,000 円
		乱数表	2.0	37,500 円	75,000 円	35,000 円	75,000 円
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 非対面	前払式支払手段 (ハウス) 【チャージ】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	50,000 円	100,000 円	50,000 円	100,000 円
		IVR	2.25	33,333 円	66,667 円	30,000 円	65,000 円
		乱数表	3.0	25,000 円	50,000 円	25,000 円	50,000 円
	前払式支払手段 (オープン) 【チャージ】	ワンタイムパスワード・生体情報	2.25	33,333 円	66,667 円	30,000 円	65,000 円
		IVR	3.37	22,255 円	44,510 円	20,000 円	40,000 円
		乱数表	4.5	16,667 円	33,333 円	15,000 円	30,000 円
	資金移動※3 【チャージ】	ワンタイムパスワード・生体情報	4.5	適用不可※2 (eKYC等※1必須)		適用不可※2 (eKYC等※1必須)	
		IVR	6.75				
		乱数表	9.0				
	EC決済(都度払い) 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	50,000 円	100,000 円	50,000 円	100,000 円
		IVR	2.25	33,333 円	66,667 円	30,000 円	65,000 円
		乱数表	3.0	25,000 円	50,000 円	25,000 円	50,000 円
EC決済(継続課金) 【デビット】	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	50,000 円	100,000 円	50,000 円	100,000 円	
	IVR	2.25	33,333 円	66,667 円	30,000 円	65,000 円	
	乱数表	3.0	25,000 円	50,000 円	25,000 円	50,000 円	
22 23 24 参考	機構アプリ※3 金融機関独自アプリ (対面取引の場合)	ワンタイムパスワード・生体情報	1.5	機構提供利用者アプリはeKYCを導入済み			
		IVR	2.25				
		乱数表	3.0				

※1: 犯罪収益移転防止法 施行規則 第6条1項第1号 に記載されたいずれかの方法

※2: 「資金移動」カテゴリは身元確認実施が法要件であることから、eKYC必須といたします。

※3: BP金融機関アプリは、アプリ事業者が金融機関であるため、金融機関のバンキングアプリの身元確認手段を前提に取引実施いたします。

3. システム故障発生時の報告

発行金融機関は自機関システムの故障を検知した場合は、機構所定の様式で事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ故障速報を連絡すること。事務局は速やかに Bank Pay 参加機関(金融機関、接続事業者、BP 通信情報処理センター)へ当該故障を連絡する。発行金融機関は、故障継続中は適宜経過報を、故障復旧時には復旧報を事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ提示する。

なお、事務局へ故障速報を提示するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照ください。

【第3章】BP 加盟店金融機関へのガイドライン

1. Bank Pay への参加について

BP 加盟店金融機関が Bank Pay に参加する場合、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って機構への参加申請及び、BP 加盟店・接続事業者・BP 情報処理センターとの手続等を進めてください。

J-Debit を取り扱わずに Bank Pay へ参加する場合、必要な対応事項を「Bank Pay 運用マニュアル」にて必ず確認してください。

また、Bank Pay は J-Debit を基本とするサービスのため、下記のドキュメントも必ず確認してください。

- ・J-Debit ガイドライン(1-1~1-6、2-1~2-2、2-5~2-8、3-1~3-5、3-7、3-9)
- ・システムガイドライン(1~2.2、3.1~3.10、4.1~4.6、6~8)
- ・J-Debit 商用情報変更マニュアル
- ・金融機関関連情報 WEB システム 操作マニュアル:1-1~2-2

2. 遵守すべき事項

1. BP 加盟店等を適切に審査すること(登録審査)

Bank Pay の安全性確保と安定的運用を維持するためには、BP 加盟店もしくは接続事業者として適格であることを審査し、適切と認められた BP 加盟店もしくは接続事業者のみが当該サービスを提供できる必要がある。については、BP 加盟店金融機関は、Bank Pay を提供しようとする者の審査を実施し、BP 加盟店もしくは接続事業者と契約を締結することとする。

- BP 加盟店金融機関は、BP 直接契約加盟店または接続事業者となろうとする申請者に対して、「BP 提供事業者用チェックシート」等を用いて、予め自行の基準に従って加盟店等の審査を行い、BP 直接契約加盟店または接続事業者としての適切性を審査する。(※)なお、提携アプリに関する遵守事項について、「Bank Pay 提携ガイドライン」を確認すること。
 - 申請者が、BP 加盟店の場合、「BP 提供事業者用チェックシート」の申請者から BP 加盟店金融機関への提出は、BP 加盟店金融機関任意となる。
 - 申請者が、接続事業者もしくは接続事業者兼加盟店の場合、「BP 提供事業者用チェックシート」の申請者から BP 加盟店金融機関への提出は、必須となる。
- BP 加盟店金融機関は、チェックシートの内容を確認し、自行内での審査を行い、その結果適切性が認められた場合は、機構に審査内容を連携する。機構内の会議体にて審査内容の検証を行い、問題がなければ提携アプリ等の開始を承認する。
- BP 加盟店金融機関は、機構内での審査の結果、提携アプリ等の開始が認められた場合のみ、当該 BP 直接契約加盟店となろうとする者と BP 直接加盟店契約を締結、接続事業者とは BP 接続事業者契約を締結するものとする。
- さらに BP 加盟店金融機関は、機構に対して、当該 BP 直接契約加盟店の登録申請に必要な情報を連携する。機構は、BP 加盟店金融機関より受理した機構所定の申請書に基づき、BP 直接契約加盟店の情報登録を行うものとする。

(※)申請者が間接契約加盟店との契約を行う直接契約加盟店の場合、かつ、当該直接契約加盟店が間接契約加盟店からの「BP 提供事業者用チェックシート」を必要と判断した場合、BP 加盟店

金融機関は、間接契約加盟店分の「BP 提供事業者用チェックシート」を、直接契約加盟店経由で受領し、機構へ提出が必要。(間接契約加盟店による同チェックシート提出は直接契約加盟店任意となる。)

2. BP 加盟店等を管理・指導し、Bank Pay に関する規定および契約条件を遵守させること

BP 加盟店等との契約締結後も、Bank Pay の安全性確保と安定的運用を維持するためには、セキュリティ対策の維持・向上が不可欠であり、BP 加盟店金融機関は、BP 加盟店等に対する管理・指導を行う必要がある。このため、BP 加盟店金融機関は、機構が定める規約、本ガイドラインおよび「BP 加盟店契約」(BP 加盟店)、「BP 接続事業者契約」(接続事業者)に遵守させることが必要であり、種別に応じて、本章に基づき BP 加盟店等に対し適切な管理・指導を行う必要がある。

3. BP 加盟店等を管理する責任部署を設け運営状況を把握すること

BP 加盟店金融機関は、BP 加盟店等を管理・指導する立場として、BP 加盟店等の運営状況を把握するため BP 加盟店等の管理に関する責任部署を定めることとする。

4. BP 加盟店等において事故等発生時、調査、報告ならびに改善策の策定・実施を求めること

BP 加盟店金融機関は、BP 加盟店等における顧客情報の漏えい、顧客情報の不適切な取扱、顧客の預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な本件取引等の事故、機構が定める規約およびガイドラインへの違反等の発生を認知した場合、自らまたは機構を通じて、BP 加盟店等に対して、必要な調査および報告ならびに改善策の策定・実施を求めることとする。

この場合、BP 加盟店金融機関は、必要に応じて、顧客情報を取り扱う部署以外の者をして、必要な調査を行わせる。

5. BP 発行金融機関からの求めに応じ BP 加盟店等に関する事項を報告すること

BP 加盟店金融機関の BP 加盟店等の管理に関する事項についての報告を BP 発行金融機関から求められた場合には、速やかに BP 発行金融機関に対して報告することとする。

BP 加盟店等の BP 取引等に関連する報告を BP 発行金融機関から求められた場合には、当該 BP 発行金融機関が指定する事項を、BP 加盟店をして速やかに BP 発行金融機関に対して報告させるものとする。

6. BP 加盟店金融機関は、必要に応じて、Bank Pay に関連する業務の監査を行うこと

7. BP 加盟店等より、疑わしい取引に関する報告を受けた場合には、速やかに BP 発行金融機関に報告すること

8. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。BP 加盟店金融機関は国外の事業者から「BP 加盟店契約」(BP 加盟店)もしくは「BP 接続事業者契約」(接続事業者)の申込を受けた場合、また、BP 加盟店等から国外での BP 取引実施を求められた場合、BP 加盟店金融機関として審査する必要がある。

なお、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)もしくは資金移動事業者等のサービスに対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払手段は、日本国内の店舗での利用を前提とする。万一海外での利用も可能な前払式支払手段に対して BP 取引でのチャージを行いたいと接続事業者より申し出があった場合は、BP 加盟店金融機関として審査する必要がある。

9. BP 加盟店金融機関は、Bank Pay 取引可能な加盟店か業種や利用形態を考慮し審査を行うこと

9—1. 審査対象外の加盟店

BP 加盟店金融機関は、自行の審査基準に加え、「Bank Pay 加盟店規約」第 17 条の記載内容に基づき、登録審査時にチェックを行い、当該審査基準に抵触する加盟店より BP への加盟を求められた場合は、承認しないものとする。

No	審査基準	考慮が必要な業種／利用シーン 例
1	事業内容が法令、公序良俗に反していないか。	武器・盗品・薬物等違法物品の販売、風俗等風営法違反 等
2	一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売または役務の提供をしていないか。	アダルト系商品 等
3	法令違反または犯罪行為を惹起させる可能性が高い商品の販売または役務の提供をしていないか。	武器・薬物等違法物品の販売 等

9—2. 利用形態および利用用途の考慮が必要な加盟店

BP 加盟店金融機関は、自行の審査基準を基に、審査を行う必要がある。また、加盟店要件に対して、機能面で充足できていない点がないかも、あわせて考慮する必要がある。

さらに、サービス利用前後に金額が変動する可能性がある加盟店の場合は、利用者が誤解なく利用可能な仕組みとなっているか等も審査時の考慮ポイントとすることが好ましい。

No	審査時の考慮ポイント 例	補足
1	加盟店入金が3営業日後になる点について、加盟店要望と比較し、機能未充足とならないか。	
2	事前に引落可能額を確認する照会業務がない点について、加盟店要望と比較し、機能未充足とならないか。	想定事例：ガソリンスタンド 等 (*)J-Debit では、給油後の残高不足発生を回避するために、給油前に引落可能額を残高照会業務で確認の上、給油を行っているが、BP では残高照会業務がないため、これが行えない。
3	オフライン取引が不可である点について、加盟店要望と比較し、機能未充足とならないか。	
4	サービス利用前後に金額が変動するため、利用者が通帳印字時等に混乱をしないか。	レンタカー、カーシェア、ホテル、旅館、旅行代理店等 (*)従量課金制等を採用しており、精算時まで精算額が確定しないが、予め受付時に想定利用額を徴収し、精算時に差額を徴収(もしくは返金)する業種を想定。
5	前払式支払手段の提供事業者の場合も、資金移動型や海外での利用可否などの利用用途上のリスクがないか。	
6	国外の事業者(BP 加盟店)から BP 取引実施を求められた場合、当該取引が国内取引とみなせるか。	BP加盟店側について「日本での営業行為」といえるか、利用者側について「国内での Bank Pay 取引」といえるか、の 2 点を満たすことができれば国内取引とみなすことが可能。
7	利用者(預金者)への問合せ(不正利用の被害補償に関する相談等を含む)に対して、日本語でサポート(対応)できるか。	国外の事業者が Bank Pay サービスを提供する場合に、利用者への適切な対応が求められる。

3. BP 加盟店の管理・指導

1. BP 加盟店における、機構所定の規定等および契約条件の遵守状況を確認すること(セキュリティ監査)

BP 加盟店金融機関は、BP 加盟店の運営状況を把握し、必要に応じて、機構が定める各種規約、本ガイドライン、BP 直接加盟店契約が正しく遵守されているか、また Bank Pay の安全性の維持向上を目的としたセキュリティ対応がされているかの確認を、定期的実施する。

セキュリティ監査は、直接契約加盟店が対象となり、間接契約加盟店は対象外となる。

2. BP 加盟店における逸脱行為に対して遵守徹底と改善の指導を行うこと

BP 加盟店が、「BP 加盟店規約」、本ガイドラインまたは契約等を逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合には、BP 加盟店金融機関は当該 BP 加盟店に対して迅速に遵守徹底の指導を行い、かつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

3. BP 加盟店において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

BP 加盟店金融機関は、BP 加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを契約解除の事由とし、BP 加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該 BP 加盟店との契約の強制解約を含めた措置を講じること検討する。

BP 加盟店金融機関は、BP 加盟店が、機構が定める各種規約、本ガイドラインまたは契約等に違反したことを契約解除の事由とし、BP 加盟店にかかる違反があった場合には、当該 BP 加盟店との契約の強制解約を含めた措置を講じること検討する。

4. 直接契約加盟店の配下の間接契約加盟店に機構所定の規定等を遵守させること

BP 加盟店金融機関は、直接契約加盟店との BP 直接加盟店契約において、当該直接契約加盟店をして BP 間接加盟店契約を締結する間接契約加盟店に、機構所定の各種規約、本ガイドラインおよび BP 間接加盟店契約を遵守させることを義務づけることになる。

このため、BP 加盟店金融機関は、直接契約加盟店に対して、BP 間接加盟店契約書において機構が定める各種規約、本ガイドラインおよび BP 間接加盟店契約を遵守することを間接契約加盟店の義務とすることを明記し、契約締結する間接契約加盟店にこれらを遵守させるものとする。

4. 接続事業者の管理・指導

1. 接続事業者の、機構所定の規定および契約条件の遵守状況を確認すること

BP 加盟店金融機関は、必要に応じて、接続事業者において、機構が定める各種規約、本ガイドラインおよび BP 接続事業者契約が正しく遵守されているか、また Bank Pay の安全性の維持向上を目的としたセキュリティ対応がされているかの確認を、定期的実施する。

セキュリティ監査は、接続事業者が対象となる。接続事業者は、再接続事業者がいる場合、各再接続事業者に対してセキュリティ監査用のチェックシート(「BP 提供事業者用チェックシート」)相当の確認を行った上で、機構に提出する。BP 加盟店金融機関は機構を通じて受領する。

2. 接続事業者における逸脱行為に対して遵守徹底と改善の指導を行うこと

BP 加盟店金融機関は、接続事業者が、BP 参加規約、本ガイドラインまたは BP 接続事業者契約を逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合、迅速に遵守徹底の指導を行い、かつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

3. 接続事業者において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

BP 加盟店金融機関は、接続事業者において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを契約解除の事由とし、接続事業者において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該接続事業者との契約の強制解約を含めた措置を講じること検討する。

BP 加盟店金融機関は、接続事業者が、機構が定める各種規約、本ガイドラインもしくはまたは BP 接続事業者契約に違反したことを契約解除の事由とし、接続事業者においてかかる違反があった場合には、当該接続事業者との契約の強制解約を含めた措置を講じること検討する。

4. 接続事業者の再接続業者に機構所定の規定等を遵守させること

BP 加盟店金融機関は、接続事業者との BP 接続事業者契約において、当該接続事業者をして契約締結する再接続事業者が機構所定の各種規約、本ガイドライン第5章および BP 接続事業者契約を遵守させることを委託することになる。

このため、BP 加盟店金融機関は、接続事業者に対して、再接続事業者において機構が定める各種規約、本ガイドラインおよび BP 接続事業者契約を遵守することを再接続事業者の義務とすることを明記し、契約締結する再接続業者に遵守させるものとする。

5. セキュリティ対策に関して BP 加盟店に対して注意喚起すべき内容

1. 店舗アプリ等や QR ステッカーを利用した取引について、BP 加盟店に対して注意すべき内容

BP 加盟店金融機関は、加盟店契約時等の BP 加盟店との接点において、BP 加盟店に対して以下内容を告知すること。

なお、詳細については第10章を確認すること。

- 1—1. (入力した)金額に間違いがないか、確認すること
- 1—2. 決済用PW入力の際、利用者の手元が周囲から見られないように注意すること
- 1—3. 決済用PW入力の際、利用者の手元を注視しないこと
- 1—4. 取引結果(引落時)を必ず確認すること
- 1—5. 利用者から支払取消申請を受けた場合は、取引履歴を確認すること
- 1—6. レジ締め業務等により取引結果を確認すること
- 1—7. 通帳記帳時は、記帳内容を確認すること

2. 店舗アプリ等や QR ステッカーの管理について、BP 加盟店に対して注意すべき内容

BP 加盟店金融機関は、加盟店契約時等の BP 加盟店との接点において、BP 加盟店に対して以下内容を告知すること。

なお、詳細については第10章を確認すること。

- 2—1. 通帳記帳時は、記帳内容を確認すること

- 2—2. 店舗アプリ等や QR ステッカーに異常がある場合、紛失・盗難の場合は、直ちに連絡すること
- 2—3. 店舗アプリ等や QR ステッカーを厳重に管理すること
- 2—4. 防犯カメラに決済用 PW 入力シーンが撮影されないこと
- 2—5. 店舗アプリ等や QR ステッカー等の標準的なセキュリティ対策を行うこと

6. システム管理、運用について注意すべき内容

BP 加盟店金融機関のセンターシステムにおける管理・運用について以下に記載します。

1. BP 加盟店等の状況把握ができる仕組の装備(推奨)

管理・運用上、必要に応じて、クリアリングセンターからの還元データを元に、不正使用がおきた BP 加盟店・店舗、接続事業者を検出し、モニタリング等できるよう、BP 加盟店等の状況を把握できる仕組みを装備することが望ましい。

2. BP 加盟店等の情報の保護・管理

BP 加盟店等との契約時、スマホ決済 SV およびクリアリングセンターへの BP 加盟店等の情報登録時、また、その後の運用時において、BP 加盟店等の情報(口座情報、加盟店コード、認証情報)が流出しないよう、適切なセキュリティ対策を行うこと。

3. 直接契約加盟店の配下の間接契約加盟店が接続事業者だった場合の留意事項

契約先の直接契約加盟店の配下の間接契約加盟店が、接続事業者の場合、当該間接契約加盟店毎に、契約先の直接契約加盟店へ新規加盟店コードを払い出す必要がある。

4. 不正利用発生時の被害報告

加盟店金融機関は加盟店からの申告や、自行でのモニタリングにより不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認したときは、機構所定の申請書で事務局へ申請・提示すること。機構は事象や被害範囲を確認の上、全部または一部のサービス停止等の被害抑止措置を取り、対応策や再開基準等を適宜加盟店金融機関へ連絡する。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照下さい。また、サービス停止範囲は、本ガイドライン11章をご参照ください。

5. システム故障発生時の報告

加盟店金融機関は自機関システムの故障を検知した場合は、機構所定の様式で事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ故障速報を連絡すること。事務局は速やかに Bank Pay 参加機関(金融機関、接続事業者、BP 通信情報処理センター)へ当該故障を連絡する。加盟店金融機関は、故障継続中は適宜経過報を、故障復旧時には復旧報を事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ提示する。

なお、事務局へ故障速報を提示するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照ください。

【第4章】BP 加盟店へのガイドライン

本章では、以下表1に示す BP 加盟店に対して、Bank Pay を導入および利用する際に遵守すべき事項および注意すべき事項等について説明します。

詳細に関しては、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って進めてください。

表1:本章の対象者

加盟店の区分		加盟店の業種	加盟店の種類	略称
BP 加盟店	直接契約 加盟店	非金融機関	Bank Pay 直接加盟店	BP 直接加盟店
			Bank Pay 任意組合	BP 任意組合
			Bank Pay 決済情報センター	BP 決済情報センター
			Bank Pay 通信決済情報センター	BP 通信決済情報センター
	間接契約 加盟店		Bank Pay 公的加盟機関	BP 公的加盟機関
			Bank Pay 代表間接加盟店	BP 代表間接加盟店
			Bank Pay 間接加盟店	BP 間接加盟店
			Bank Pay 組合事業加盟店	BP 組合事業加盟店
		Bank Pay 間接公的加盟機関	BP 間接公的加盟機関	

1. Bank Pay への参加について

BP 加盟店が Bank Pay を導入する場合、自身が直接契約加盟店と間接契約加盟店のどちらの立場で Bank Pay を導入するかによって、契約主体および登録内容、契約内容が異なります。

直接契約加盟店は、Bank Pay の導入に際し、BP 加盟店金融機関を通じて機構へ登録申請を行うと共に、BP 加盟店金融機関と「BP 加盟店規約」への合意に基づき「BP 加盟店契約」を締結する必要があります(*1)。

間接契約加盟店は、Bank Pay の導入に際し、上位の直接契約加盟店および BP 加盟店金融機関を通じて機構へ登録申請を行う(*2)と共に、上位の直接契約加盟店と「BP 間接加盟店契約」を締結する必要があります(*3)。

詳細な手続については、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って進めてください。

- *1 直接契約加盟店が BP 任意組合の場合、BP 加盟店金融機関とは「BP 任意組合契約」を締結します。以降「BP 任意組合契約」を含め、「BP 加盟店契約」といいます。
- *2 間接契約加盟店については、原則として登録加盟店とし、機構への入会を不要としています。正会員・準会員としての入会を希望する間接契約加盟店については、個別に機構へ連絡してください。
- *3 間接契約加盟店が BP 組合事業加盟店の場合、BP 任意組合と「BP 組合契約」を締結します。また、間接加盟店が BP 間接公的加盟機関の場合、上位の BP 直接加盟店(当該 BP 直接加盟店となる BP 決済情報処理センターまたは通信決済情報処理センターを、機構が定める「BP 公的加盟機関規約」においては BP 決済代行機関といいます。)との間で、「BP 間接公的加盟機関契約」を締結します。以降「BP 組合契約」および「BP 間接公的加盟機関契約」を含め、「BP 間接加盟店契約」といいます。

2. 遵守すべき事項

機構提供店舗アプリおよび機構提供 QR ステッカー利用の BP 加盟店の場合、本ガイドライン10章をご参照ください。

その他の BP 加盟店は、「BP 加盟店規約」、「Bank Pay 提携ガイドライン」および「Bank Pay 運用マニュアル」を遵守する必要があります。

詳しい遵守内容は、各ドキュメントをご参照ください。

3. 直接契約加盟店による間接契約加盟店の管理・指導

直接契約加盟店は、間接契約加盟店との契約主体として、機構が定めた Bank Pay に関する規定を遵守し、逸脱行為・違反行為が発生しないよう間接契約加盟店の管理・指導を実施しなくてはなりません。

また、直接契約加盟店は、BP 取引について、間接契約加盟店におけるセキュリティ水準、安全性を維持・向上する必要があるため、間接契約加盟店に対して下記項目の管理・指導を実施する必要があります。

さらに、下記のほか、直接契約加盟店は、BP 加盟店規約および BP 加盟店金融機関との間で締結した契約に従って、間接契約加盟店を管理・指導しなければなりません。

1. 間接契約加盟店に Bank Pay の遵守事項等を契約前に提示し承諾を得ること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店に対し、「BP 間接加盟店契約書」に、機構が定める「BP 加盟店規約」および本ガイドラインの内容を理解し易い形式で予め反映し、間接契約加盟店のサービス取扱開始前に上記書面による承諾を得ること。

2. 間接契約加盟店を管理する体制を構築し、実際に運用すること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店において機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインおよび「BP 間接加盟店契約」を遵守させるための体制を構築し、実際に運用可能とする。

3. 間接契約加盟店に Bank Pay に関する各種規定を周知・認知させる指導を行うこと

直接契約加盟店は、機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインおよび「BP 間接加盟店契約」の内容を、間接契約加盟店に対して理解し易い形式で周知し、認知・理解させる必要がある。

4. 間接契約加盟店の契約遵守状況を随時把握できる体制をとること

直接契約加盟店は、随時間接契約加盟店の機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインおよび「BP 間接加盟店契約」の遵守状況を把握できる体制をとる。

5. 間接契約加盟店における契約逸脱行為等については遵守徹底の指導と改善を行うこと

直接契約加盟店は、契約先の間接契約加盟店において機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインまたは「BP 間接加盟店契約」を逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合、迅速に遵守徹底の指導を行い、かつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

6. 間接契約加盟店において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを BP 間接加盟店契約の解除事由とし、間接契約加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該 BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。

直接契約加盟店は、間接契約加盟店が、機構が定める各種規約、本ガイドラインまたは BP 間接加盟店契約に違反したことを BP 加盟店契約の解除事由とし、間接契約加盟店においてかかる違反があった場合には、当該 BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。

また、直接契約加盟店は、BP 加盟店金融機関より直接契約加盟店に対して、当該間接契約加盟店が不適切であると指摘されたことを BP 間接加盟店契約の解除事由とし、BP 加盟店金融機関よりかかる指摘を受けた

場合には、BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた適切な措置を講じるものとする。

7. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。直接契約加盟店は、国外の事業者から BP 取引に関する契約の申込を受けた場合、また、間接契約加盟店から国外での BP 取引実施を求められた場合、その旨を BP 加盟店金融機関に報告のうえ、JEPPPO から事前に承認を得る必要がある。

なお、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)もしくは資金移動事業者等のサービスに対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払手段は、日本国内の店舗での利用を前提とする。万一海外での利用も可能な前払式支払手段に対して BP 取引でのチャージを行いたい場合は、その旨を BP 加盟店金融機関に報告し、BP 取引の承認を得る必要がある。

4. セキュリティ対策に関して注意すべき内容

機構提供店舗アプリおよび機構提供 QR ステッカー利用の BP 加盟店の場合、本ガイドライン10章をご参照ください。

その他の BP 加盟店の場合、「BP 提携ガイドライン」【第3章】をご参照ください。

5. システム管理、運用について遵守すべき事項

スマホ決済 SV と自社で接続する BP 加盟店は、自社のシステム管理、運用について遵守すべき内容があります。機構提供店舗アプリおよび機構提供 QR ステッカー利用の BP 加盟店の場合、本ガイドライン10章をご参照ください。

その他の BP 加盟店の場合、詳しい事項は「BP 提携ガイドライン」【第3章】をご参照ください。

6. BP 間接公的加盟機関として参加する場合において注意すべき事項

直接契約加盟店が BP 決済代行機関となり、間接契約加盟店である BP 間接公的加盟機関との間で、BP 間接公的加盟機関契約の締結するにあたっては、BP 決済代行機関自らが支払不能となり、BP 間接公的加盟機関への立替払いが不可能となった場合には、利用者が当該未払い分の公的債務について BP 間接公的加盟機関から再度請求されるおそれがあることを強く認識していただき、利用者保護の観点から、自らの支払不能時における立替払い相当額について担保手段(保険加入や第三者保証等)を講じることを推奨します。

また、BP 間接公的加盟機関契約を締結して Bank Pay に参加する BP 間接公的加盟機関においても、BP 決済代行機関が立替払いを行うことが不可能となった場合に利用者に対し公的債務の二重払いを強いることのないよう、利用者保護の観点から、自らまたは BP 決済代行機関を通じて同様の担保手段を講じることを推奨します。

7. その他の事項

1. 直接契約加盟店に責任がある損害に対して賠償すること

直接契約加盟店の責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、当該 BP 直接契約加盟店は、それらの損害を賠償する。

2. 直接契約加盟店の役員および従業員に対する教育・訓練を実施すること

直接契約加盟店は、その役員および従業員に対して、機構が定める各規約および本ガイドラインの遵守のために必要な、採用時の教育および定期的な教育・訓練を実施する必要がある。

3. 第三者に業務を委託する場合は、直接契約加盟店が一切の責任を負担すること

直接契約加盟店は、BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約およびガイドライン並びにBP 直接加盟店契約に基づく直接契約加盟店の義務を負担させるとともに、当該委託に起因して生じた損害等については当該直接契約加盟店が一切の責任を負担する。

4. 直接契約加盟店は間接契約加盟店の端末機の設置場所を機構へ報告すること

直接契約加盟店は、機構所定の様式・方法により、BP 取引を取り扱っている間接契約加盟店の情報(加盟店名、店舗名、住所、等)を機構に報告すること。機構はこの情報をもとに、Bank Pay 取扱店舗についての情報をホームページ上で公開する。

また、直接契約加盟店は、Bank Pay 取扱店舗の情報に変更がある場合についても、機構所定の様式・方法により、機構に報告すること。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル」をご参照ください。

5. 機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から報告を求められた場合には応じること

直接契約加盟店は、機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から、直接契約加盟店自身、または間接契約加盟店における BP 取引等に関連する報告を求められた場合には、当該求めに応じて、速やかに機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に対する報告を行うものとする。

6. 不正利用被害を確認したときは加盟店金融機関へ報告すること

直接契約加盟店が、自らの、または間接契約加盟店の不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認した場合は速やかに BP 加盟店金融機関へ報告し、BP 取引停止等の初動を加盟店側で行うこと。

7. 支払限度額の設定について認識すること

各発行金融機関にて、Bank Pay 類型(カテゴリ分類)毎に、支払上限額を設定しています。設定金額の詳細は、本ガイドライン2章6項を参照ください。

【第5章】 接続事業者へのガイドライン

1. Bank Pay への参加について

接続事業者は、BP 取引を実行する取り扱うために必要となるアプリ等のシステムを提供するにあたり、「Bank Pay 参加規約」を承諾した上で、BP 加盟店金融機関と個別に「BP 接続事業者契約」を締結する必要があります。

再接続事業者も、BP 取引を行うにあたり、「Bank Pay 参加規約」を承諾した上で、接続事業者と個別に、「BP 参加規約」、「Bank Pay 提携ガイドライン」および「Bank Pay 運用マニュアル」を遵守する旨を盛り込んだ契約を締結する必要があります。尚、Bank Pay では、スマホ決済 SV からの3段階以上の再接続事業者の連携は認められていません。

詳細な手続については、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って進めてください。

2. 遵守すべき事項

接続事業者および再接続事業者は、「BP 参加規約」、「Bank Pay 提携ガイドライン」および「Bank Pay 運用マニュアル」を遵守する必要があります。

詳しい遵守内容は、各ドキュメントをご参照ください。

3. 接続事業者による再接続事業者の管理・指導

接続事業者は、再接続事業者との契約主体として、機構が定めた Bank Pay に関する規定を遵守し、逸脱行為・違反行為が発生しないよう再接続事業者の管理・指導を実施しなくてはなりません。

また、接続事業者は、BP 取引について、再接続事業者におけるセキュリティ水準、安全性を維持・向上する必要があるため、再接続事業者に対して下記項目の管理・指導を実施する必要があります。

さらに、下記のほか、接続事業者は、BP 加盟店金融機関との間で締結した契約に従って、再接続事業者を管理・指導しなければなりません。

1. 再接続事業者に Bank Pay の遵守事項等を契約前に提示し承諾を得ること

接続事業者は、再接続事業者に対し、機構が定める「BP 参加規約」、本ガイドラインおよび「Bank Pay 提携ガイドライン」の内容を理解し易い形式で予め反映し、再接続事業者のサービス取扱開始前に上記書面による承諾を得ること。

2. 再接続事業者を管理する体制を構築し、実際に運用すること

接続事業者は、再接続事業者において機構が定める「BP 参加規約」、本ガイドラインおよび「Bank Pay 提携ガイドライン」を遵守させるための体制を構築し、実際に運用可能とする。

3. 再接続事業者に Bank Pay に関する各種規定を周知・認知させる指導を行うこと

接続事業者は、機構が定める「BP 参加規約」、本ガイドラインおよび「Bank Pay 提携ガイドライン」の内容を、再接続事業者に対して理解し易い形式で周知し、認知・理解させる必要がある。

4. 再接続事業者の契約遵守状況を随時把握できる体制をとること

接続事業者は、随時再接続事業者の機構が定める「BP 参加規約」、本ガイドラインおよび「Bank Pay 提携ガイドライン」の遵守状況を把握できる体制をとる。

5. 再接続事業者における契約逸脱行為等については遵守徹底の指導と改善を行うこと

接続事業者は、契約先の再接続事業者において機構が定める「BP 参加規約」、本ガイドラインおよび「Bank Pay 提携ガイドライン」を逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合、迅速に遵守徹底の指導を行い、かつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

6. 再接続事業者において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

接続事業者は、再接続事業者において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを再接続事業者との契約の解除事由とし、再接続事業者において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該再接続事業者との契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。

接続事業者は、再接続事業者が、機構が定める各種規約、本ガイドラインまたは「Bank Pay 提携ガイドライン」に違反したことを再接続事業者の解除事由とし、再接続事業者においてかかる違反があった場合には、当該再接続事業者との契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。

また、接続事業者は、BP 加盟店金融機関より接続事業者に対して、当該再接続事業者が不適切であると指摘されたことを再接続事業者との契約の解除事由とし、BP 加盟店金融機関よりかかる指摘を受けた場合には、再接続事業者との契約の強制解約を含めた適切な措置を講じるものとする。

7. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は Bank Pay 利用者(居住者)および日本国内で営業行為を行う BP 加盟店に対して提供されるものである。接続事業者は、国外の再接続事業者から BP 取引に関する契約の申込を受けた場合、また、再接続事業者から国外からの接続を求められた場合、これを拒絶することとする。

なお、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)もしくは資金移動事業者等のサービスに対し BP 取引でチャージした場合も、当該前払式支払手段は、日本国内の店舗での利用を前提とする。万一海外での利用も可能な前払式支払手段に対して BP 取引でのチャージを行いたい場合は、その旨を BP 加盟店金融機関に報告し、BP 取引の承認を得る必要がある。

4. セキュリティ対策に関して注意すべき内容

接続事業者および再接続事業者が BP 取引を実施する際、利用者対応や店舗環境等に対し注意すべき内容があります。詳しい注意事項は、「BP 提携ガイドライン」【第2章】をご参照ください。

5. システム管理、運用について遵守すべき事項

接続事業者および再接続事業者は、自社のシステム管理、運用について遵守すべき内容があります。詳しい事項は「BP 提携ガイドライン」【第2章】をご参照ください。

6. その他の事項

1. 接続事業者責任がある損害に対して賠償すること

接続事業者の責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、当該接続事業者は、それらの損害を賠償する。

2. 接続事業者の役員および従業員に対する教育・訓練を実施すること

接続事業者は、その役員および従業員に対して、機構が定める各規約および本ガイドラインの遵守のために必要な、採用時の教育および定期的な教育・訓練を実施する必要がある。

3. 第三者に業務を委託する場合は、接続事業者が一切の責任を負担すること

接続事業者は、BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約およびガイドライン並びに BP 直接加盟店契約に基づく接続事業者の義務を負担させるとともに、当該委託に起因して生じた損害等については当該接続事業者が一切の責任を負担する。

4. 再接続事業者に責任がある損害に対して賠償すること

再接続事業者の責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、接続事業者が、それらの損害を賠償する。

5. 接続事業者は再接続事業者のアプリ等の情報を機構へ報告すること

接続事業者は、機構所定の様式・方法により、BP 取引を取り扱っている再接続事業者の情報(アプリ等の名称、URL や事業者の基本情報、等)を機構に報告すること。

また、接続事業者は、再接続事業者の情報に変更がある場合についても、機構所定の様式・方法により、機構に報告すること。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(加盟店・接続事業者編)」をご参照ください。

6. 機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から報告を求められた場合には応じること

接続事業者は、機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から、接続事業者自身、または再接続事業者における BP 取引等に関連する報告を求められた場合には、当該求めに応じて、速やかに機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関(接続事業者が BP 間接加盟店である場合には BP 直接加盟店)に対する報告を行うものとする。

7. 不正利用被害を確認したときは加盟店金融機関へ報告すること

接続事業者が、自らの、または再接続事業者の不正利用被害を確認、または不正が疑われる取引を確認した場合は速やかに BP 加盟店金融機関へ報告し(接続事業者が BP 間接加盟店である場合には BP 直接加盟店)、BP 取引停止等の初動を行うこと。

8. システム故障発生時の報告

接続事業者は自機関システムの故障を検知し、故障時間が 30 分以上に及ぶと想定されるときは、機構所定の様式で事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ故障速報を連絡すること。事務局は速やかに Bank Pay 参加機関(金融機関、BP 通信情報処理センター)へ当該故障を連絡する。接続事業者は、故障継続中は適宜経過報を、故障復旧時には復旧報を事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ提示する。

なお、事務局へ故障速報を提示するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(加盟店・接続事業者編)」をご参照ください。

【第6章】BP 通信情報処理センターへのガイドライン

1. Bank Pay への参加について

BP 通信情報処理センターが Bank Pay に参加する場合、機構へ参加申請を行う必要があります。事務局の案内に従って進めてください。

なお、BP 加盟店・BP 加盟店金融機関との手続等についても、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って進めてください。

2. BP 通信情報処理センターにおいて遵守すべき事項

BP 通信情報処理センター(本章においてこれ以降「BP 通信情報処理センター」と記載する場合、BP 通信決済情報処理センターを含みます。)のホスト・システム担当部署が遵守すべき内容を以下に記載します。また、システム仕様については、当ガイドラインの他に各種接続条件書・API 定義書等を確認してください。

*スマホ決済 SV と自社で直接接続する BP 加盟店のみ対象とし、機構提供店舗アプリと機構提供 QR ステッカーを利用する BP 加盟店、および BP 情報処理センターを利用する BP 加盟店は対象外とします。

1. 個人情報・機密情報について注意すべき内容

1-1. 個人情報、機密情報の管理

BP 通信情報処理センター、自社サーバでの管理運用に際し、個人情報、機密情報を格納した媒体、ドキュメントの管理は、システム管理者を立て、保管状況について定期的な監査を行うこと。また、記録媒体は問合せ等、必要となる場合に限り、最低限の保持とすること。なお、当該対策での機密情報とは、データの暗号化に関する情報、暗号化鍵管理に関する情報、使用履歴の記録情報などを指す。

1-2. 機密情報へのアクセス制限

BP 通信情報処理センター、加盟店ホスト建物内およびホスト内の機密情報へのアクセスは、システム管理者を立てた上で、ID・パスワード等で利用者認証した後、許可された者のみ利用可能とし、アクセス制限を行うこと。また、システム管理者は相互牽制が機能するよう複数の者にする等、情報漏洩できない体制を整えること。

2. ホスト・システムへのアクセスについて注意すべき内容

2-1. 操作履歴、ファイルアクセス履歴、および通信履歴の管理

BP 通信情報処理センター・加盟店ホストの操作履歴、ファイルアクセス履歴、通信履歴の記録は、システム管理者を立て、必要に応じて不正アクセス・不正閲覧を監視するとともに、厳重な管理を行うこと。

2-2. 外部ネットワークからの不正アクセス防止策

BP 通信情報処理センター、加盟店ホストへの外部ネットワーク侵入に対しては、システム管理者を立て、不正アクセスを防止する仕組みを具備すること。

3. ホスト～店舗端末へのアクセスについて注意すべき内容

3-1. ホスト～店舗端末へのアクセス制限

保守機能(BP 通信情報処理センター、加盟店ホスト、保守用端末等)を用いての店舗端末へのアクセスは、システム管理者を立てた上で、ID・パスワード等で利用者認証した後、許可された者のみ利用可能とし、アクセス制限を行うこと。また、保守の実施に際しては、システム管理者の下で実施すること。

3-2. ホスト～店舗端末の接続記録の管理

BP 通信情報処理センター、加盟店ホストと店舗端末との接続状況は、システム管理者を立てた上で記録し、履歴管理するとともに、定期的な監査を行う。また、不当アクセスによる接続記録の履歴情報の漏洩に注意すること。

4. システム設計情報について注意すべき内容

4-1. システム設計情報の管理

システム設計情報を格納した記録媒体、ドキュメントはシステム管理者を立て厳重に管理し、定期的な監査を行うこと。

4-2. システム設計情報の重要性に関する教育

システム設計情報は、システム管理者を立て、その重要性について教育と指導を定期的に行う。また、システム開発元、もしくはシステム開発に関しての協力会社とは守秘義務契約を遂行すること。

5. マシン室への入退出について注意すべき内容

5-1. マシン室への入退出管理

BP 通信情報処理センター・加盟店ホストの建物、マシン室は、システム管理者を立て、入退出を管理すること。なお、管理方法としては、IC カード、警報装置、警備員の配置などを指す。

5-2. マシン室入退出等への監視カメラ設置(推奨)

マシン室入退出等に監視カメラを設置し、加盟店ホスト要員、情報処理センター要員、保守者の行動を監視することが望ましい。

3. Bank Pay で使用する各種キー情報の設定・登録

利用者口座からの即時引落から資金精算までを完了させるために、BP 通信情報処理センターは、決済電文中に複数キー情報を設定する必要がある。また、当該キー情報を BP 加盟店金融機関、BP 決済情報処理センター、もしくは、BP 直接加盟店から受領する必要がある。

各 BP 通信情報処理センターが決済電文中に設定するキー情報や、授受が必要なキー情報は、BP 加盟店の利用する BP 通信情報処理センターの組み合わせにより異なる。そのため、各種キー情報の設定・採番・登録運用内容について、本節では、BP 通信情報処理センターの組み合わせパターン毎に記載する。

まずは、以下表1に考慮が必要な各種キー情報一覧を、表1に BP 通信情報処理センターの組み合わせパターンを記載する。

キー情報の中でも、端末機識別番号(TID)は、BP 通信情報処理センターで採番する必要がある(以下組み合わせパターンにより採番者は異なるため、詳細は以下1～3節をご参照ください。)。また、BP 通信情報処理センターは、当該 TID の一意性担保のため、一般財団法人流通システム開発センターの採番する「流開センター決済事業者コード」を取得し、TID に組み込む必要がある。TID 設定イメージを図1に記載する。

表1:考慮が必要な各種キー情報

(○:必須/利用、▲:パターンによっては設定要/利用、—:不要)

キー情報名	概要 (※)	桁数	決済電文への設定	資金精算時の利用
加盟店コード	BP 加盟店を一意に識別するために、BP 直接加盟店(*2)、BP 決済情報処理センターおよび BP 任意組合に対して契約時に BP 加盟店金融機関から付与されるコード。	11	—	○

加盟店 ID	Bank Pay のオンライン決済電文において、スマホ決済 SV が API 送信元の加盟店を一意に識別するために、BP 直接加盟店(*2)、BP 決済情報処理センターおよび BP 任意組合に対して契約時に BP 加盟店金融機関から付与されるコード。	10	○	—
BP 通信情報処理センターID	BP 通信情報処理センターが BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続する場合に、スマホ決済 SV が API 送信元の BP 通信情報処理センターを一意に識別するための、BP 通信情報処理センターに対して付与されるコード。	10	▲	—
端末機識別番号 (TID) (*1)	Bank Pay のオンライン決済電文等において、店舗アプリ等や QR ステッカーもしくは店舗等を一意に識別するためのコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定される。	13	○	▲

(*1)詳細は用語説明をご参照ください。(*2)BP 間接加盟店兼接続事業者の場合、当該加盟店にも付与される。

表2:BP 通信情報処理センターの組み合わせパターン

No	概要	組み合わせイメージ	
		BP 決済情報処理センター	BP 通信情報処理センター
1	BP 通信決済情報処理センター(BP 決済情報処理センターとBP 通信情報処理センターが同一事業者)のパターン	BP 通信決済情報処理センター A 社	
2	BP 決済情報処理センターと BP 通信情報処理センターが異なる事業者のパターン	BP 決済情報処理センターB 社	BP 通信情報処理センターC 社
3	BP 通信情報処理センターのみのパターン	なし (BP 加盟店金融機関との直接契約)	BP 通信情報処理センターD 社



図1:TID 設定イメージ

1. 【パターン1】BP 通信決済情報処理センターの場合

BP 通信決済情報処理センターにおける、接続構成イメージと各種キー情報登録・設定・資金精算フロー、および、BP 通信情報処理センターに関連する対応概要を図2および表3に示す。また、各種キー情報の採番単位と採番者について、表3に記載する。BP 通信決済情報処理センターは、BP 加盟店金融機関からの登録情報の、受領からシステム設定までの運用を確立させる必要がある。

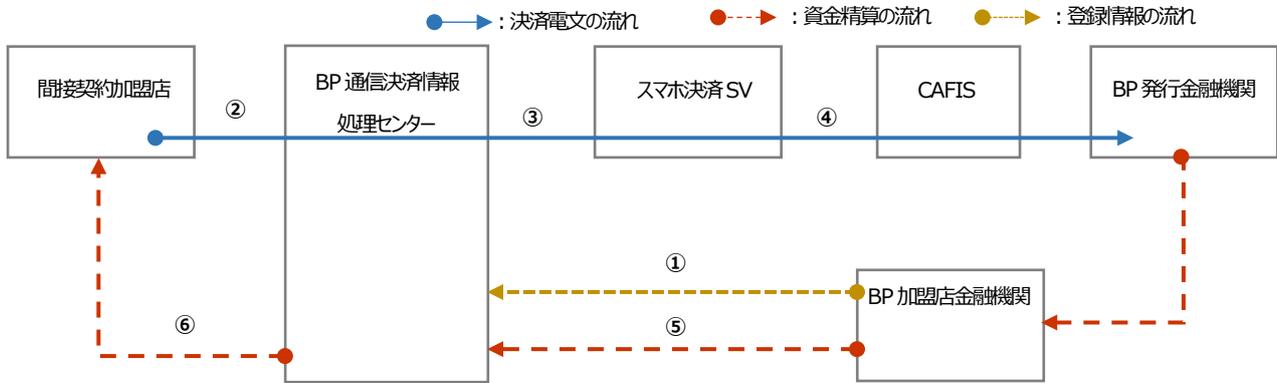


図2:BP 通信情報処理センターにおける情報登録・設定・資金精算フロー

表3:BP 情報処理センターに関連する対応概要

図2中の番号	分類	各種キー情報に関わる対応概要	対応者
①	登録情報の流れ	「加盟店 ID」「加盟店コード」を BP 通信決済情報処理センターへ連携	BP 加盟店金融機関
②	決済電文の流れ	任意の情報を決済電文へ設定	間接契約加盟店
③		「加盟店 ID」「TID」を決済電文へ設定	BP 通信決済情報処理センター
④		「加盟店コード(※)」「TID」を決済電文へ設定	スマホ決済 SV
⑤	資金精算の流れ	「加盟店コード」単位で BP 通信決済情報処理センターへ入金	BP 加盟店金融機関
⑥		任意の情報をキー (TID 等) に間接加盟店へ入金	BP 通信決済情報処理センター

(※)決済電文に設定されている加盟店 ID を基に、スマホ決済 SV にて該当する会社の加盟店コードを引き当て、当該決済電文中に設定する。

表4:各種キー情報の採番単位と採番者

キー情報名	採番単位	採番者
加盟店コード	BP 通信決済情報処理センター毎に1つ	BP 加盟店金融機関
加盟店 ID	(※)	
TID	端末毎もしくは店舗毎に1つ	BP 通信決済情報処理センター

(※)BP 加盟店金融機関との契約によっては複数採番されることもあるが、いずれにしても加盟店コードと加盟店 ID は1対1の関係となる。

2. 【パターン2】BP 通信情報処理センターの場合 (BP 決済情報処理センターと連携)

BP 通信情報処理センターが間接契約加盟店からの取引を取り扱う場合の、接続構成イメージと各種キー情報登録・設定・資金精算フロー、および、BP 通信情報処理センターに関連する対応概要を図3および表5に示す。情報登録においては、間接契約加盟店指定の BP 決済情報処理センターと連携が必要となる。また、各種キー情報の採番単位と採番者について、表6に記載する。BP 通信情報処理センターは、BP 決済情報処理センターからの登録情報の、受領からシステム設定までの運用を確立させる必要がある。

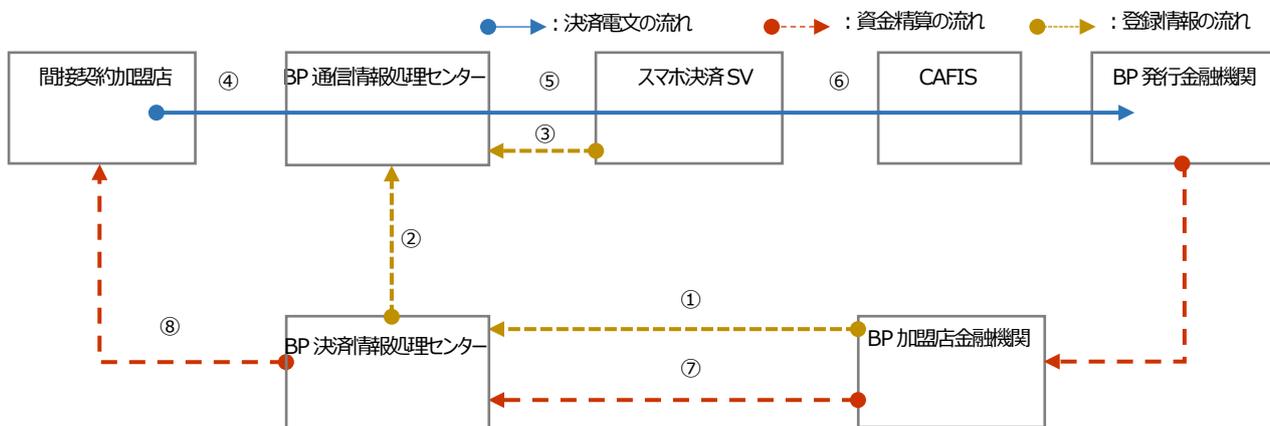


図3: BP 通信情報処理センターにおける情報登録・設定・資金精算フロー

表5: BP 情報処理センターに関連する対応概要

図3中の番号	分類	各種キー情報に関わる対応概要	対応者
①	登録情報の流れ	「加盟店 ID」「加盟店コード」を BP 決済情報処理センターへ連携	BP 加盟店金融機関
②		「加盟店 ID」「TID(※1)」を BP 通信情報処理センターへ連携	BP 決済情報処理センター
③		「BP 通信情報処理センターID」を BP 通信情報処理センターへ連携	NTT データ
④	決済電文の流れ	任意の情報を決済電文へ設定	間接契約加盟店
⑤		「加盟店 ID」「BP 通信情報処理センターID」「TID」を決済電文へ設定	BP 通信情報処理センター
⑥		「加盟店コード(※2)」「TID」を決済電文へ設定	スマホ決済 SV
⑦	資金精算の流れ	「加盟店コード」単位で BP 決済情報処理センターへ入金	BP 加盟店金融機関
⑧		「TID」で間接加盟店へ入金	BP 決済情報処理センター

(※1)基本的には、BP 決済情報処理センターが採番する想定だが、BP 通信情報処理センターが採番主体となることも可能。(※2)決済電文に設定されている加盟店 ID を基に、スマホ決済 SV にて該当する会社の加盟店コードを引き当て、当該決済電文中に設定する。

表6: 各種キー情報の採番単位と採番者

キー情報名	採番単位	採番者
加盟店コード	BP 通信決済情報処理センター毎に1つ	BP 加盟店金融機関
加盟店 ID	(※1)	
BP 通信情報処理センターID	BP 通信情報処理センター毎に1つ	NTT データ
TID	端末毎もしくは店舗毎に1つ	BP 決済情報処理センターまたは BP 通信情報処理センター(※2)

(※1)BP 加盟店金融機関との契約によっては複数採番されることもあるが、いずれにしても加盟店コードと加盟店 ID は1対1の関係となる。

(※2)基本的には、BP 決済情報処理センターが採番する想定だが、BP 通信情報処理センターが採番主体となることも可能。

3. **【パターン3】BP 通信情報処理センターの場合 (BP 加盟店金融機関と連携)**

BP 通信情報処理センターが間接契約加盟店からの取引を取り扱う場合の、接続構成イメージと各種キー情報登録・設定・資金精算フロー、および、BP 通信情報処理センターに関連する対応概要を図4および表7に示す。また、各種キー情報の採番単位と採番者について、表8に記載する。BP 通信情報処理センターは、BP 加盟店金融機関等からの登録情報の、受領からシステム設定までの運用を確立させる必要がある。

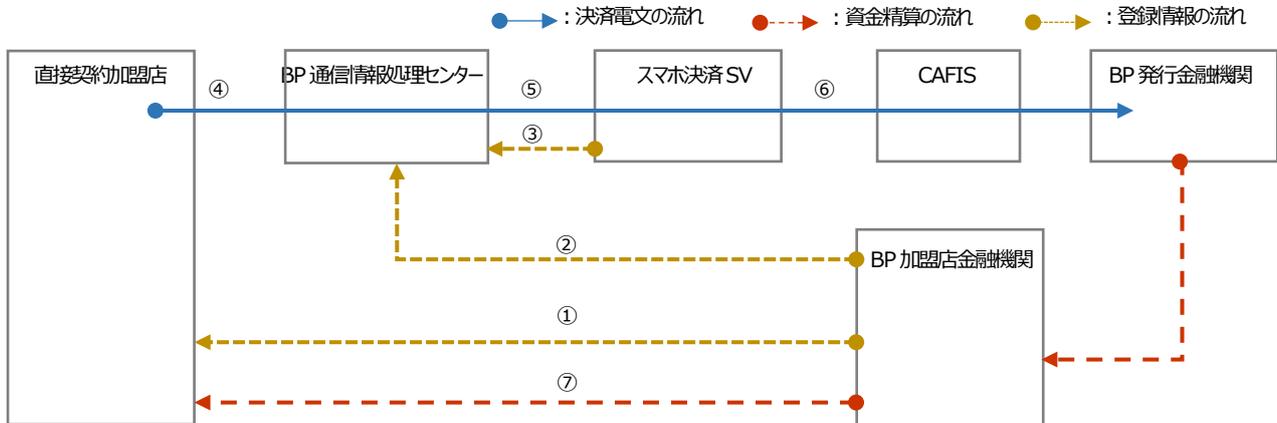


図4:BP 通信情報処理センターにおける情報登録・設定・資金精算フロー

表7:BP 情報処理センターに関連する対応概要

図4 中の番号	分類	各種キー情報に関わる対応概要	対応者
①	登録情報の流れ	「加盟店 ID」「加盟店コード」を直接加盟店へ連携	BP 加盟店金融機関
②		「加盟店 ID」「TID(※2)」を BP 通信情報処理センターへ連携	BP 加盟店金融機関(※2)
③		「BP 通信情報処理センターID」を BP 通信情報処理センターへ連携	NTT データ
④	決済電文の流れ	任意の情報を決済電文へ設定	直接契約加盟店
⑤		「加盟店 ID」「BP 通信情報処理センターID」「TID」を決済電文へ設定	BP 通信情報処理センター
⑥		「加盟店コード(※1)」「TID」を決済電文へ設定	スマホ決済 SV
⑦	資金精算の流れ	「加盟店コード」単位で直接加盟店へ入金	BP 加盟店金融機関

表8:各種キー情報の採番単位と採番者

キー情報名	採番単位	採番者
加盟店コード	BP 直接加盟店毎に1つ	BP 加盟店金融機関
加盟店 ID	(※3)	
BP 通信情報処理センターID	BP 通信情報処理センター毎に1つ	NTT データ
TID	端末毎もしくは店舗毎に1つ	BP 加盟店または BP 通信情報処理センター(※2)

(※1)決済電文に設定されている加盟店 ID を基に、スマホ決済 SV にて該当する会社の加盟店コードを引き当て、当該決済電文中に設定。

(※2)TID は、基本的には BP 加盟店金融機関からの BP 店舗登録依頼書を元に、BP 通信情報処理センターが採番する想定だが、BP 加盟店が採番することも可能。

(※3)BP 加盟店金融機関との契約によっては複数採番されることもあるが、いずれにしても加盟店コードと加盟店 ID は1対1の関係となる。

4. その他の事項

1. BP 通信情報処理センターに責任がある損害に対して賠償すること

BP 通信情報処理センターの責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、当該 BP 通信情報処理センターは、それらの損害を賠償する。

2. BP 通信情報処理センターの役員および従業員に対する教育・訓練を実施すること

BP 通信情報処理センターは、その役員および従業員に対して、機構が定める各規約および本ガイドラインの遵守のために必要な、採用時の教育および定期的な教育・訓練を実施する必要がある。

3. 第三者に業務を委託する場合は、BP 情報処理センターが一切の責任を負担すること

BP 通信情報処理センターは、BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約およびガイドライン並びに BP 直接加盟店契約に基づく BP 通信情報処理センターの義務を負担させるとともに、当該委託に起因して生じた損害等については当該 BP 通信情報処理センターが一切の責任を負担する。

4. 機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から報告を求められた場合には応じること

機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から、BP 加盟店における Bank Pay の取引等に関連する報告を求められた場合には、当該求めに応じて、速やかに機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に対する報告を行うものとする。

5. システム故障発生時支払限度額の報告

BP 通信情報処理センターは自機関システムの故障を検知し、故障時間が 30 分以上に及ぶと想定されるときは、機構所定の様式で事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ故障速報を連絡設定について認識すること。事務局は速やかに、Bank Pay 参加機関(金融機関、接続事業者)へ当該故障を連絡する。BP 通信情報処理センターは、故障継続中は適宜経過報を、故障復旧時には復旧報を事務局・ヘルプデスクおよび NTT データへ提示する。

なお、事務局へ故障速報を提示するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(情報処理センター編)」を参照ください。

6. 支払限度額の設定について認識すること

各発行金融機関にて、Bank Pay 類型(カテゴリ分類)毎に、支払上限額を設定しています。設定金額の詳細は、本ガイドライン2章6項を参照ください。

【第7章】スマホ決済 SV 提供者へのガイドライン

スマホ決済 SV は、BP 取引を行うために BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関、BP 加盟店、BP 情報処理センター、BP ことら参加金融機関等をつなぐ重要な決済インフラとして Bank Pay のセキュリティ水準、安全性を維持・向上する必要があります。悪意ある第三者等による不正取引・事故等による BP 取引関係者への被害が発生しないよう、不正取引の予防・検知を行うため、また被害拡大の予防をするためにスマホ決済 SV 提供者において必要な対策を以下に記載します。

1. コード決済関連事業者に対するガイドラインへの準拠

スマホ決済 SV 提供者は、BP 取引をコード決済方式で提供するにあたり、キャッシュレス推進協議会が公表する「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」の「店舗提示型」および「利用者提示型」の第6章「セキュリティ」に準拠する。

2. 第三者の利用者・加盟店なりすましによる不正取引への対策

1. 偽造コードへの対策

CPM 取引において、利用者アプリ上でコードを生成する際には静的コードでなく動的コードを採用する。また、利用者が偽造したコードを BP 加盟店に提示して不正取引を行うことを予防するための対策を行う(例:ワンタイムトークンの付与)。

2. OAuth2.0 認証方式の採用

API アクセスの権限許可において OAuth2.0 を採用して情報アクセスに制限を設けることにより、利用者情報等の流出を予防する。

3. 決済完了時の e メール等通知

BP 取引完了時に、店舗アプリ等への通知または BP 加盟店への e メール送信等を実施する。これにより、BP 加盟店自身が行っていない決済完了通知を受けた場合に、なりすましによる不正取引の判明につながる。特に、利用者とは BP 加盟店に対してそれぞれ独立した決済完了通知を送る仕組みとすることで、両者が決済完了を確認すること、および、リスクを検知することが可能となる。また、ことら送金においても利用者に対して送金完了通知を送る仕組みとすることで、利用者が送金完了を確認すること、および、リスクを検知することが可能となる。

4. システムへの不正侵入検知・ログ分析

スマホ決済 SV システムへの不正侵入検知の機能を実装する。これにより、悪意ある第三者によるシステム攻撃を検知する。また、システム不正侵入のログ分析を可能とすることで、攻撃があった場合の被害拡大の防止につながる。

5. モニタリングによる不正取引検知

スマホ決済 SV 提供者は、BP 取引(支払・ことら送金)や BP 口座登録状況をモニタリングする機能を提供し、第三者による不正取引を検知すること。また、不正取引を検知した際は、すみやかに BP 発行金融機関および BP ことら参加金融機関に通知すること。

※BP 請求書払(ことら税公金)については機構によるモニタリング機能提供対象外。

3. 情報保護の対策

1. PCI-DSS に準拠した情報保護対策

利用者の口座番号は、PCI-DSS に準拠したスマホ決済 SV にて保管・保護を行う。

2. FISC 安全対策基準・ISMS に準拠した情報保護対策

FISC 安全対策基準および ISMS に準拠してデータセンターを運用することで、決済業務における情報の安全性を担保する。

3. 口座情報の暗号化・専用回線通信の採用

スマホ決済 SV から金融機関へ口座情報を連携する際は、電文を暗号化の上、外部から遮断された専用回線により通信を行う。

4. 各種 API に関するガイドラインに準拠した情報保護対策

スマホ決済 SV と BP アプリ等との間で使用する API については、全国銀行協会が公開するオープン API のあり方に関する検討会報告書、および、Open ID Foundation のワーキンググループが策定を進める Financial API Security Profile のセキュリティ対策部分を参照して仕様を構築する。

4. その他の遵守事項

1. 取引(支払・ことら送金・請求書払(ことら税公金))履歴の保存

スマホ決済 SV 提供者は、BP 発行金融機関および BP 加盟店金融機関、BP ことら参加金融機関、BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関が BP 取引(支払・ことら送金・請求書払(ことら税公金))の实在性やその取引内容について確認が必要な場合に確認できるようにするため、BP 取引(支払・ことら送金・請求書払(ことら税公金))履歴の電子データを取引発生日から 180 日間、保存する。

2. ことら送金・請求書払(ことら税公金)に関する外部委託先管理

ことら送金、請求書払(ことら税公金)において、スマホ決済 SV 提供者は電子決済等代行業者に加えて BP ことら参加金融機関、BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関の外部委託先として位置づけられるため、BP ことら参加金融機関及び BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関はスマホ決済 SV 提供者の電子決済等代行業者チェック、及び外部委託先チェックを行う必要がある。

そのため、BP ことら参加金融機関及び BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関に代わり機構にてチェックシートを用いた電子決済等代行業者、及び外部委託先チェックを年次で行い、スマホ決済 SV 提供者はそれに応じる。機構は結果を BP 発行金融機関、BP ことら参加金融機関及び BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関へ還元する。

【第8章】BP ことら送金・BP 請求書払（ことら税公金）参加金融機関へのガイドライン

1. BP ことら送金・BP 請求書払（ことら税公金）への参加について

BP ことら送金、及び BP 請求書払（ことら税公金）に参加する場合、機構へ参加申請を行う必要があります。詳細な申請手続については、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って進めてください。

なお、利用者との手続等に関しても、「Bank Pay 運用マニュアル」に従って進めてください。

※Bank Pay をフロントアプリとしてことら送金に参加する場合、BP 発行金融機関としての参加も必須となります。また、Bank Pay をフロントアプリとして BP 請求書払（ことら税公金）へ参加する場合、BP 発行金融機関及び BP ことら送金参加金融機関となるのが必須です。

(BP発行金融機関 ⊃ BPことら参加金融機関 ⊃ BP請求書払(ことら税公金)参加金融機関 となります。)

※BP 発行金融機関としても参加される場合は必ず、「第2章 BP 発行金融機関へのガイドライン」もあわせてご確認ください。

※ことら送金参加に当たり、別途株式会社ことらへの申請手続きも必須となります。必ず株式会社ことらへもお問合せをお願いいたします。

※請求書払（ことら税公金）参加にあたり、別途株式会社ことら、及び地方税共同機構との所定の契約手続き等も必須となります。必ず株式会社ことら、及び地方税共同機構へお問い合わせください。

2. 遵守すべき事項

1. Bank Pay ことら送金・請求書払（ことら税公金）の内容を含む Bank Pay 取引規定を整備すること

BP ことら及び、BP 請求書払（ことら税公金）へ参加する金融機関は、機構が発する「BP 取引規定（参考例）」のそれぞれ以下の条項を参考として記載するとともに、利用者に対する BP ことら送金及び BP 請求書払（ことら税公金）の注意事項を記載して、本ガイドラインに基づいた利用者への注意喚起を行う必要がある。

BPことら送金:第2章 Bank Pay ことら送金

BP請求書払(ことら税公金):第3章 Bank Pay 請求書払い(ことら税公金)

2. Bank Pay ことら送金・請求書払（ことら税公金）に関連する必要な情報を利用者へ告知すること

本ガイドライン「第10章 3. 利用者に対して注意喚起すべき内容」を踏まえて、利用者への告知を行う必要がある。

3. Bank Pay ことら送金・請求書払（ことら税公金）の利用可能時間について、機構に情報連携すること

機構は、利用者に対して、各 BP ことら参加金融機関及び請求書払（ことら税公金）参加金融機関における BP ことら送金・請求書払（ことら税公金）利用可能時間について、情報を提供する。よって、各サービス参加金融機関は機構に対して、各サービスが利用できる時間帯についての情報を連携する必要がある。BP 発行金融機関参加にて対応済みの場合は不要となる（BP ことら送金・請求書払（ことら税公金）の参加にあたりメンテナンス時間に変更になる場合は機構に情報を連携する必要がある）。

また、各サービス利用可能時間帯に変更がある場合においても、機構に情報を連携する必要がある。

なお、BP ことら送金・請求書払（ことら税公金）の利用可能時間には、当該 BP 発行金融機関の口座により利用者が BP ことら送金・請求書払（ことら税公金）取引を実施可能な時間及び、（当該 BP 発行金融機関が利用者の口座情報登録時の本人認証にネット口振方式を採用している場合は）ネット口振方式による口座

情報登録が可能な時間が含まれ、機構に利用可能時間帯の連携がそれぞれ必要となる。

4. 不正利用時発生時は取引規定に従って対応すること

利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難により、第三者による不正な取引が行われた場合には、BP 取引規定に従い利用者への補償対応等を行うこと。

5. 送金メンテナンス情報を利用者管理システムに登録すること

BP ことら参加金融機関は BP 利用者管理システムの「メンテナンス情報」登録機能を使用し、ことら送金含む、BP が利用不可となる時間帯を予め登録しておき、利用者が送金する前に予め利用不可時間帯であることを検知できるようにすること。

※登録できるシステムメンテナンス時間帯は、BP 決済、ことら送金、請求書払(ことら税公金)で同一となります。別々の時間は設定できませんのでご了承ください。

6. 電子決済等代行業者契約に係る公表事項を BP ことら参加金融機関の web サイトに掲載すること

BP 取引(ことら送金含む)において株式会社 NTT データは電子決済代行業者に当たるため、BP ことら参加金融機関は Web サイトにて機構が用意する「電子決済代行業者契約に係る公表事項」を掲載すること(または機構所定のページへのリンク掲載を行うこと)。

※請求書払(ことら税公金)については NTT データ社は電子決済代行業者対象外。

7. 不正検知モニタリング情報を利用者管理システムに登録すること

BP ことら参加金融機関は BP 利用者管理システムの「不正検知」登録機能を使用し不正検知モニタリング機能(送金)のメール通知先、検知条件を設定すること。

※BP 請求書払(ことら税公金)については、機構からのモニタリング機能提供対象外。

3. セキュリティ対策に関して利用者に対して注意喚起すべき内容

1. BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)について、利用者に対して注意すべき内容

BP ことら送金、及び請求書払(ことら税公金)参加金融機関は、ホームページ等の利用者との接点において、口座所有者に対して以下内容を告知すること。BP 発行金融機関参加にて対応済の場合は不要となる。

なお、詳細については第10章を確認すること。

1—1. 暗証番号・決済用 PW を他者に教えないこと

1—2. 推測されやすい決済用 PW(例:誕生日・電話番号)を設定しないこと

1—3. 利用者端末の標準的なセキュリティ対策を行うこと

1—4. 機構提供利用者アプリの使い方に応じて、適切な決済用 PW 入力設定をすること

1—5. ことら送金・請求書払(ことら税公金)時の決済用 PW 入力の際は、後方から見られないよう注意すること

1—6. 利用者アプリによることら送金時、取引結果を必ず確認すること

1—7. 利用者端末を紛失した際、直ちに発行金融機関に連絡すること

1—8. 通帳記帳時は、記帳内容を確認すること

4. システム管理、運用について注意すべき内容

1. 金融機関システムへの標準的なセキュリティ予防対策

第三者が金融機関システムを攻撃して利用者情報を不正に取得することを予防するため、金融機関システムにおいて一般的な対策を実施すること。例えば、ユーザ認証、暗号化、ファイアウォール、ウィルス対策、アクセス制御、等。

2. 緊急時における利用者アプリ等利用停止の体制整備

利用者による利用者端末の紛失・盗難等が発生した場合、悪意ある第三者の不正取引による被害抑止のために対策が必要である。ヘルプデスクが利用者から当該事象について連絡を受けた場合は、ヘルプデスクにおいてBP利用者管理システムを操作して当該利用者アプリ等の利用停止を実施する。ヘルプデスクは24時間365日体制でこの対応を行う。

一方、当該事象を受けて利用者がBP ことら送金・請求書払(ことら税公金)参加金融機関に連絡する可能性も考えられる。BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)参加金融機関は、BP利用者管理システムによる利用停止操作が可能なケースにおいては、BP利用者管理システムから当該アプリの利用停止の範囲(口座・アカウント単位)を決め、停止をすること。

なお、ヘルプデスク、または、あるBP ことら送金・請求書払(ことら税公金)参加金融機関におけるBP利用者管理システムから、特定の利用者のBP利用者アプリ(共通コード)について「利用停止」を行った場合、当該BP利用者アプリ(共通コード)に登録されている全ての口座について同時に利用停止となる。

3. 疑わしい取引の監視

スマホ決済SVから通知された第三者による利用者アプリ等のなりすまし利用等、疑わしい取引等を確認し、被害拡大防止に向けた初動対応をするための運用体制を整備すること。

4. 不正利用に係る利用者対応

利用者申告時に、利用者から事象に係る情報収集を行い、利用者要望に応じて利用停止等の措置を行う。金融機関ホストでのログ解析等により調査を実施する。不正利用と判断した場合は、各BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)参加金融機関の取引規定に従い、補償対応等を行うこと。

5. 不正利用発生時の被害報告

BP ことら送金参加金融機関は利用者からの申告や、自行でのモニタリングにより不正利用被害を検知、または不正が疑われる取引を確認したときは、機構所定の報告書で事務局へ申請・提示すること。機構は事象や被害範囲を確認の上、全部または一部のサービス停止等の被害抑止措置を取り、対応策や再開基準等を適宜発行金融機関へ連絡する。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照下さい。また、サービス停止範囲は、本ガイドライン第11章をご参照ください。

6. 送金先制御機能(ブラックリストの管理機能)の活用

不正送金が発生または不正送金の疑いがあると判断した場合等、BP ことら送金参加金融機関はBP利用者管理システムの「ブラックリスト管理」機能を使用し必要に応じて不正送金先の制御対応をすることができる。なお、送金先制御については電話番号・メールアドレス・金融機関口座情報・Pay事業者のアカウントID単位

で登録することができる。

5. システム運用について注意すべき内容

1. 機構提供利用者アプリに適用される BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)限度額設定値に関する申請

支払限度額設定値同様、BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)限度額設定値について機構所定の申請書で申請・提示すること。(*)

(*)申請項目詳細は「Bank Pay Web 申請システムマニュアル」及び本ガイドライン第9章4項、5項を参照すること。

2. システム故障発生時の報告

BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)参加金融機関は自機関システムの故障を検知した場合は、機構所定の様式で事務局・ヘルプデスク及び NTT データへ故障速報を連絡すること。BP ことら送金・請求書払(ことら税公金)参加金融機関は、故障継続中は適宜経過報を、故障復旧時には復旧報を事務局・ヘルプデスク及び NTT データへ提示する。なお、事務局へ故障速報を提示するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」参照すること。

【第9章】機構提供アプリ等の仕様

機構提供アプリには、「機構提供利用者アプリ」と「機構提供店舗アプリ」の2種類があります。以下にそれぞれの仕様について説明します。

1. 機構提供利用者アプリを使用した支払取引の流れ

機構提供利用者アプリを利用するBP取引においては、アプリSV及びスマホ決済SVが取引中継を行います。アプリSVは、利用者またはBP加盟店による機構提供利用者アプリ・機構提供店舗アプリ等の操作結果をスマホ決済SVに中継します。スマホ決済SVは、コード生成(動的コードの場合)、支払金額に応じた決済用PW(または生体認証)入力要否の判断、入力された本人認証情報のチェック・本人認証が完了した取引情報のBP発行金融機関への中継、BP発行金融機関にて承認された取引結果のアプリSVへの中継を行います。

1. コード決済方式(MPM方式)の場合

図1、2に、BP加盟店が機構提供店舗アプリもしくは機構提供QRステッカーを利用して、機構提供利用者アプリによるMPM方式での支払を受け付けるフローを示します。

(実線枠のフローはシステムが行う動作、破線は人(利用者または従業員)が行う動作を示します。)

図1:コード決済読取方式(MPM)の支払取引の流れ(機構提供店舗アプリ利用時)

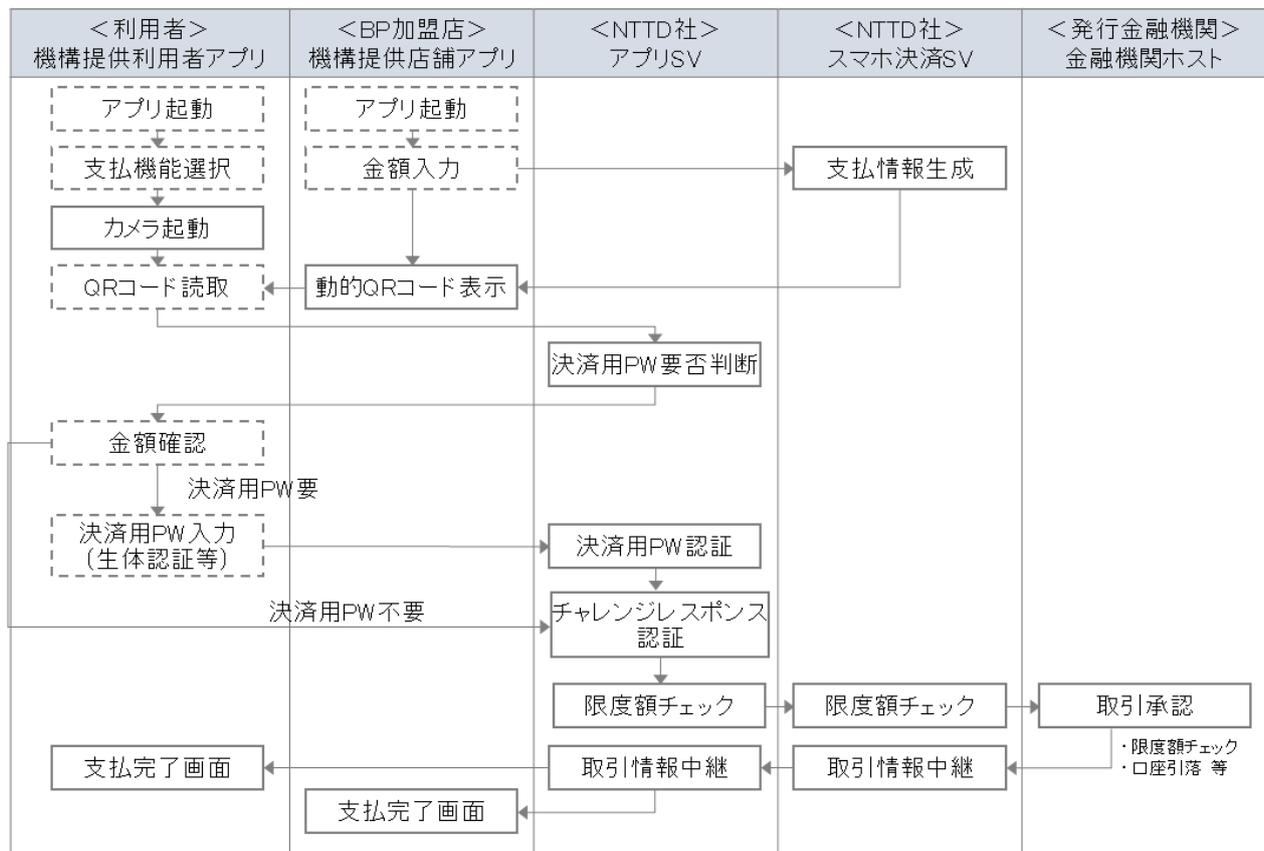
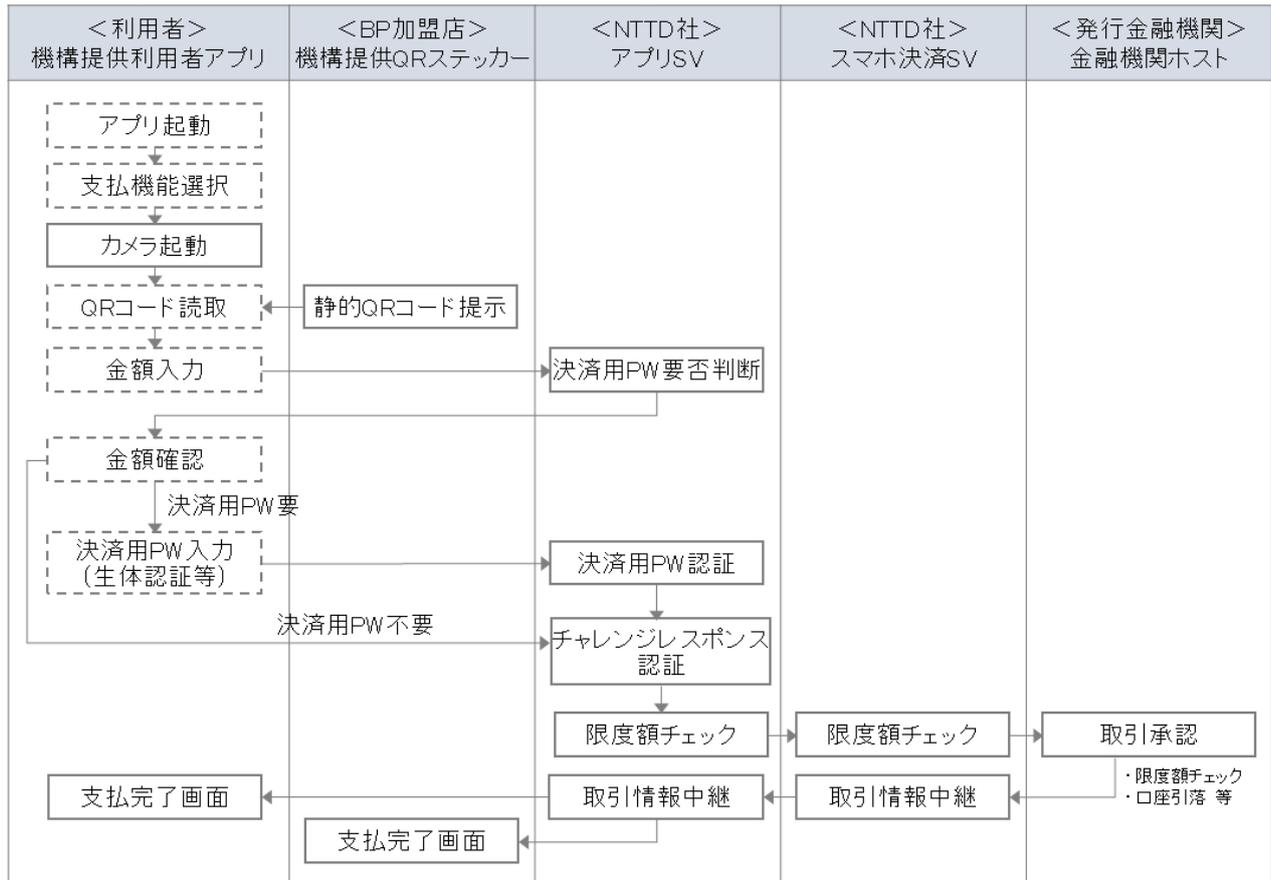


図2:コード決済読取方式(MPM)の支払取引の流れ(機構提供 QR ステッカー利用時)

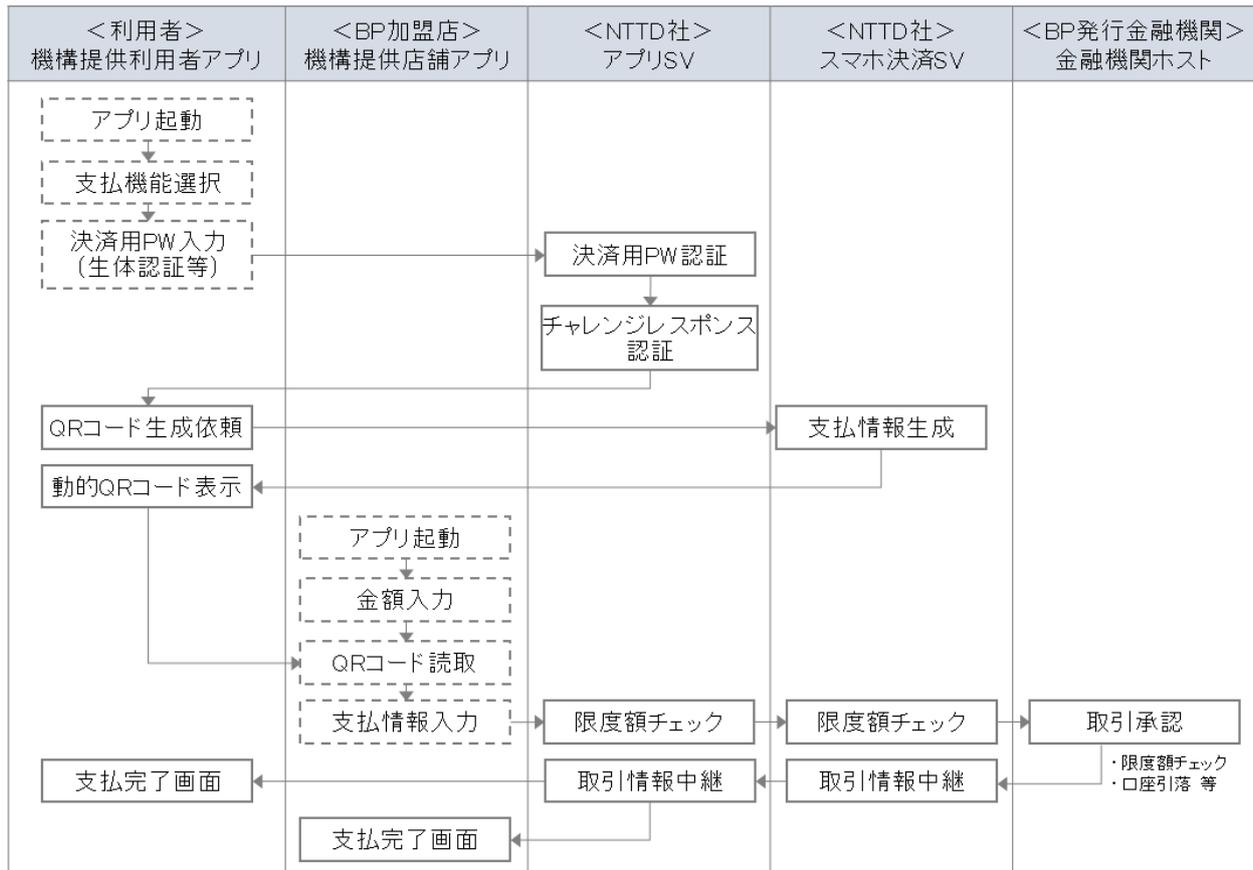


※機構提供 QR ステッカーを使用する MPM の場合、BP 加盟店に対する支払完了通知はメールで実施

2. コード決済方式(CPM 方式)の場合

図3に、BP 加盟店が機構提供店舗アプリを利用して機構提供利用者アプリによる CPM 方式での支払を受け付けるフローを示します(実線枠のフローはシステムが行う動作、破線は人(利用者または従業員)が行う動作を示します)。

図3:コード決済方式(CPM)の支払取引の流れ(機構提供店舗アプリ利用時)



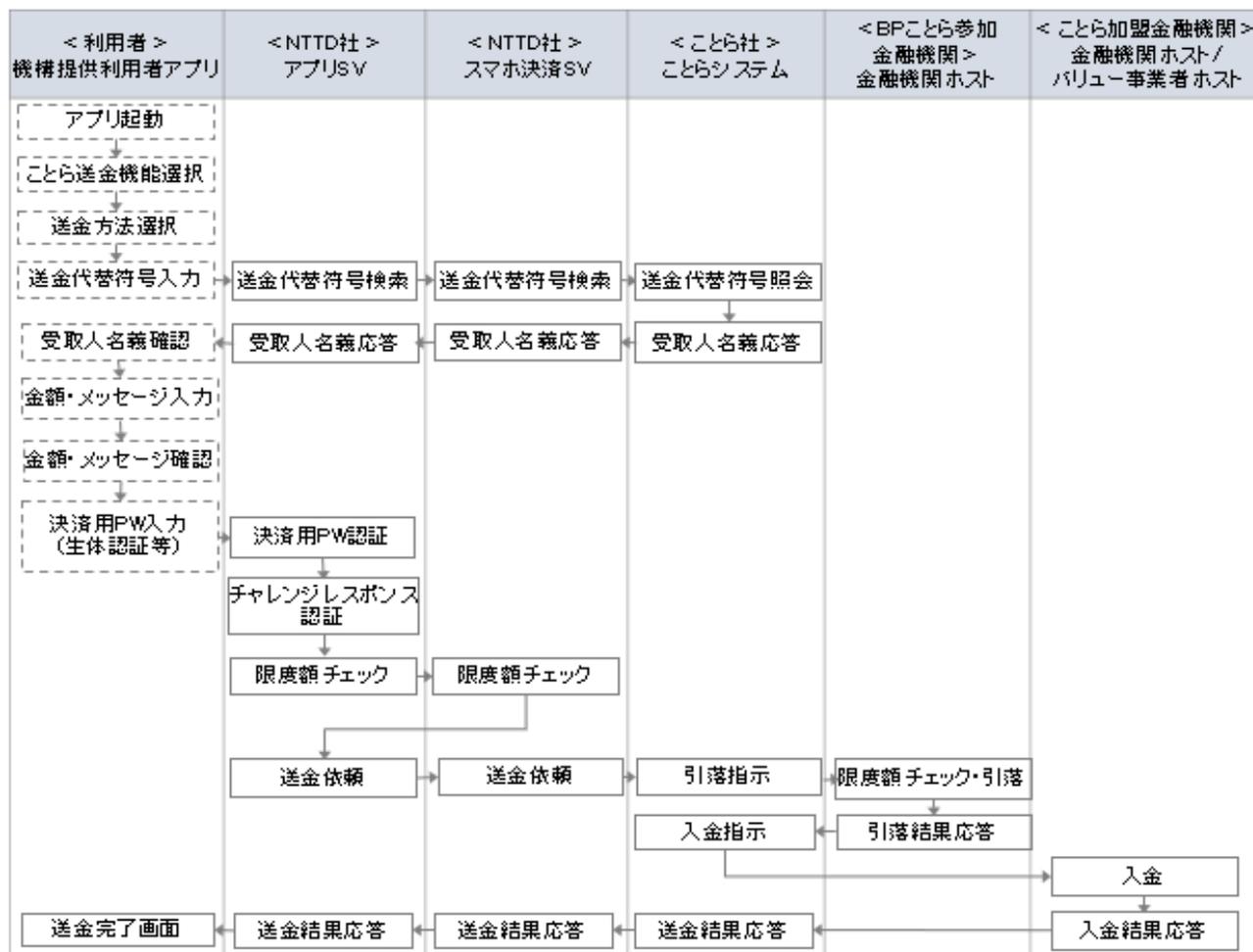
2. 機構提供利用者アプリを使用したことら送金の流れ

機構提供利用者アプリを利用することら送金取引においては、アプリSV及びスマホ決済SVがことらシステム(株式会社ことらが提供)へことら送金情報を中継します。アプリSVは利用者による機構提供利用者アプリのことら送金操作結果をスマホ決済SVに中継します。スマホ決済SVは、BPことら参加金融機関に代わって入力された本人認証情報のチェック・本人認証が完了したことら送金情報のことらシステムへの中継、ことらシステムより還元された取引結果のアプリSVへの中継を行います。

1. 携帯電話番号・メールアドレス(送金代替符号)指定送金の場合

図1に送金代替符号指定によることら送金フローを示します。なお、送金代替符号指定による送金を実施する場合、受取人は自身の携帯電話番号もしくはメールアドレスを金融機関口座に紐付け登録を行う受取口座設定を実施している必要があります。

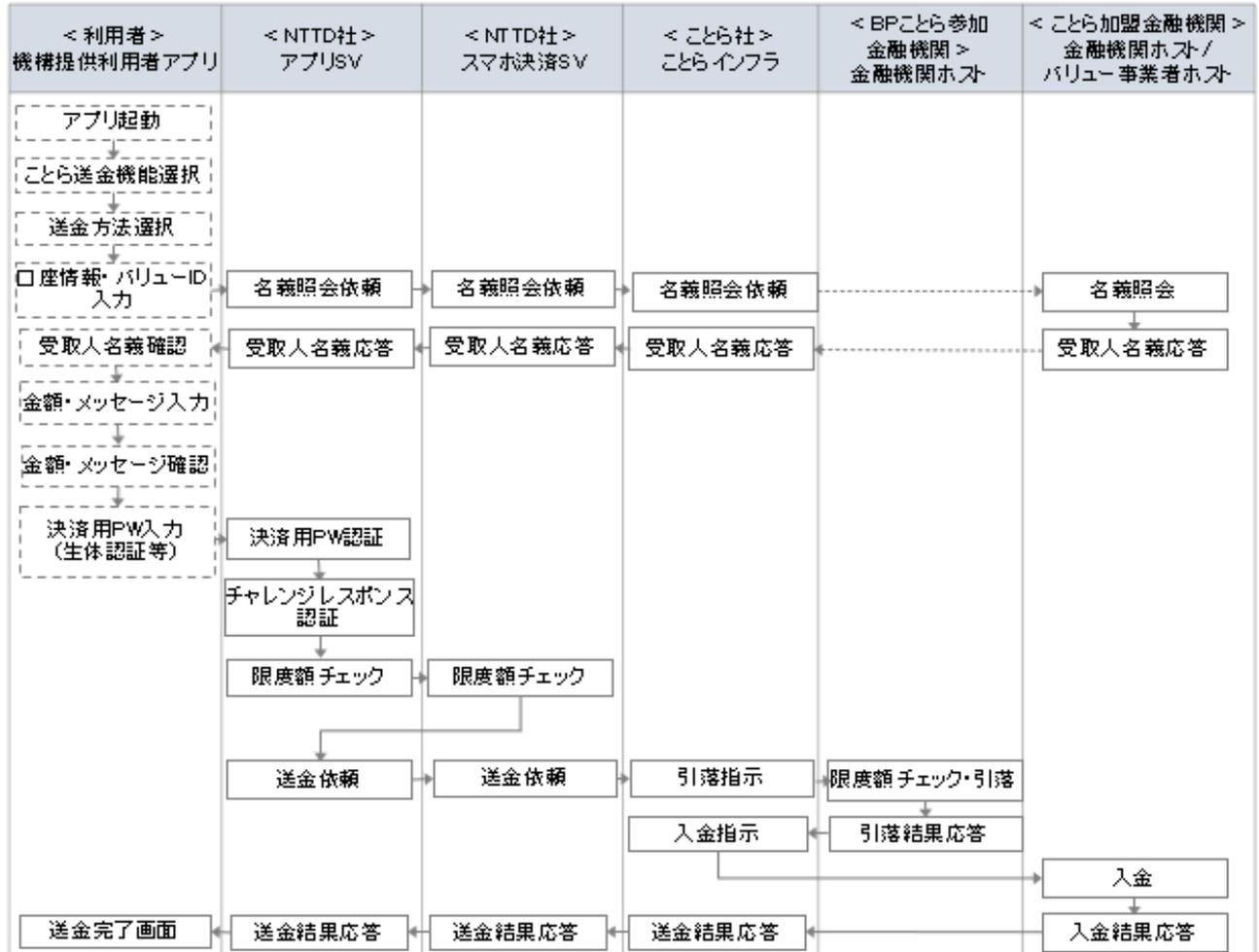
図 1: 携帯電話番号・メールアドレス(送金代替符号)指定方式の送金取引の流れ



2. 口座番号指定送金・バリュー(Pay 事業者)指定送金の場合

図2に口座番号指定送金・バリュー(Pay 事業者)指定によることら送金フローを示します。

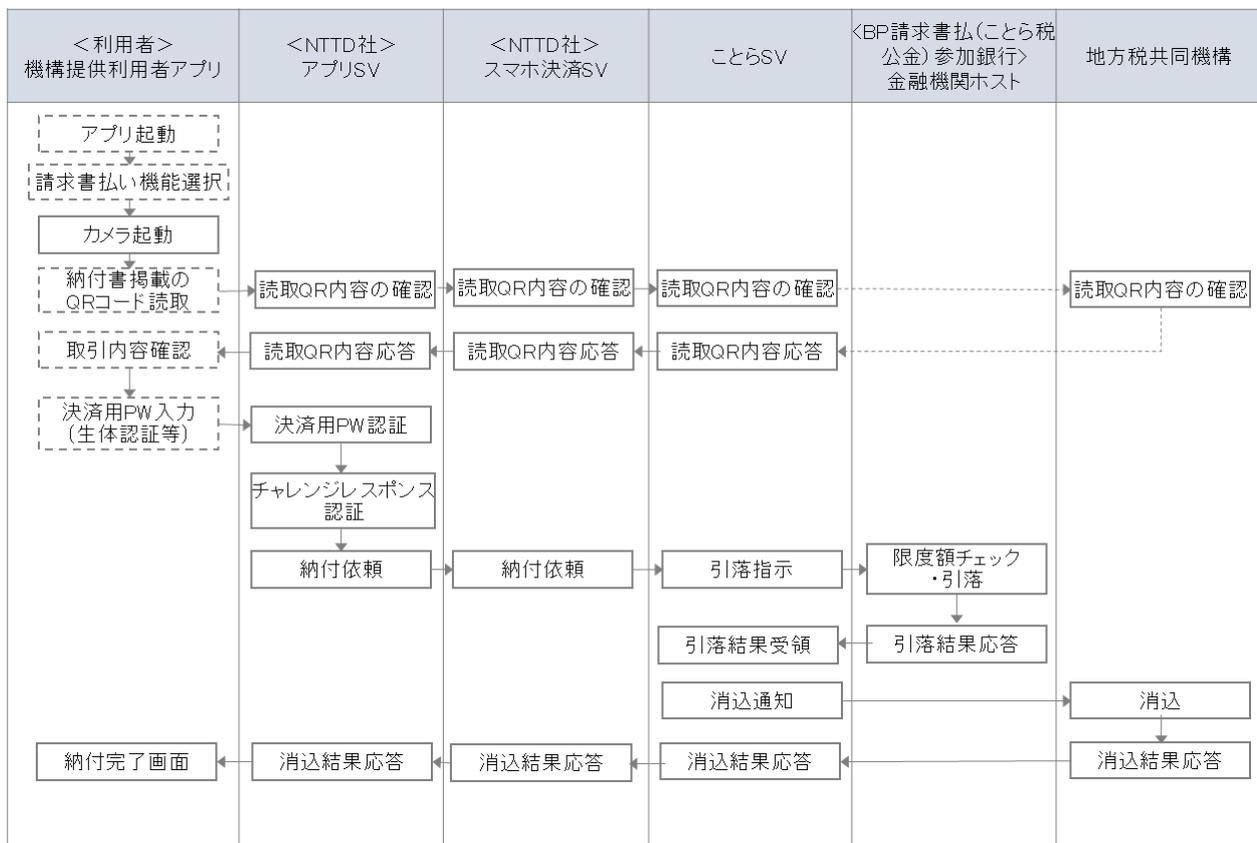
図 2 : 口座番号指定送金・バリュー (Pay 事業者) 指定方式の送金取引の流れ



3. 機構提供利用者アプリを使用した請求書払（ことら税公金）の流れ

機構提供利用者アプリを利用する請求書払（ことら税公金）取引においては、アプリ SV 及びスマホ決済 SV がことらシステム（株式会社ことらが提供）へ、ことらシステムが地方税共同機構へ請求書払（ことら税公金）情報を中継します。アプリ SV は利用者による機構提供利用者アプリの請求書払（ことら税公金）操作結果をスマホ決済 SV に中継します。スマホ決済 SV は、BP 請求書払（ことら税公金）参加金融機関に代わって入力された本人認証情報のチェック・本人認証が完了した請求書払（ことら税公金）情報のことらシステムへの中継、ことらシステムより還元された消込結果情報のアプリ SV への中継を行います。

図3: 請求書払（ことら税公金）取引の流れ



4. 機構提供利用者アプリの機能

機構提供利用者アプリに搭載されている主な機能、及び、限度額設定に関するルールについて説明します。機構提供利用者アプリに搭載されている主な機能は、「利用者情報登録」、「口座情報登録」、「支払」、「ことら送金」、「請求書払（ことら税公金）」、「履歴照会」、「設定」、「問合せ先照会」の8種類です。各機能の概要を説明します。

1. 利用者情報登録

利用者は、機構提供利用者アプリをダウンロードして起動した後、下記の流れで利用者情報登録を行います。

1-1. チュートリアルの確認

利用者は、初めに表示されるチュートリアル画面にて、アプリの操作方法を確認します。

1—2. 利用規約・プライバシーポリシーの確認

利用者は、「アプリ利用規約」及び「プライバシーポリシー」の内容を確認した上で、これらに同意します。初回登録の場合は、「新規利用登録」を選択して、次へと進みます。

「5—5. 機種変更」において、古い利用者端末の機構提供利用者アプリのデータを新たな利用者端末に引き継ぐ場合は、「機種変更」を選択して次へと進みます。

1—3. 利用者情報入力

利用者は、次の利用者情報を入力します(*は必須項目)。

氏名(カナ)*、性別、生年月日*、住所(都道府県)、eメールアドレス*、eメールアドレス(確認用)*

1—4. 本人認証コードの確認

利用者は、「1—3. 利用者情報入力」において入力した e メールアドレスに、e メール本人認証コードの通知を受け、その本人認証コードをアプリ画面に入力します。

1—5. SMS 認証

利用者は、機構提供利用者アプリをダウンロードした利用者端末の電話番号を入力します。SMS で届いた認証コードを入力し、利用者情報登録が完了します。

1—6. 本人確認書類を用いた審査

利用者は、口座の登録を行う前、または登録済口座の限度額を変更する前のどちらか初回実施時に、本人確認を行う必要があります。準備物は本人確認書類(マイナンバーカード・署名用電子証明書パスワード)です。)利用者は、申請に際し「ご利用上の注意」の内容を確認した上で、これに同意します。次に、パスワード入力画面にて署名用電子証明書パスワードを入力し、マイナンバーカードのスキャンを実施、完了後に審査が開始となります。審査完了後、結果が OK(承認)であれば完了画面となり、口座の登録及び限度額変更が可能となります。結果が NG であれば再度本人確認の申請が必要となります。

2. 口座情報登録

利用者は、利用者情報登録を完了後、下記の流れで、決済、及びことら送金、請求書払(ことら税公金)に利用する口座の登録を行います。

利用者が機構提供利用者アプリを用いて支払を行うためには、最低ひとつの口座を登録する必要があります。また、機構提供利用者アプリに複数口座を登録する場合は、各口座に対して下記の「2—1. BP 発行金融機関選択」～「2—5. 決済用 PW 設定」を行います。

なお、ことら送金を行うためには、BP ことら送金に参加している金融機関口座を登録する必要があり、BP 請求書払(ことら税公金)を行うためには、BP 請求書払(ことら税公金)に参加している金融機関口座を登録する必要があります。

2—1. BP 発行金融機関選択

利用者が「1. 利用者情報登録」を完了している場合、機構提供利用者アプリのホーム画面に表示されている「口座登録」から、口座登録が可能です。利用者は、Bank Pay 決済に利用する口座の BP 発行金融機関名を選択します。

2—2. Bank Pay 取引規定の確認

利用者は、「2—1. BP 発行金融機関選択」で選択した BP 発行金融機関が定める「BP 取引規定」の内容を確認した上で、合意します。

2-3. 口座情報入力

利用者は、機構提供利用者アプリで利用する口座情報を入力します。ここでの入力項目は、利用者が「2-1. BP 発行金融機関選択」で選択した BP 発行金融機関によって異なります。

なお、利用者がここで入力する口座名義人の名称は、「1-3. 利用者情報入力」の時に入力した氏名(カナ)と同一である必要があります。

2-4. 本人認証

口座情報登録における本人認証の方式は、機構提供利用者アプリの操作で完結する「ネット口振方式」と BP 発行金融機関窓口等を訪れて行う「対面方式」の2種類あります。利用者は、「2-1. BP 発行金融機関選択」で選択した BP 発行金融機関が指定するいずれかの方式で口座情報登録を行います。

2-4(1). ネット口振方式の場合

利用者が「2-3. 口座情報入力」を完了すると、機構提供利用者アプリで各 BP 発行金融機関のネット口振の画面が表示されます。利用者は、指定された情報の入力を行います。

2-4(2). 対面方式の場合

利用者が「2-3. 口座情報入力」を完了後、機構提供利用者アプリで承認コードの入力画面が表示されます。利用者は、各 BP 発行金融機関の窓口(または指定された場所)において所定の本人確認手続きを行い、承認コードの提示を受けて機構提供利用者アプリに入力します。

なお、各 BP 発行金融機関窓口の担当者は、BP 利用者管理システムからこの承認コードの発行を行います。

2-5. 決済用PW設定

利用者は、「2-1. BP 発行金融機関選択」～「2-4. 本人認証」で登録した口座に対し、決済用 PW を設定します。決済用 PW は、利用者が機構提供利用者アプリで支払を行う際の本人認証のために入力するパスワードです。

なお、「1. 利用者情報登録」で登録した生年月日を表す4桁、また、連続して同じ数字を使用した決済用 PW の設定はできません。

決済用 PW の設定を行うことで、口座情報登録が完了します。

2-5(1). 生体認証の設定(一部の BP 発行金融機関)

「2-1. BP 発行金融機関選択」で選択された BP 発行金融機関が生体認証を採用している場合、利用者が「2-5-1. 決済用 PW 設定」を完了後、生体認証の設定画面が表示されます。生体認証は、利用者が機構提供利用者アプリで支払を行う際に、決済用 PW を入力する代わりに利用できる本人認証方法です(指紋/Touch ID/Face ID 等、利用者の利用者端末の機能・設定等によって、選択可能な生体認証の方式は異なります)。

3. 支払

利用者は、機構提供利用者アプリを用いて、下記の流れで支払を行います。

3-1. 支払

利用者は、BP 加盟店が指定する方式(MPM 方式または CPM 方式)により、機構提供利用者アプリで支払を行います。

3-1(1). MPM 方式の場合

利用者は、BP 加盟店に設置されている機構提供店舗アプリの画面に表示されるコード、または、機構提供 QR ステッカーのコードを機構提供利用者アプリで読取ることで支払ます。

3-1(2). CPM 方式の場合

利用者は、機構提供利用者アプリの画面にコードを表示して BP 加盟店の従業員に提示し、従業員に読取らせることで支払ます。

3-2. 本人認証

利用者が「2-5. 決済用 PW 設定」で予め設定した決済用 PW または生体認証を入力することで、支払が完了します。

決済用 PW の最大誤り回数は5回です。最大誤り回数を超えた場合は、使用している口座がロックアウトされ、支払が行えなくなります。口座がロックアウトされた場合の対応方法については、「7-8(1). 決済用 PW の再設定が必要な場合の操作」で説明します。

また、機構提供利用者アプリで生体認証の設定がされている場合において、生体認証の最大誤り回数以内に認証が成功しなかった場合は、決済用 PW 入力の画面が表示されます。生体認証の最大誤り回数は、利用者の利用者端末及び生体認証の種類によって異なります。生体認証の最大誤り回数を超えた場合は、利用者端末所定の方法で解除する必要があります。

なお、利用者が「7-4(3). 決済 PW 省略額」で決済用 PW の入力を省略する支払額の上限を設定している場合は、支払金額がその上限を超えている場合にのみ、決済用 PW または生体認証を入力します。決済用 PW 省略額設定に関するルールについては、あわせて後段の「3. 機構提供利用者アプリの機能 補足①(限度額設定ルール)」をご参照ください。

4. ことら送金

利用者は、機構提供利用者アプリのホーム画面に表示されている「ことら送金・残高照会」から、ことら社が提供することら送金サービスに加盟している金融機関に対し、1 回あたり 1 円から 10 万円の範囲で送金を行うことができます。ことら送金の主な機能は「送金」「受取口座設定」「履歴表示」「残高照会」です。

4-1. 送金

利用者は機構提供利用者アプリを用いて、以下の方法で送金を行います。

4-1(1). 携帯電話番号・メールアドレス送金

利用者は、ことら送金画面で「携帯電話番号送金」もしくは「メールアドレス送金」を選択し、送金先の代替符号(電話番号 or メールアドレス)を入力します。表示された送金先の名義人名(マスク有)を確認し、金額とメッセージ(任意。最大 50 文字)を入力して送金を行うことができます。アプリ SV は利用者のメールアドレス に対して送金完了メールを送信します。

4-1(2). 口座指定送金

利用者は、ことら送金画面で「口座指定送金」を選択し、送金先の金融機関名と口座情報を入力します。表示された送金先の名義人名(マスク無)を確認し、金額を入力して送金を行うことができます。アプリ SV は利用者のメールアドレスに対して送金完了メールを送信します。

4-1(3). バリュー(Pay 事業者)指定送金

利用者は、ことら送金画面で「バリュー事業者(Pay 事業者)」を選択し、バリューID(Pay 事業者のアカウント ID)を入力します。表示された送金先の名義人名(マスク有)を確認し、金額を入力して送金を行うことができます。アプリ SV は利用者のメールアドレスに対して送金完了メールを送信します。

4-2. 受取口座設定

利用者は受取口座設定画面から機構提供利用者アプリの利用者情報登録時に設定した携帯電話番号とメールアドレスに対し、機構提供利用者アプリに登録した金融機関口座を紐づけることで受取口座を設定することができます。(携帯電話番号・メールアドレスに対してそれぞれ 1 口座ずつ登録ができます。なお、株式会社ことらに未加盟の金融機関口座の場合は設定時にエラーが表示されます。)

※登録するマスク利用者名は、口座名義人名の後ろ半分(文字数が奇数の場合は端数切り捨て)「*」にして登録されます(例:タナカイチロウ→タナカイ***、タナカジロウ→タナカ***)。

また、受取口座設定画面から受取口座を変更することができます。

なお、利用者が機構提供利用者アプリに登録しているメールアドレスを変更した場合、アプリ SV はメールアドレスに紐づく受取口座設定を未設定に変更します(利用者が意図しないメールアドレスに着金してしまうことの防止のため)。

4-3. 残高照会

利用者はことら送金画面内の残高表示ボタンを押下し、機構提供利用者アプリに登録した口座の残高(一部金融機関では利用可能残高)を確認することができます。なお、残高照会を行うためには、株式会社ことらに加盟する金融機関口座を決済・ことら送金用口座として登録する必要があります。また、ことら送金の仕様により残高表示できる金額の下限値は 0 円となります。

5. 請求書払(ことら税公金)

利用者は、機構提供利用者アプリを用いて、以下の方法で請求書払を行います。

5-1. 請求書払い

利用者は、MPM 方式により、機構提供利用者アプリで請求書払いを行います。

納付書に記載されている QR コードを機構提供利用者アプリの「請求書払い」ボタン押下後に読み取りしてください。

6. 履歴照会

利用者は、機構提供利用者アプリのホーム画面に表示されている「利用履歴」から、自身が機構提供利用者アプリで行った、過去 180 日間の BP 取引、ことら送金(含む BP で設定したアカウント代替符号宛ての着金)、請求書払いの履歴を確認できます。取引履歴は、登録預金口座ごとに表示されます。複数口座を登録している場合は、照会口座選択機能から表示対象口座を変更することで、各口座での取引履歴を照会できます。

7. 設定

利用者は、ホーム画面の「設定」から各種項目の設定の確認または変更を行います。設定項目は、「登録口座一覧」、「認証方法変更」、「e メールアドレス変更」、「限度額設定」、「本人確認」、「機種変更」、「利用停止」です。

7-1. 登録口座一覧

「設定」画面から「登録口座一覧」を選択すると、現在、支払元の口座として選択されている「支払口座」、及び、その他に登録されている「その他口座」が表示されます。この画面では、加えて、「口座追加」、「支払口座設定」、「口座削除」を行うことができます。

7-1(1). 口座追加

「7-1. 登録口座一覧」の画面から「口座追加」を選択して、新たな口座及び当該口座のための決済用PWを登録します。口座登録の手順は、「2. 口座情報登録」の場合と同様です。

機構提供利用者アプリには、最大8口座まで登録可能です。複数口座を登録する場合、全ての口座が同一名義である必要があります。なお、同一名義であれば、たとえば「8口座が全て異なる BP 発行金融機関の口座」、「3口座が同一 BP 発行金融機関、別の BP 発行金融機関で5口座」という内容での登録も可能です。また、口座追加をする場合、「1-6. 本人確認書類を用いた審査」を実施している必要があります。

7-1(2). 支払口座設定

機構提供利用者アプリでの支払に使用する口座を設定・変更する場合にこの機能を使います。「7-1. 登録口座一覧」の画面から支払に使用したい口座を選択し、「支払口座設定」を選択します。

7-1(3). 口座削除

機構提供利用者アプリに予め登録した口座を削除する場合にこの機能を使います。「7-1. 登録口座一覧」の画面から該当口座を選択し、「口座削除」を選択します。この操作以降は、削除された口座による以前の BP 取引履歴を機構提供利用者アプリで閲覧できなくなります。

7-2. 認証方法変更

現在支払口座として選択されている BP 発行金融機関が機構提供利用者アプリにおける支払の本人認証方法として生体認証(指紋、Touch ID、または Face ID を指します。)を採用している場合、利用者は、生体認証の使用有無について設定を行うことができます。利用者は、ホーム画面の「設定」から「認証方法変更」を選択して、この設定を行います。

ただし、生体認証を機構提供利用者アプリに登録する以前に、利用者の利用者端末の本人認証方法として生体認証が登録されている必要があります。

7-3. eメールアドレス変更

「設定」画面から「eメールアドレス変更」を選択して、eメールアドレスの変更を行います。新しいeメールアドレスとして入力したeメールアドレス宛に通知される本人認証コードを機構提供利用者アプリの画面で入力することで、eメールアドレスの変更が完了します。この際、セキュリティ(第三者のなりすまし)対策の観点から、新旧両方のeメールアドレスに変更通知を送信します。

7-4. 限度額設定

各種限度額の設定を行います。限度額設定の対象は、その時点で機構提供利用者アプリに支払口座として設定されている口座です。「設定」画面から「限度額設定」を選択、当該口座の決済用PW(または生体認証)を入力し、「決済時設定」「送金時設定」「請求書払い時設定」が表示されるため何れかを選択すると、限度額設定画面が表示されます。「決済時設定」については、当該口座による支払について「1回あたりのご利用限度額」、「1日あたりのご利用限度額」、「決済用PW省略額」を設定可能です。「送金時設定」「請求書払い時設定」については、「1回あたりのご利用限度額」、「1日あたりのご利用限度額」を設定可能です。他の登録口座の

限度額設定を行うためには、「7-1(2). 支払口座設定」の操作で支払口座を変更する必要があります。

限度額設定は、利用者による任意の設定項目です。限度額設定をする場合、「1-6. 本人確認書類を用いた審査」を実施している必要があります。利用者が限度額設定を行わない場合は、各項目について発行金融機関が予め機構に申請している「初期値」が適用されます。限度額に関するルールの詳細は、後段の「3. 機構提供利用者アプリの機能 補足①(限度額設定ルール)」をご参照ください。

7-4(1). 1回あたりのご利用限度額

利用者は、BP 参加金融機関が定める範囲内で、機構提供利用者アプリの支払1回あたりの限度額を設定できます。限度額設定画面の「1回あたりのご利用限度額」部分に、金額を入力します。

機構提供利用者アプリの各 BP 参加金融機関は、支払1回あたりの限度額に加えて、その初期値を定めており、利用者が自身で限度額設定を行わない場合は、この初期値が適用されます。

7-4(2). 1日あたりのご利用限度額

利用者は、BP 参加金融機関が定める範囲内で、機構提供利用者アプリの支払1日あたりの限度額を設定できます。限度額設定画面の「1日あたりのご利用限度額」部分に、金額を入力します。

機構提供利用者アプリの各 BP 発行金融機関は、支払1日あたりの限度額に加えて、その初期値を定めており、利用者が自身で限度額設定を行わない場合は、この初期値が適用されます。

7-4(3). 決済用PW省略額

利用者は、支払口座の BP 発行金融機関が定める範囲内で、一定金額以内の支払の際に決済用PW(または生体認証)の入力を省略するように設定ができます。「7-4. 限度額設定」の画面から「1回あたりのご利用限度額」部分に金額を入力します。なお、初期値は0円に設定されているため、利用者が自身で設定を行わない場合は、毎回の支払の際に決済用PW(または生体認証)の入力が求められます。

7-5. 本人確認

利用者は SMS 認証状況及び本人確認書類を用いた審査の状況を確認できます。SMS 認証について、認証未実施の場合は「未実施」となり、この画面より SMS 認証が可能です。SMS 認証後は、「SMS 認証済み」が表示されます。本人確認書類を用いた審査の状況については申請未実施の場合は「未実施」となり、この画面より申請が可能です。申請の結果に応じて「認証済み」または「認証 NG」が表示されます。

7-6. 機種変更

利用者が利用者端末の機種変更を行う際に、古い端末で使用していた機構提供利用者アプリのデータを新しい端末に引き継ぐためにこの機能を使います。

7-6(1). 引継元の端末での操作

利用者ははじめに、引継元の端末の機構提供利用者アプリの「設定」画面から「機種変更」を選択します。更に、「機種変更コード払出」を選択すると、機種変更コードが表示されます。

7-6(2). 引継先の端末での操作

次に、引継先の端末に機構提供利用者アプリをダウンロードします。「1-2. 利用規約の確認」の画面で利用規約を確認の上合意する際に「機種変更」を選択すると、機種変更の設定画面に進みます。この画面で、「7-6(1). 引継元の端末での操作」で取得した機種変更コードを入力します。更に、支払口座の決済用PWを入力して本人認証を行うことで、機種変更の設定が完了します。以降は、引継元の端末では機構提供利用者アプリを使用できなくなります。

なお、この設定によって引き継がれる項目は次の通りです。

氏名(カナ)、生年月日、e メールアドレス、登録口座一覧、決済用 PW、限度額、決済用 PW 省略額、利用履歴、SMS 認証結果、本人確認書類を用いた審査の結果

一方、生体認証に関する設定は、引き継がれません。生体認証は、引継先の端末の機構提供利用者アプリで、「7-6(2). 引継先の端末での操作」における決済用 PW 入力後の画面、または、「7-2. 認証方法変更」の機能から設定を行います。

7-7. 利用停止

機構提供利用者アプリの利用を停止する場合にこの機能を使います。「設定」画面から「利用停止」を選択して、この設定を行います。以降は、機構提供利用者アプリのデータの引継はできなくなります。利用者は、利用停止を行った後に再度機構提供利用者アプリを使う場合には、「1. 利用者情報登録」の手順で改めて登録を行うこととなります。

7-8. その他

(1). 決済用 PW の再設定・変更が必要な場合の操作

機構提供利用者アプリの決済用 PW の設定は、登録口座ごとに、常に口座情報登録のプロセスの一環で実施します。利用者が機構提供利用者アプリの決済用 PW を忘れてしまった場合や第三者に知られてしまった場合は、改めて口座情報登録を実施する必要があります。具体的には、次の3つのケースが考えられ、対応方法は2通りあります(下記の<対応A>及び<対応B>)。

1. 機構提供利用者アプリに1口座のみ登録している状態で、決済用 PW の再設定が必要な場合
→<対応A>
2. 機構提供利用者アプリに複数口座を登録しているが、全ての口座について決済用 PW の再設定が必要な場合
→<対応A>
3. 機構提供利用者アプリに複数口座を登録しており、再設定が必要な口座以外の口座に係る決済用 PW を入力することができる場合(上記1. の場合を除く。)
→<対応B>

<対応A>

機構提供利用者アプリの「設定」画面から「6-7. 利用停止」の手順で利用停止を行います。利用停止を行うと、全ての登録口座が同時に停止され、かつ、これまで当該機構提供利用者アプリで実施した取引履歴を閲覧不可となります。新たな決済用 PW で利用を再開するためには、再度機構提供利用者アプリを起動し、改めて「1. 利用者情報登録」及び「2. 口座情報登録」の手順を進め、決済用 PW を登録します。

<対応B>

機構提供利用者アプリの「設定」画面から「6-1(2). 支払口座設定」の手順で、支払口座を他の登録口座に変更します。次に、元の支払口座(決済用 PW を再設定する対象の口座)を「6-1(3). 口座削除」の手順で削除します。口座削除を行うと、削除された口座による以前の BP 取引履歴を機構提供利用者アプリで閲覧不可となります。新たな決済用 PW で利用を再開するためには、改めて「2. 口座情報登録」の手順で当該口座を登録した上で決済用 PW を登録します。

8. 問合せ先照会

利用者は、機構提供利用者アプリのホーム画面の「お問い合わせ」を選択して、ヘルプデスクの連絡先を確認します。

5. 機構提供利用者アプリの機能 補足①（限度額設定ルール）

「4. 機構提供利用者アプリの機能 7-4. 限度額設定」で説明した各種限度額の適用ルール、及び、他の機構提供利用者アプリにおける適用ルールは表1及び表5の通りです。尚、一日・一回の支払及びことら送金限度額の上限は、Bank Pay として定めた限度額のルールに従い、各 BP 発行金融機関及び各 BP ことら参加金融機関はその範囲内で定める必要があります。

表1:機構提供利用者アプリ 支払限度額・決済PW省略額の適用ルール

Bank Pay利用者アプリ(JEPPD共通)における適用ルール				(参考) 機構提供アプリ 以外への適用			
項番	限度額類 項目		設定値 情報保持先 (金額チェック を行う場所)	概要 (設定者・設定単位、等)	BP金融機 関利用者 アプリ	提携アプ リ等	
①	支払 限度 額	1 日 あ た り	ご利用限度額	金融機関 ホスト	・金融機関によって設定単位が異なる (利用者の申出により、金融機関による 初期設定値を引上げ可能なケースもある) ・設定単位の例: J-Debit・キャッシュアウト・ Bank Payの利用額合計を含む1日あたり ATM引出限度額	○	○
②			支払限度額	スマホ決済 SV	・金融機関が設定、口座単位で適用される	○	○
③			アプリ初期値		・金融機関が設定、口座単位で適用される ・口座登録時点の初期値	△	△
④			利用者設定値	アプリSV	・利用者が登録口座ごとに④以下で設定 (④から変更したい場合)	-	-
⑤	1 回 あ た り	支払限度額	スマホ決済 SV	・金融機関が設定、口座単位で適用される	○	○	
⑥				アプリ初期値	・金融機関が設定、口座単位で適用される ・口座登録時点の初期値	△	△
⑦				利用者設定値	アプリSV	・利用者が登録口座ごとに④以下で設定 (④から変更したい場合)	-
⑧	決済用PW 省略額 (支払1回 あたり)	決済用PW省略額	アプリSV	・金融機関が設定(省略を許容しない場合 はゼロに設定) ・口座登録時点の初期値は共通でゼロ円	-	-	
⑨		利用者設定値		・利用者が登録口座ごとに④以下で設定 (金融機関が省略を許容する場合)	-	-	

<凡例> ○アプリ提供形態によらず、適用される限度額

△アプリ提供者が共通APIを使用することでBP利用者アプリ(JEPPD共通)の場合と同様に適用可

-適用する場合、設定・チェックの仕組みを対象アプリSVが個別に構築要

利用者が機構提供利用者アプリで支払を行う時、まずアプリ SV が④・⑦・⑧・⑨(表1の項番)を対象に金額チェックを行い、問題がなければスマホ決済 SV に取引情報を中継します。これを受け、次にスマホ決済 SV が②・③・⑤・⑥を対象に金額チェックを行い、問題がなければ金融機関ホストに取引情報を中継します。最後に、金融機関ホストが①を対象に金額チェックを行い、問題がなければ支払限度額の観点で取引が問題なく成立します。ただし、アプリSV・スマホ決済SV・金融機関ホストのいずれかにおいて限度額オーバーと判断された場合は、当該取引は成立せず、機構提供利用者アプリにエラーメッセージが表示されます。

利用者が複数種類の Bank Pay アプリを同時に利用する場合の支払限度額チェックについて、下記事例1及び事例2をもとに説明します。

<<事例1 スマホ決済 SV における金額チェック>>

仮に、利用者 A が、同じ日に3種類の利用者アプリから B 銀行の口座を使用して、表2の通りに買い物をしたとします。

表2: <<事例1-a>>

利用者AのBank Pay利用状況 (例)					
利用者アプリの種類	登録口座		ご利用日時	ご利用先	ご利用金額
機構提供利用者アプリ	B銀行	口座番号 1111111	7/21 10:00	〇〇デパート	300,000円
BP金融機関利用者アプリ	B銀行	口座番号 1111111	7/21 12:30	□ペーカリー	1,000円
BP提携利用者アプリ	B銀行	口座番号 1111111	7/21 17:30	△△楽器	200,000円

また、B 銀行が各種利用者アプリについて定める 1 日あたり支払限度額の設定値が、仮に表3の通りであったとします。項番②-機、②-金、②-提は全て、表1の項番②に該当する設定値を示します。

表3: <<事例1-b>>

B銀行における各種アプリ支払限度額設定値 (例)				
項番	限度額類	項目	設定値	備考
②-機	B銀行	機構提供利用者アプリ 1日あたり支払限度額	30万円	口座単位で適用
②-金	B銀行	BP金融機関利用者アプリ 1日あたり支払限度額	30万円	口座単位で適用
②-提	B銀行	BP提携利用者アプリ 1日あたり支払限度額	25万円	口座単位で適用

事例1において利用者 A は、利用者アプリに登録している B 銀行口座(口座番号 1111111)から、同日中に買い物をして3回しています。全3回とも、ご利用金額が、各利用者アプリに対して B 銀行が口座単位で設定する 1 日あたり支払限度額(表3の項番②-機、②-金、②-提)の範囲内であるため、スマホ決済 SV における金額チェックを問題なく通過し、取引情報が金融機関ホストに中継されます。

<<事例2 金融機関ホストにおける金額チェック>>

次に、事例1において、B 銀行が定めるご利用限度額の設定値が、仮に表4の通りであったとします。項番①' は、表1の項番①に該当する設定値を示します。

表4: <<事例2-a>>

B銀行におけるご利用限度額設定値 (例)				
項番	限度額類	項目	設定値	備考
①'	B銀行	ご利用限度額	50万円	B銀行における定義: 口座単位で、全Bank Pay利用者アプリから支払える 金額合計の、1日あたり限度額

事例1において、利用者 A が△△楽器において機構提供利用者アプリで支払をすると、同日中の B 銀行口座(口座番号 1111111)からの機構提供利用者アプリによる支払は合計 50 万 1 千円になります。この金額は、B 銀行が定める Bank Pay の 1 日あたりご利用限度額(表4の項番「①'」)の範囲を超えます。この支払は、事例1で示した通りスマホ決済 SV における金融機関チェックを問題なく通過する一方、B 銀行の金融機関ホストにおける金額チェックを通過することができず、限度額オーバーにより取引が成立しないこととなります(図 1をご参照ください)。

図1: <<事例2-b>>

		凡例			機構提供利用者アプリ	
					BP金融機関利用者アプリ	
					BP提携利用者アプリ	
(項番①)					17:30 200,000円	→金融機関ホストにてエラー
50万円	(項番②-機)	(項番②-金)	(項番②-提)	12:30 1,000円	→取引成立	
	機構提供利用者アプリ 30万円	BP金融機関利用者アプリ 30万円	BP提携利用者アプリ 25万円	10:00 300,000円	→取引成立	
B銀行 ご利用限度額		B銀行 1日あたり支払限度額(利用者アプリ種別)			利用者A 7/21のBP取引成立状況 (B銀行口座番号111111)	

表5:機構提供利用者アプリ ことら送金限度額の適用ルール

Bank Pay利用者アプリ(JEPP共通)における適用ルール				(参考)		
項番	限度額類 項目		設定値 情報保持先 (金額チェック を行う場所)	概要 (設定者・設定単位、等)	BP金融機 関利用者 アプリ	提携アプ リ等
①	ことら送金 限度額	1日あたり ご利用限度額	金融機関 ホスト	・金融機関によって設定単位が異なる (利用者の申出により、金融機関による 初期設定値を引上げ可能なケースもある) ・設定単位の例: J-Debit・キャッシュアウト・ Bank Payの利用額合計を含む1日あたり ATM引出限度額	-	-
②		ことら送金限度額	スマホ決済 SV	・金融機関が設定、口座単位で適用される	-	-
③		アプリ初期値		・金融機関が設定、口座単位で適用される ・口座登録時点の初期値	-	-
④	利用者設定値	アプリSV	・利用者が登録口座ごとに④以下で設定 (④から変更したい場合)	-	-	
⑤	1回 あたり	ことら送金限度額	スマホ決済 SV	・金融機関が設定、口座単位で適用される	-	-
⑥		アプリ初期値		・金融機関が設定、口座単位で適用される ・口座登録時点の初期値	-	-
⑦		利用者設定値	アプリSV	・利用者が登録口座ごとに⑦以下で設定 (⑦から変更したい場合)	-	-

- ことら送金についてはBank Pay利用者アプリのみ利用可

利用者が機構提供利用者アプリでことら送金を行う時、まずアプリSVが④・⑦(表5の項番)を対象に金額チェックを行い、問題がなければスマホ決済SVに取引情報を中継します。これを受け、次にスマホ決済SVが②・③・⑤・⑥を対象に金額チェックを行い、問題がなければ金融機関ホストに取引情報を中継します。最後に、金融機関ホストが①を対象に金額チェックを行い、問題がなければことら送金限度額の観点で取引が問題なく成立します。ただし、アプリSV・スマホ決済SV・金融機関ホストのいずれかにおいて限度額オーバーと判断された場合は、当該取引は成立せず、機構提供利用者アプリにエラーメッセージが表示されます。

表6:機構提供利用者アプリ 請求書払(ことら税公金)限度額の適用ルール

Bank Pay利用者アプリ(JEPPPO共通)における適用ルール				(参考) 機構提供アプリ 以外への適用			
項番	限度額類 項目		設定値 情報保持先 (金額チェック を行う場所)	概要 (設定者・設定単位、等)	BP金融 機関利用 者アプリ	提携ア プリ等	
①	支払 限度額	1 日 あたり	ご利用限度額	金融機関 ホスト	・金融機関によって設定単位が異なる (利用者の申出により、金融機関による 初期設定値を引上げ可能なケースもある) ・設定単位の例: J-Debit・キャッシュアウト・ Bank Payの利用額合計を含む1日あたり ATM 引出限度額	-	-
②			請求書払(ことら税公 金)限度額	スマホ決済 SV	・金融機関が設定、口座単位で適用される	-	-
③			アプリ初期値		・金融機関が設定、口座単位で適用される ・口座登録時点の初期値	-	-
④			利用者設定値	アプリSV	・利用者が登録口座ごとに②以下で設定 (③から変更したい場合)	-	-
⑤	1 回 あたり	請求書払(ことら税公 金)限度額	スマホ決済 SV	・金融機関が設定、口座単位で適用される	-	-	
⑥				アプリ初期値	・金融機関が設定 ・口座登録時点の初期値	-	-
⑦				利用者設定値	アプリSV	・利用者が登録口座ごとに⑤以下で設定 (⑥から変更したい場合)	-

—請求書払(ことら税公金)についてはBank Pay利用者アプリのみ利用可

利用者が機構提供利用者アプリで請求書払(ことら税公金)を行う時、まずアプリ SV が④・⑦(表6の項番)を対象に金額チェックを行い、問題がなければスマホ決済 SV に取引情報を中継します。これを受け、次にスマホ決済 SV が②・③・⑤・⑥を対象に金額チェックを行い、問題がなければ金融機関ホストに取引情報を中継します。最後に、金融機関ホストが①を対象に金額チェックを行い、問題がなければ請求書払(ことら税公金)限度額の観点で取引が問題なく成立します。ただし、アプリ SV・スマホ決済 SV・金融機関ホストのいずれかにおいて限度額オーバーと判断された場合は、当該取引は成立せず、機構提供利用者アプリにエラーメッセージが表示されます。

6. 機構提供店舗アプリの機能

機構提供店舗アプリに搭載されている主な機能は、「初回認証」、「支払受付」、「履歴照会」、「集計」、「設定」の5種類です。各機能の概要を説明します。

1. 初回認証

BP 加盟店は、機構提供店舗アプリをダウンロードして起動した後、BP 加盟店管理システムから機構提供店舗アプリの認証情報(端末ID・端末コード)を取得してアプリの初回認証を行います。

初回認証が完了すると、機構提供店舗アプリの機能メニューから「支払受付」、「履歴照会」、「集計」、「設定」を利用可能となります。

2. 支払受付

BP 加盟店は、機構提供店舗アプリを用いて、下記の流れで支払を行います。なお、MPM 方式/CPM 方式の変更は、機能メニューの「設定」から変更可能です。

2-1. MPM 方式の場合

機能メニューから「支払」を選択すると、金額入力画面が表示されます。BP 加盟店が利用者の支払金額を入力して「支払へ進む」を選択すると、コードが表示されます。利用者がそのコードを BP 利用者アプリ(共通コード) (*)で読取ることで支払を行います。支払が成功すると、支払完了通知が表示されます。BP 加盟店が支払完了通知を確認の上で「OK」を選択すると、支払金額の入力画面に戻ります。

* 機構提供店舗アプリは、機構提供利用者アプリの他に、共通コードを利用したBP 金融機関利用者アプリ、BP 提携利用者アプリからの支払受付(MPM 方式)も可能です。

2-2. CPM 方式の場合

機能メニューから「決済」を選択すると、金額入力画面が表示されます。QR コード読取画面が表示されます。BP 加盟店が利用者の支払金額を入力して「支払へ進む」を選択すると、コードが表示されます。利用者がそのコードを利用者アプリ(共通コード) (*)で読取ることで支払を行います。支払が成功すると、支払完了通知が表示されます。BP 加盟店が支払完了通知を確認の上で「ホームへ」を選択すると、支払金額の入力画面に戻ります。

* 機構提供店舗アプリは、機構提供利用者アプリの他に、共通コードを利用したBP 金融機関利用者アプリ、BP 提携利用者アプリからの支払受付(CPM 方式)も可能です。

3. 履歴照会

機能メニューの「履歴」は、取引の履歴照会及び取消を行う場合に使います。

3-1. 履歴照会

機能メニューから「履歴」を選択すると、当該端末機の機構提供店舗アプリで実施した BP 取引の一覧が表示されます。特定の取引を選択すると、該当取引の詳細情報が表示されます。

3-2. 取消

利用者から、一度完了した売上取引の取消(返品・返金)を求められた場合にこの機能を使います。「3-1. 履歴照会」の手順で、取引履歴から該当取引の詳細情報を表示します。画面の「返品する」を選択して、該当取引に返品ステータスを登録します。

元の売上取引と同日中(かつ BP 発行金融機関の Bank Pay 取扱時間中)に取消を行う場合は、この手順により取消が完了します。それ以降に取消を行う場合は、現金(または各 BP 加盟店所定の方法)により返金を行います。

4. 集計

機能メニューの「集計」を選択すると、日付を指定する画面が表示されます。指定された日付に当該端末機の機構提供店舗アプリで実施した BP 取引の売上及び返品の合計が算出されます。

5. 設定

機能メニューの「設定」は、機構提供店舗アプリの設定情報の確認及びログアウトを行う場合に使います。

5-1. 設定情報確認

機能メニューの「設定」を選択すると、当該端末機の機構提供店舗アプリに関する設定情報が表示されます(端末名、端末 ID、バージョン、等)。

5—2. ログアウト

「5—1. 設定情報確認」の画面で「端末解除」を選択すると、機構提供店舗アプリからログアウトします。

7. 機構提供 QR ステッカーの機能

機構提供 QR ステッカーで「支払受付」を行う場合は、利用者が利用者アプリ(共通コード)(*)で BP 加盟店の機構提供 QR ステッカーを読み取ります。この場合、必要に応じて利用者が支払金額を入力します。BP 加盟店は、利用者が入力した金額に間違いがないか、確認します。その上で、利用者が決済用 PW(または他の本人認証情報)を入力することで、支払が完了します。

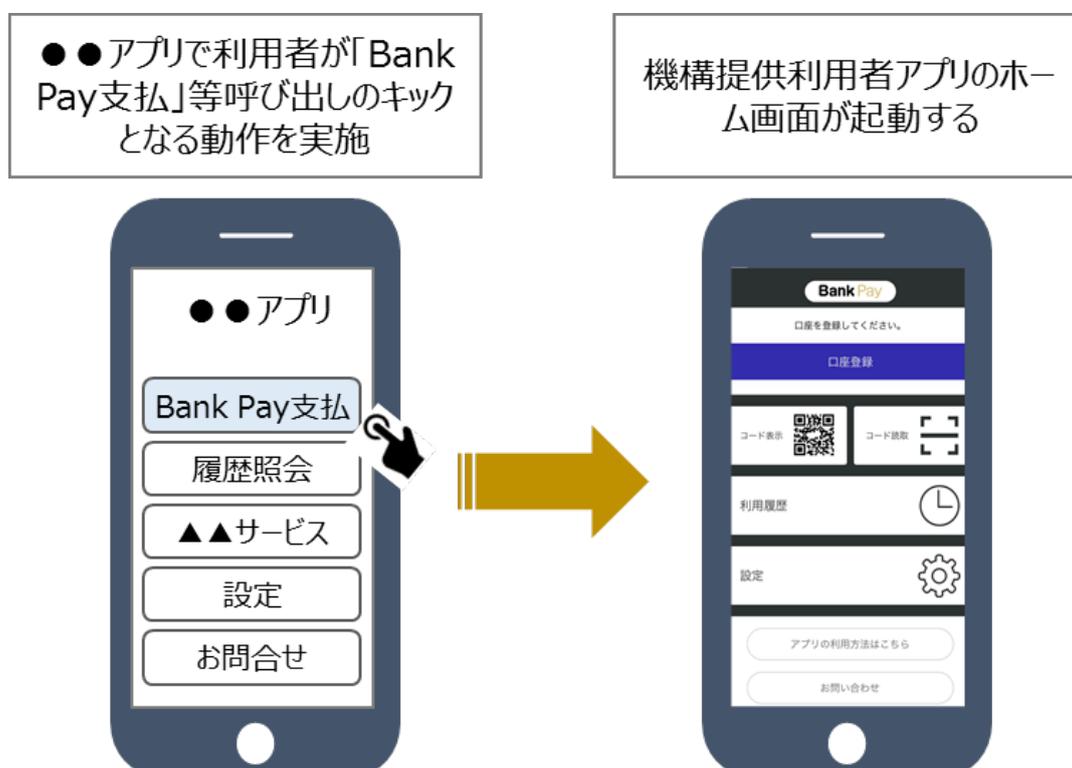
* 機構提供利用者アプリの他に、共通コードを利用した BP 金融機関利用者アプリ、BP 提携利用者アプリも含まれます。

8. 機構提供利用者アプリ URL スキームについて

機構提供利用者アプリでは、BP に対応していない利用者アプリから、機構提供利用者アプリを呼び出し、ホーム画面(*)を自動起動させる URL スキームを提供しています。イメージ図を図2に記載します。BP に対応していない利用者アプリから、機構提供利用者アプリを呼び出す際の URL 情報や利用前提等を以下に記載します。

(*)あくまで機構提供利用者アプリのホーム画面が起動される仕様であり、同アプリの決済画面等他の画面を起動することは不可です。また、機構提供利用者アプリで利用者登録が完了していない場合、チュートリアル画面が表示されます。

図2:URL スキームイメージ



(1)利用前提

- ・ 利用者にて、事前に機構提供アプリをインストール済であること
- ・ 呼び出し元のアプリ(BP に対応していない利用者アプリ)で、当該スキーム実施のためのシステム対応を行って

いること

(2)呼び出し先 URL

bankpayappli://startactivity

(3)その他留意事項

- ・ URL 実行時エラー発生を考慮し、呼び出し元のアプリ(BP に対応していない利用者アプリ)で利用者に混乱が生じないようメッセージ表示するような仕組みが必要

【第10章】機構提供アプリ等に関する遵守事項

1. 機構提供アプリ等の導入について

1. BP 加盟店が非金融機関の場合

直接契約加盟店が機構提供アプリ等を導入する場合は、BP 加盟店金融機関を通じて機構へ登録申請を行うと共に、BP 加盟店金融機関と「BP 加盟店規約」への合意に基づき「BP 加盟店契約」を締結する必要があります。

間接契約加盟店が機構提供アプリ等を導入する場合は、Bank Pay の導入に際し、上位の直接契約加盟店及びBP 加盟店金融機関を通じて機構へ登録申請を行う(*)と共に、上位の直接契約加盟店と「BP 間接加盟店契約」を締結する必要があります。

詳細な手続については、「Bank Pay 運用マニュアル(加盟店・接続事業者編)」に従って進めてください。

*間接契約加盟店については、原則として登録加盟店とし、機構への入会を不要としています。

正会員・準会員としての入会を希望する間接契約加盟店については、個別に機構へ連絡してください。

2. BP 加盟店が金融機関の場合

直接契約加盟店が金融機関であり、更に機構提供アプリ等を導入する場合は、直接機構へ登録申請を行う必要があります。

2. 遵守すべき事項

1. Bank Pay を取り扱っていることを示す標識を掲出すること

BP 加盟店が Bank Pay を提供していることを利用者に明示するため、機構が別途定める Bank Pay に関する標識(アクセプタンスマーク等)を必ず店頭もしくは店内に掲示することとする。

2. Bank Pay 取引の内容を保存すること

BP 加盟店は、BP 取引を行った場合、BP 取引を行ったことの証跡を残すため、BP 取引の控えまたはその電子データを7年間保存するものとする。

機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から BP 取引の証跡の提示を求められた場合には、BP 加盟店はこれに応じる必要がある。

3. BP 加盟店は Bank Pay 取引を取り扱っている店舗の情報を機構に報告すること

BP 加盟店は、機構所定の様式・方法により、BP 取引を取り扱っている店舗の情報(店舗名、住所、等)を機構に報告すること。機構はこの情報をもとに、Bank Pay 取扱店舗についての情報をホームページ上で公開する。

また、BP 加盟店は、Bank Pay 取扱店舗の情報に変更がある場合についても、機構所定の様式・方法により、機構に報告すること。

なお、機構に報告するための様式・方法については、「Bank Pay 運用マニュアル」をご参照ください。

4. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は日本国内における利用者及び BP 加盟店に対して提供されるものである。BP 加盟店は、日本国内で BP 取引を行うこととする。日本国外で BP 取引契約の申込を受けた場合においても、これを拒絶することとする。

3. 利用者に対して注意喚起すべき内容

利用者が本ガイドラインを直接目にする機会はないため、BP 発行金融機関や BP 加盟店は、ホームページ、店頭・チラシ、ATM 周辺、ダイレクトメール、e メール、アプリ等の利用者との接点を通じて、本ガイドラインに基づいた利用者への注意喚起を行う必要があります。

また、BP 発行金融機関及び BP ことら参加金融機関においては BP 取引規定において、本ガイドラインに基づいた利用者(預金者)への注意喚起を行う必要があります。

1. 機構提供利用者アプリへの口座登録について注意すべき内容

利用者がネット口振の仕組みを使って機構提供利用者アプリに口座を登録する場合、各 BP 発行金融機関が定めている認証方法により、BP 発行金融機関は利用者アプリの利用者本人と判断し口座登録を可能とする。また、利用者がネット口振ではなく、対面での口座登録・本人確認を行う場合においても、口座情報や本人証明書類の組み合わせによって BP 発行金融機関は利用者アプリの利用者本人と判断し口座登録を可能とする。

キャッシュカード及び暗証番号・インターネットバンキングのログイン ID 及びパスワード(以下、暗証番号等、という)・その他本人確認情報等が他者に取得された場合、不正取得者はなりすましによる口座登録を通じて BP 取引が可能となり、利用者アプリの登録預金口座所有者本人にとって不本意な出金(被害)となる。故に、利用者は、機構提供利用者アプリを管理すると同時に、暗証番号等を他者に知られないよう最大限の注意を払う必要がある。

1—1. 暗証番号を他者に教えないこと

他者の信用性に係わらず、暗証番号は口座保有者本人だけが知り得る番号である。故に、暗証番号は、他者に教えてはならない。

1—2. 利用者自らが、口座登録を実施すること

機構提供利用者アプリへの口座登録のための情報入力を他者に委ねることにより、口座情報・暗証番号等の個人情報他者に知られてしまう。また、他者の信用性に係わらず、暗証番号は機構提供利用者アプリの利用者本人だけが知り得る番号である。故に、口座登録は、機構提供利用者アプリの利用者本人が実施する必要がある。

1—3. 推測されやすい暗証番号(例:誕生日・電話番号)を設定しないこと

例えばキャッシュカードなど口座番号が分かるものと通帳・免許証・保険証等を同時に紛失した場合、不正取得者は機構提供利用者アプリへの口座登録の際に暗証番号として誕生日、電話番号を試すことができる。故に、暗証番号は不正取得者が推測しにくい番号を設定する必要がある。

2. 決済用 PW について注意すべき内容

正しい決済用 PW が入力されることにより、BP 発行金融機関は機構提供利用者アプリ登録預金口座所有者本人と判断し BP 取引を可能とする。よって、決済用 PW が他者に取得された場合、不正取得者は BP 取引が可能となり、機構提供利用者アプリ登録預金口座所有者本人にとって不本意な出金(被害)となる。故に、利用者は、機構提供利用者アプリを管理すると同時に、決済用 PW を他者に知られないよう最大限の注意を払う必要がある。

2—1. 決済用 PW を他者に教えないこと

他者の信用性に係わらず、決済用 PW は機構提供利用者アプリの利用者本人だけが知り得るものである。故に、決済用 PW は、他者に教えてはならない。

2—2. 利用者自らが、決済用PWを入力すること

決済用PW入力を他者に委ねることにより、他者に知られてしまう。また、他者の信用性に係わらず、決済用PWは機構提供利用者アプリの利用者本人だけが知り得るものである。故に、決済用PWは、機構提供利用者アプリの利用者本人が金額を確認し入力する必要がある。

2—3. 決済用PWを厳重に管理すること

決済用PWを設定した後は、利用者自身で厳重に管理すること。例えば決済用PWを忘れてしまい、再設定が必要な場合は、機構提供利用者アプリの設定機能から、機構提供利用者アプリを利用停止する、または、支払口座を他口座に変更した上で決済用PWを再設定したい口座を一度削除した上で、再度始めから口座情報登録及び決済用PWの設定をする必要がある。

2—4. 推測されやすい決済用PW(例:生年月日・電話番号)を設定しないこと

例えば利用者端末と手帳・免許証・保険証等を同時に紛失した場合、不正取得者は機構提供利用者アプリの決済用PWとして氏名、住所、生年月日、電話番号または連続番号等を試すことができる。故に、決済用PWは不正取得者が推測しにくい番号や文字列を設定する必要がある。

更に、紛失された利用者端末の機構提供利用者アプリに複数の登録預金口座が登録されている場合、不正取得者は、登録預金口座ごとに決済用PW最大誤り回数の上限回数まで決済用PW入力を試すことができる。故に、決済用PWは、複数の登録預金口座で同一のものを使用してはならないこととする。なお、機構提供利用者アプリにおいては、決済用PWの入力内容が正しくない場合、5回まで連続して入力できる仕様である。

2—5. 機構提供利用者アプリの使い方に応じて、適切な決済用PW入力設定をすること

機構提供利用者アプリの初期設定では、毎回の支払において決済用PW入力を必須とする。利用者は、機構提供利用者アプリの設定メニューから、決済用PW入力をすることなく支払をできる上限金額を自身で設定することが可能だが、利用者がその設定を行う場合には、自身の機構提供利用者アプリの使い方(金額帯、頻度、等)や登録預金口座の残高等に照らして適切であると考えられる金額設定を行う必要がある。

2—6. 決済用PW入力の際は、後方から見られないよう注意すること

決済用PWを入力する際、他者に見られることにより決済用PWが知られてしまう。故に、「利用者端末を体に近づける」「利用者端末を体で隠す」「背後の人に目を逸らして頂くように(従業員に)お願いする」等により、決済用PW入力時の画面や手元を隠す必要がある。

3. 利用者端末の管理について注意すべき内容

利用者は、自身が機構提供利用者アプリをダウンロードした利用者端末や、利用者端末のインターネット接続状況が常に安全な状態であるよう自己責任で管理する必要がある。

3—1. 利用者端末の厳重な管理を行うこと

利用者は、利用者端末の紛失や盗難等を予防するために、利用者自身の責任において、第三者が使用することのないように厳重に管理する必要がある。また、機種変更等の事由により利用者端末を変更する場合や、利用者端末を処分する場合には、適切に機構提供利用者アプリの機種変更手続を行う、または機構提供利用者アプリの利用停止手続を行うこととする。

3—2. 利用者端末の標準的なセキュリティ対策を行うこと

利用者は、利用者端末が他者に不正に利用されないよう、自己責任で適切なセキュリティ対策を行うこととする。例えば、利用者端末のOSを常に最新の状態に保つとともに、利用者端末がコンピューターウィルス

への感染や不正プログラムの攻撃を受けないようにすること。また、利用者端末ロックのパスワード設定・生体認証設定や、エンドポイントセキュリティソフトの導入等が推奨される。

3—3. 安全なインターネット接続を行うこと

利用者は、機構提供利用者アプリを利用するにあたり、利用者端末に接続しているネットワークの種類等によってはセキュリティ面でのリスクが変わり得ることを理解した上で、安全なインターネット接続を行うこととする。

3—4. 利用者端末を忘れずに持ち帰ること

利用者端末を加盟店に置き忘れてしまう場合、加盟店にて保管される前に、他者が不正取得する可能性がある。故に、機構提供利用者アプリを用いて支払を済ませた後、レジ周り等に利用者端末を置き忘れないように注意する必要がある。

3—5. 利用者端末の紛失等の場合、直ちに通信会社及びヘルプデスクに連絡すること

利用者端末が、盗難、紛失等により他人に使用されるリスクが生じた場合は、不正取得者に利用されないよう、利用者端末に搭載している機構提供利用者アプリを利用停止にする必要がある。故に、リスクが判明し次第、すみやかにヘルプデスクに連絡することとする（ヘルプデスクは、24時間365日体制で対応する）。また、当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対してもすみやかに連絡し、当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うこととする。

4. その他の注意すべき内容

4—1. 自身の登録預金口座及びのサービス提供時間帯を確認すること

各 BP 参加金融機関によって及びサービス提供時間帯が異なる旨、また、サービス提供時間帯の確認方法を、利用者に周知する必要がある。

各及び BP 参加金融機関の定期メンテナンス時間帯は、日本電子決済推進機構ホームページに掲載されている。緊急メンテナンス時においても、各 BP 参加及び金融機関が日本電子決済推進機構ホームページに掲載可能となっている。

4—2. 自身の登録預金口座の及び金融機関における上限額を確認すること

及び各 BP 参加金融機関によって、BP 取引(支払・ことら送金・請求書払い)の1日当たり・1回当たりの上限額として定める金額が異なるため、利用者は自身が登録した口座の及び各 BP 参加金融機関が定める上限額を機構提供利用者アプリの「設定」画面から確認した上で、BP 取引(支払・ことら送金・請求書払い)を行う必要がある。

4—3. 日常的に使用する e メールアドレスを登録すること

機構提供利用者アプリをダウンロードして利用者情報を登録する際に必要な e メールアドレスについては、日常的に使用しているものを登録すること。機構から利用者に重要な通知が有る際(アプリ登録時の本人認証コードの通知等)に、利用者が登録したこの e メールアドレスに連絡をする場合がある。

4—4. 金額に間違いがないか、確認すること

取引金額について、加盟店従業員が店舗アプリ等へ入力するケースにおいては、利用者自身も、金額に間違いがないか確認すること(BP 加盟店が BP 店舗アプリを利用する場合等)。取引金額は利用者が利用者アプリに入力をするケースにおいては、利用者は正しく金額を入力し、入力結果画面を加盟店従業員に提示して、再度確認すること(BP 加盟店が QR ステッカーを利用する場合等)。

また、ことら送金についてはことら送金サービスの性質上、送金取引のキャンセルは不可。必ず送金前に相

手の送金先情報を確認すること。

4—5. 決済完了通知(画面)の確認と加盟店への提示、ことら送金・請求書払完了通知(画面)の確認

機構提供利用者アプリで支払を行う際、機構提供利用者アプリ画面に決済完了通知が表示される。利用者は自身で決済完了通知の表示を確認するとともに、加盟店従業員に決済完了通知を提示する必要がある。また、機構提供利用者アプリでことら送金・請求書払を行う際においても、機構提供利用者アプリ画面に送金完了通知、請求書払完了通知がそれぞれ表示されるため、利用者は送金完了通知にて送金が完了したことを確認する必要がある。

4—6. 通帳記帳時及びインターネットバンキングでの入出金明細照会時は、取引履歴を確認すること

通帳記帳またはインターネットバンキングでの入出金明細照会をすると、今までの BP 取引の日付・金額・加盟店名称(店名でなく、法人名である場合がある)が記載される。故に、利用者は、通帳記帳またはインターネットバンキングでの入出金明細照会により BP 取引の内容を確認することができる。これにより、不正に利用者情報やコードを使用する等の行為による被害にあっている場合の検知につながる。

4—7. 推奨された動作環境で利用者アプリを利用すること

機構提供利用者アプリは、全ての利用者端末において正常に動作することを保証するものではなく、利用者端末の機種や OS のバージョンによっては正常に動作しない場合がある。よって、利用者は、機構提供利用者アプリを利用可能な機種や OS のバージョンについては、機構の HP を確認すること。その他の利用者アプリ等については、当該利用者アプリ等を提供する BP 加盟店(金融機関)もしくは接続事業者が公表する情報を確認すること。

4. セキュリティ対策に関して注意すべき内容

1. 利用者対応について注意すべき内容

BP 加盟店従業員が利用者対応上注意すべき内容を以下に記載する。なお、BP 加盟店の店舗責任者(店長等)は、以下内容について、従業員(社員・パート・アルバイト等)に対して周知徹底する必要がある。

1—1. 入力した金額に間違いがないか、確認すること

機構提供 QR ステッカー以外の店舗アプリ等を利用する BP 加盟店の場合は、MPM 方式と CPM 方式の場合いずれも、BP 加盟店従業員が金額を入力し、自身で金額に間違いがないか確認した後、利用者にもご確認頂く。

機構提供 QR ステッカーを利用する MPM 方式の BP 加盟店の場合は、利用者が利用者アプリに金額を入力する場合は、入力された金額に間違いがないか、BP 加盟店従業員が確認する。この際、複数の BP 加盟店従業員によるダブルチェックを推奨する。

1—2. 決済用 PW 入力の際、利用者の手元が周囲から見られないように注意すること

具体的には機構提供利用者アプリの画面を隠す等、周囲から見えないように利用者を案内する。

1—3. 決済用 PW 入力の際、利用者の手元を注視しないこと

1—4. 利用者自らが、決済用 PW を入力すること

BP 加盟店従業員が利用者より入力を依頼された場合を含め、どのような場合においても、決済用 PW は、必ず利用者本人に金額を確認させた上で、入力させる。

1—5. 決済完了通知を確認すること

BP 加盟店従業員は、決済処理後、店舗アプリ等の画面に決済完了通知が表示されること、または、eメールアドレスに決済完了通知が届くことを確認する。

1—6. 取引エラーの場合は利用者に説明すること

従業員は、店舗アプリ等の画面に決済処理結果がエラーであると表示された場合、取引を行うことなく、エラー結果を利用者に説明すること。

1—7. 利用者から支払取消申請を受けた場合は、取引履歴を確認すること

従業員は、利用者から当日中の機構提供利用者アプリによる支払に対して取消申請を受けた場合、当該取引が取引履歴に存在するか、確認すること。これにより、利用者が虚偽の申し立てをしている場合に検知することができる。

2. 店舗環境について注意すべき内容

機構提供店舗アプリ及び機構提供 QR ステッカー周辺の店舗環境について、注意すべき内容を以下に記載する。

2—1. 防犯カメラに決済用 PW 入力シーンが撮影されないこと*

防犯用カメラ等を設置する場合は、決済用 PW 入力シーン(利用者アプリ画面と手元)が撮影可能な位置(角度)にカメラを設置しないこと。

* 防犯用カメラ等を設置している場合は必須とし、それ以外は対象外とする。

2—2. 機構提供 QR ステッカーの配置場所

店舗の照明輝度または直射日光等の影響で、機構提供利用者アプリによる機構提供 QR ステッカー上のコードの読み取りが困難な場合がある。BP 加盟店は、当該事象が起こりうることを認識した上で、機構提供 QR ステッカーの配置場所には細心の注意を払うこと。

3. 機構提供店舗アプリの管理について注意すべき内容

昨今の決済関連犯罪事情を鑑みると、“加盟店の知らない間に”端末に不正な記憶装置が仕掛けられ、利用者の顧客情報が盗用される犯罪が増加している。このため、Bank Pay においても当該事情を考慮し、BP 加盟店は、機構提供店舗アプリをインストールする端末、またインターネット接続が常に安全な状態であるよう自己責任で管理する必要がある。下記に機構提供店舗アプリの管理について注意すべき内容を記載した。

3—1. 機構提供店舗アプリの認証情報を他者に教えないこと

他者の信用性に係わらず、機構提供店舗アプリの認証情報(機構提供店舗アプリをインストールした端末 ID・端末コードを含む)は機構提供店舗アプリを利用する BP 加盟店従業員だけが知り得るものである。故に、機構提供店舗アプリの認証情報は、支払受付のために機構提供店舗アプリを利用する BP 加盟店従業員の範囲内のみで共有し、他者に教えてはならない。

3—2. 機構提供店舗アプリの厳重な管理を行うこと

BP 加盟店は、機構提供店舗アプリをインストールした端末等の紛失や盗難等を予防するために、BP 加盟店自身の責任において、第三者が使用することのないように厳重に管理する必要がある。また、設備更改等の際にタブレット端末等の端末機を変更する場合や、端末機を処分する場合には、BP 加盟店管理システムを操作して機構提供店舗アプリを利用停止状態とする。

3—3. 機構提供店舗アプリをインストールした端末等の標準的なセキュリティ対策を行うこと

BP 加盟店は、端末機が他者に不正に利用されないよう、自己責任で適切なセキュリティ対策を行うこととす

る。例えば、機構提供店舗アプリをインストールした端末等の OS を常に最新の状態に保つとともに、機構提供店舗アプリをインストールした端末等がコンピューターウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないようにすること。また、端末ロックのパスワード設定・生体認証設定や、エンドポイントセキュリティソフトの導入等が推奨される。

3—4. 安全なインターネット接続を行うこと

BP 加盟店は、機構提供店舗アプリを利用するにあたり、機構提供店舗アプリをインストールした端末等に接続しているネットワークの種類等によってはセキュリティ面でのリスクが変わり得ることを理解した上で、安全なインターネット接続を行うこととする。

3—5. 毎営業日、機構提供店舗アプリをインストールした端末等を起動して正常に動作することを確認すること

夜間、休業日に機構提供店舗アプリをインストールした端末等に不正工作がなされた場合を想定し、これを早期検出するための一手段として、BP 取引有無に係わらず、毎営業日に機構提供店舗アプリをインストールした端末等の電源を入れ、正常に動作することを確認する。

3—6. 機構提供店舗アプリをインストールした端末等に異常がある場合、紛失・盗難の場合は、直ちに端末 ID を無効化すること

機構提供店舗アプリをインストールした端末等について異常が認められる場合や、紛失・盗難等により第三者に使用されるリスクが生じた場合は、BP 加盟店管理システムから操作して当該端末等の端末 ID を無効化すること。

3—7. 加盟店の従業員等が長時間不在となる場合は、端末機管理を強化すること

夜間・休業日・シーズンオフ等に加盟店の従業員等が長時間不在となる場合は、機構提供店舗アプリをインストールした端末等の管理を強化し不正工作・盗難への対策を講じること。具体的には、機構提供店舗アプリを使用できない状態(鍵・暗証番号でロックする等)にすること。かつ、機構提供店舗アプリをインストールした端末等を移動できる場合は、鍵のかかる場所(棚・部屋等)にしまうこと。*

* タクシーの場合、車上荒らしによる端末の盗難防止のため、運転者不在時は車内に放置しないこと。

3—8. 推奨された動作環境で機構提供店舗アプリを利用すること

機構提供店舗アプリは、全ての端末等において正常に動作することを保証するものではなく、端末等や OS のバージョンによっては正常に動作しない場合がある。よって、BP 加盟店は、機構提供店舗アプリを利用可能な機種や OS のバージョンについては、機構の HP を確認すること。その他のアプリ等については、当該アプリ等を提供する BP 加盟店(金融機関)もしくは接続事業者が公表する情報を確認すること。

4. 機構提供 QR ステッカー管理について注意すべき内容

昨今の決済関連犯罪事情を鑑みると、“加盟店の知らない間に”QR ステッカーを差し替える等による不正送金犯罪が増加している。このため、Bank Pay においても当該事情を考慮し、設置後の機構提供 QR ステッカーの管理について注意すべき内容を以下に記載した。

4—1. 機構提供 QR ステッカーの厳重な管理を行うこと

BP 加盟店は機構提供 QR ステッカーを複製してはならない。また、BP 加盟店は、機構提供 QR ステッカーの紛失や盗難等を予防するために、BP 加盟店自身の責任において、第三者が使用することのないように厳重に管理する必要がある。機構提供 QR ステッカーを店頭に提示する際には、差し替えや盗難が困難な状態にすること。また、機構提供 QR ステッカーを再発行して元の機構提供 QR ステッカーが無効になった場合は、元の機構提供 QR ステッカーを細かく裁断する等して、廃棄することとする。

4—2. 毎営業日、機構提供 QR ステッカーに異常がないか確認すること

機構提供 QR ステッカーが差替えられていないか、上から別の QR ステッカーを貼られていないか、もしくは機構提供 QR ステッカーごと盗まれていないか等、定期的に確認すること。毎営業時間終了後に、機構提供 QR ステッカーを施錠可能な場所に保管することが推奨される。

4—3. 機構提供 QR ステッカーに異常がある場合、紛失・盗難の場合は、直ちに端末 ID を無効化すること

機構提供 QR ステッカーについて異常が認められる場合や、紛失・盗難等により第三者に使用されるリスクが生じた場合は、BP 加盟店管理システムから操作して当該機構提供 QR ステッカーの端末 ID を無効化すること。

4—4. BP 加盟店の従業員等が長時間不在となる場合は、機構提供 QR ステッカー管理を強化すること

夜間・休業日・シーズンオフ等に BP 加盟店の従業員等が長時間不在となる場合は、機構提供 QR ステッカーの管理を強化し不正工作・盗難への対策を講じること。具体的には、機構提供 QR ステッカーを移動できる場合は、鍵のかかる場所(棚・部屋等)にしまうこと。*

* タクシーの場合、車上荒らしによる端末の盗難防止のため、運転者不在時は車内に放置しないこと。

5. J-Debit との違いについて注意すべき内容

Bank Pay は、J-Debit とは異なるサービスのため、BP 発行金融機関及び BP 加盟店においては、その利用について、利用者に対して以下の点に注意喚起する必要があります。

5—1. Bank Pay は、J-Debit が利用可能な全ての店舗で利用できるわけではないこと

Bank Pay は、J-Debit が利用可能な店舗全てで利用できるわけではなく、Bank Pay について BP 直接加盟店契約、BP 間接加盟店契約、Bank Pay 組合契約(以下「BP 組合契約」といいます。)を締結した BP 加盟店でのみ利用できる。それ故、利用者の誤解を防ぐため、その旨を利用者に周知する必要がある。

5—2. BP 発行金融機関が Bank Pay を提供している場合のみ、利用可能であること

Bank Pay は、J-Debit が利用可能な金融機関の全てが提供している訳ではない。よって、利用者は、利用者アプリに全ての J-Debit 金融機関の口座を登録できるわけではなく、Bank Pay に参加している BP 発行金融機関の口座のみ登録することができる。また、BP 発行金融機関の口座であっても、BP 加盟店によっては、当該 BP 発行金融機関の口座では BP 取引を行えない場合がある。それ故、利用者の誤解を防ぐため、その旨を利用者に周知する必要がある。

6. その他の注意すべき内容

6—1. レジ締め業務等により取引結果を確認すること

例えば POS レジの集計と、機構提供店舗アプリや BP 加盟店管理システム上の取引履歴データの集計を突合する等して、BP 取引の結果を確認する。これにより、不正取引等の被害にあっている場合や、システム障害による不整合がある場合の検知につながる。

6—2. 通帳記帳時は、記帳内容を確認すること

通帳記帳をすると、今までの BP 取引の日付・金額が記載される。故に、加盟店は、通帳記帳により BP 取引の内容を確認することができる。これにより、不正に BP 加盟店情報やコードを使用する等の行為による被害にあっている場合の検知につながる。

5. 直接契約加盟店による間接契約加盟店の管理・指導

直接契約加盟店は、機構提供アプリ等を導入する間接契約加盟店に対して、機構が定めた Bank Pay に関する各種の規定を遵守し、逸脱行為・違反行為が発生しないよう間接契約加盟店の管理・指導を実施しなくてはなりません。

また、直接契約加盟店は、BP 取引について、間接契約加盟店におけるセキュリティ水準、安全性を維持・向上する必要があるため、間接契約加盟店に対して下記項目の管理・指導を実施する必要があります。

さらに、下記のほか、直接契約加盟店は、「BP 加盟店規約」、及び BP 加盟店契約に従って、間接契約加盟店を管理・指導しなければなりません。

1. 間接契約加盟店に Bank Pay の遵守事項等を契約前に提示し承諾を得ること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店に対し、「BP 間接加盟店契約書」に、機構が定める「BP 加盟店規約」及び本ガイドラインの内容を理解し易い形式で予め反映し、間接契約加盟店のサービス取扱開始前に上記書面による承諾を得ること。

2. 間接契約加盟店を管理する体制を構築し、実際に運用すること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店において機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドライン及び「BP 間接加盟店契約」を遵守させるための体制を構築し、実際に運用可能とする。

3. 間接契約加盟店に Bank Pay に関する各種規定を周知・認知させる指導を行うこと

直接契約加盟店は、機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドライン及び「BP 間接加盟店契約書」の内容を、間接契約加盟店に対して理解し易い形式で周知し、認知・理解させる必要がある。

4. 間接契約加盟店契約の遵守状況を随時把握できる体制をとること

直接契約加盟店は、随時間接契約加盟店の機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドライン及び「BP 間接加盟店契約」の遵守状況を把握できる体制をとる。

5. 間接契約加盟店における契約逸脱行為等については遵守徹底の指導と改善を行うこと

直接契約加盟店は、契約先の間接契約加盟店において機構が定める「BP 加盟店規約」、本ガイドラインまたは「BP 間接加盟店契約」を逸脱し、あるいは逸脱したと想定される場合、迅速に遵守徹底の指導を行い、かつ後日の状況把握により改善されたことを確認する。

6. 間接契約加盟店において重大事態や契約違反が発生した時は契約解除の措置を講じること

直接契約加盟店は、間接契約加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生したことを BP 加盟店契約の解除事由とし、間接契約加盟店において情報セキュリティ上の重大かつ深刻な問題が発生した場合には、当該 BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。直接契約加盟店は、間接契約加盟店が、機構が定める各種規約、本ガイドラインまたは BP 間接加盟店契約に違反したことを BP 加盟店契約の解除事由とし、間接契約加盟店においてかかる違反があった場合には、当該 BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた措置を講じることとする。また、直接契約加盟店は、BP 加盟店金融機関より直接契約加盟店に対して、当該間接契約加盟店が不適切であると指摘されたことを BP 間接加盟店契約の解除事由とし、BP 加盟店金融機関よりかかる指摘を受けた場合には、BP 間接加盟店契約の強制解約を含めた適切な措置を講じるものとする。

7. Bank Pay 取引を国内取引に限定すること

Bank Pay は日本国内における利用者及び BP 加盟店に対して提供されるものである。直接契約加盟店は、国外の事業者から BP 任意組合契約の申込を受けた場合、また、間接契約加盟店から国外での BP 取引実

施を求められた場合、これを拒絶することとする。

6. よくあるご質問

1. BP 取引(支払取引)に関するご質問

Q1 どの口座が利用できるのか？

利用可能口座の対象 BP 発行金融機関については、日本電子決済推進機構ホームページからご確認いただけます。

<https://jeppo.jp/banklist/>

Q2 BP 発行金融機関によって利用できる時間が異なるのか？

現状では、利用可能時間帯は BP 発行金融機関によって異なります。

ただし、機構では、BP 発行金融機関によって利用可能時間帯が異なることによりお客様にご不便をおかけすることを極力少なくするよう、各 BP 発行金融機関に対し、下記の時間帯を「コア時間帯」として、必ずサービスを提供するよう義務づけております。

コア時間帯

平日 8:00～21:00 土・日・祝・年末(12月31日) 9:00～19:00

(ただし、1月1日～3日及び5月3日～5日については、この限りではありません)

BP 発行金融機関ごとのサービス時間帯については、日本電子決済推進機構ホームページからご確認いただけます。

なお、BP 発行金融機関が利用者の口座情報登録時の本人認証にネット口振方式を採用している場合に、利用者が機構提供利用者アプリに口座情報登録を実施可能な時間についても、BP 発行金融機関によって異なります。利用者は、各 BP 発行金融機関の利用可能時間について、日本電子決済推進機構ホームページから確認することができます。

Q3 どのお店で利用できるのか？

利用可能な店舗については、日本電子決済推進機構ホームページ上でご確認いただけます。

Q4 機構提供利用者アプリで支払った後、いつ代金が引き落とされるのか？

支払った後、機構提供利用者アプリに決済完了通知が表示された時点で、その時点で支払口座として選択中の登録預金口座からの引落が完了しています。

Q5 決済用PWを忘れた

機構提供利用者アプリの決済用PWの設定は、登録口座ごとに、常に口座情報登録のプロセスの一環で実施します。利用者が機構提供利用者アプリの決済用PWを忘れてしまった場合や第三者に知られてしまった場合は、機構提供利用者アプリを操作して、改めて口座情報登録を実施してください。

具体的な方法については、第9章の「3. 機構提供利用者アプリの機能 6-8(1). 決済用PWの再設定・変更が必要な場合の操作」をご参照ください。

Q6 通帳を見たら、心当たりのない引落があった

機構提供利用者アプリのBP取引履歴をご確認ください。その上でお問合せの場合は、ヘルプデスクに連絡

してください。ヘルプデスクの連絡先及び対応時間帯については、機構提供利用者アプリからご確認いただけます。

Q7 どのような場合に取引不成立となるのか？

代表的な取引不成立事由については、別途、機構が制定している資料をご参照ください。

Q8 取消・返品への対応はどうするのか？

お客様が当日中(BP 発行金融機関の利用可能時間帯内)に取消・返品を申し出られた場合は、BP 加盟店がこれを承諾し、BP 加盟店管理システムまたは店舗アプリ等から取消操作を行うことにより、お客様の登録預金口座から商品・サービス等の代金として引落された金額が、通常まもなく口座に還元されます。

ただし、翌日以降の取消・返品につきましては、BP 加盟店管理システムまたは店舗アプリ等からの取消操作はできません。BP 発行金融機関による「BP 取引規定」(機構が発する BP 取引規定(参考例)においては第7条第2項)を踏まえ、BP 加盟店において申し出承諾の上、個別に現金等にて返金願います。

なお、当日中(BP 発行金融機関の利用可能時間帯)の取消・返品の手続きにつき、BP 加盟店が承諾されながら、BP 加盟店管理システムまたは店舗アプリ等による取消操作を翌日以降に行った場合は、お客様の預貯金の還元は行われませんのでご注意ください。

また、取消操作完了後は、操作自体の取消はできませんので、取消操作の際は、十分ご確認の上実施願います。

Q9 取消・返品の場合、お客様に対する本人確認はどうするのか？

お客様が取消・返品を申し出られ、あわせて登録預金口座からの引落としの取消を申し出られた場合、それに応じるかどうかは BP 加盟店のご判断によります。お客様のお申し出に応じる際には、BP 加盟店ご自身で、お客様がお持ちの機構提供利用者アプリ上の BP 取引履歴と内部記録等との照合を通じて十分な本人確認を行っていただくことが義務づけられています。(「BP 加盟店規約」第14条第3項)。

一旦取消を承諾された後は、万一、口座名義本人からの申し出でなかったことが判明した場合でも、機構及び BP 発行金融機関は責任を負いかねますので、十分にご注意ください。

返品の手続き・返金手続は、BP 加盟店の従来からの方法に従って実施されて差し支えありません。なお、後日のトラブルを避けるためには、返品時にお客様に対して返品についての受取書などを発行することが望ましいと言えます。

2. BP ことら送金に関するご質問

Q1 どの口座が利用できるのか？

ことら送金利用可能口座(受取口座設定可能な口座含む)の対象 BP ことら参加金融機関については BP 発行金融機関同様、日本電子決済推進機構ホームページからご確認いただけます。

<https://jeppo.jp/banklist/>

Q2 BP ことら参加金融機関によって利用できる時間が異なるのか？

ことら送金利用可能時間帯は BP ことら送金参加金融機関によって異なります。

BP ことら参加金融機関ごとのサービス時間帯については BP 発行金融機関同様、日本電子決済推進機構ホームページからご確認いただけます(なお、送金先事業者の取扱時間によっては送金ができない場合もあります)。

<https://jeppo.jp/banklist/>

また、BP ことら参加金融機関においても BP 発行金融機関同様、コア時間帯が適用されます(1. BP 取引(支払取引)に関するご質問 Q2参照)。

Q3 通帳を見たら、心当たりのない引落があった

機構提供利用者アプリの BP ことら送金取引履歴をご確認ください。その上でお問合せの場合は、ヘルプデスクに連絡してください。ヘルプデスクの連絡先及び対応時間帯については、機構提供利用者アプリからご確認ください。

Q4 送金取消への対応はどのようにするのか？

ことら送金のサービス上、送金のキャンセルはできません。必ず送金前に相手の送金先情報をご確認ください。誤って送金してしまった場合は送金相手と個別のご対応をお願いいたします。

Q5 送金手数料は発生するのか？

手数料額は各金融機関によって異なります。詳しくは BP 参加金融機関にお問い合わせください。また、ご利用口座の金融機関にて手数料が発生する場合、機構提供利用者アプリ画面でことら送金時に確認ができます。

7. その他の事項

1. BP 加盟店に責任がある損害に対して賠償すること

BP 加盟店の責めに帰すべき事由に起因して、利用者、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に損害が生じた場合には、当該 BP 加盟店は、それらの損害を賠償する。

2. BP 加盟店の役員及び従業員に対する教育・訓練を実施すること

BP 加盟店は、その役員及び従業員に対して、機構が定める各規約及び本ガイドラインの遵守のために必要な、採用時の教育及び定期的な教育・訓練を実施する必要がある。

3. 第三者に業務を委託する場合は、BP 加盟店が一切の責任を負担すること

BP 加盟店は、BP 取引に関連する業務を、第三者に委託する場合、当該委託先に対して機構が定める各規約及びガイドライン並びに BP 直接加盟店契約に基づく BP 加盟店の義務を負担させるとともに、当該委託に起因して生じた損害等については当該 BP 加盟店が一切の責任を負担する。

4. 機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から報告を求められた場合には応じること

機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関から、BP 加盟店の Bank Pay の取引等に関連する報告を求められた場合には、当該求めに応じて、速やかに機構、BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関に対する報告を行うものとする。

5. 官公庁から報告を求められた場合には応じること

BP 加盟店は、BP 取引に関連して、官公庁から報告・検査を求められた場合は、これに応じる必要がある。

6. 疑わしいと判断される Bank Pay 取引が行われた場合には、BP 加盟店金融機関に報告すること

同一人物により、同日に高額または換金性の高い商品での BP 取引が複数回行われた場合や、客観的にみて年齢不相当な金額の取引が行われた場合など、犯罪に係る取引であると疑われる取引を発見した場合には、直ちに BP 加盟店金融機関もしくは上位の直接契約加盟店に報告する必要がある。

7. 利用者に対して代金受領の証明書等を交付する際は、印紙税の取扱に注意すること

BP 加盟店が、利用者が自己の預貯金口座から代金が引き落とされた事実を確認できるように、利用者に対して口座引落確認書を作成して交付する場合、この口座引落確認書は、印紙税法別表第一課税物件表に定められる金銭の受取書には該当しない。また、その他の課税文書にも該当しないことから、不課税文書となる。

一方、BP 加盟店が利用者に対して金銭の受取書に該当する文書を交付する場合、印紙税の課税対象とな

るケースがある。

【第11章】システム・運用に関する内容

Bank Pay のシステム運用について説明します。特に、金融機関、BP 通信情報処理センター（BP 通信決済情報処理センターを含む）、BP 加盟店等におけるシステム担当者の方にはご参照ください。

1. 取消業務について

取消業務とは、商品の返品等が発生したときに、店舗アプリ等で実行する元売上の取消業務のことです。

1. 留意事項

取消業務を行う際、BP 加盟店等と金融機関それぞれにおいて以下のような留意事項があります。

1—1. BP 加盟店等側留意事項

- ① BP 加盟店等は、取消要求を送信する際、元売上取引の売上要求が存在し、売上許可報告が受信され、元売上取引が成立していることを確認の上送信することとします。
- ② 取消業務については元取引の売上業務と同一日付の取引可能時間帯内で原則として可能とします。
- ③ ただし、金融機関によって内部処理が異なるために同一日付でも取り扱えない場合があるので、取消不可能な場合は機構が定める「BP 加盟店規約」第14条に従って処理を行う必要があります。
- ④ 現金等での返品が発生した場合に「BP 加盟店規約」第14条にしたがって対応してください。

1—2. 金融機関側留意事項

- ① 金融機関側は、BP 加盟店等から取消要求を受信した場合のチェック内容は任意とします。チェックの結果、該当の取消要求内容相当の元取引が複数存在する場合、金融機関において金融機関側で選択した元売上取引の取消要求とみなし対応してもかまわないものとします。
- ② 同一日付の取消要求については、発生タイミングによらず、処理できるものとします。
- ③ 取消要求に対し障害取消（取消指令）が発生した場合、元取引の売上要求を有効にさせる処理を行う必要があります。
- ④ 金融機関によっては、取消要求、取消指令に関わるオンライン処理において、オンライン処理が完了したにもかかわらず口座上の処理が別対処となることが考えられます。
- ⑤ このように、即時に口座上の処理が実施できないような場合は、各金融機関が利用者または、BP 加盟店等からの問合せに対応できるようにしておくこととします。

2. 取消要求及び障害電文（取消指令、取消確認指令）の違いについて

BP 加盟店等（*）、BP 通信情報処理センターにて送信、BP 発行金融機関にて受信する取消要求及び障害電文（取消指令、取消確認指令）の条件を以下に示します。

（*）スマホ決済 SV と自社で直接接続する加盟店等のみ対象とした記載であり、BP 通信情報処理センターを利用する BP 加盟店は対象外となります。（当該加盟店は BP 通信情報処理センターの仕様依存します。）

2—1. 取消要求

成立した売上取引に対して、返品または売上要求の入力ミスのために取り消す必要が発生した場合に、店舗アプリ等をインストールした端末等にてオペレーションすることにより取消要求を送信する。

2—2. 取消指令 (BP 発行金融機関のみ対象)

BP 加盟店等にて報告を受信後端末へ報告しようとしたときに、通信エラーなどで送信不可能な場合に元の要求電文を取り消す場合に送信する。

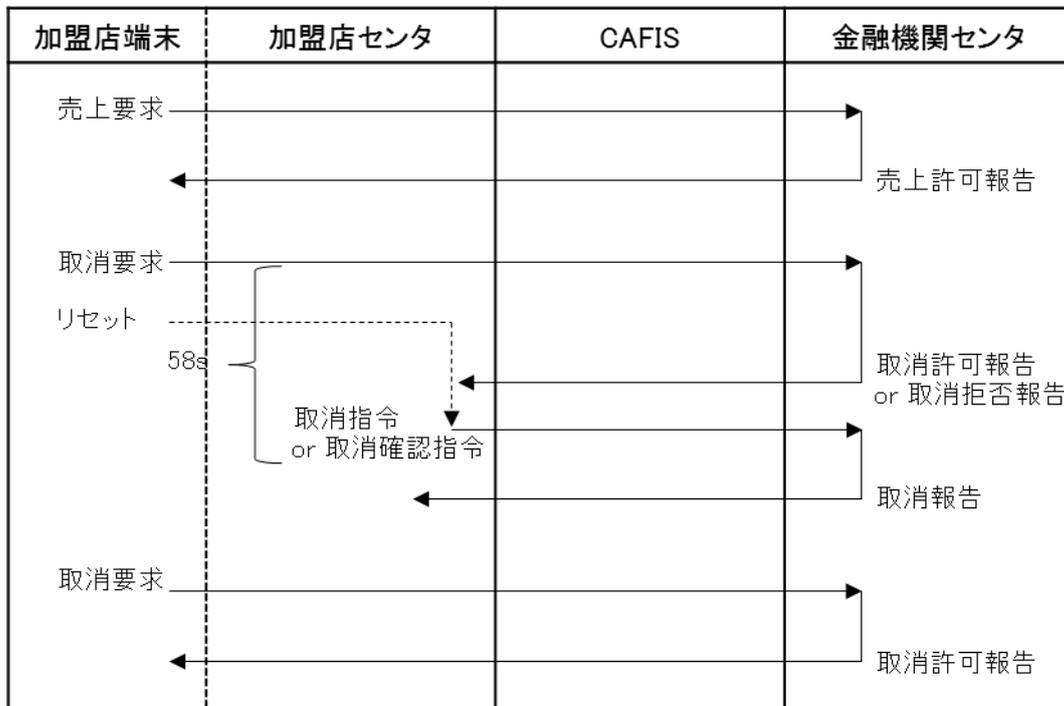
2—3. 取消確認指令 (BP 発行金融機関のみ対象)

BP 加盟店等にて要求電文送信後 CAFIS で規定する要求電文待ちタイマ以上応答がない場合に元の取引を取り消すために送信する。また、CAFIS から BP 発行金融機関へ要求電文送信後についても同様に規定時間のタイマ監視が行われる。

通常の場合障害電文は元要求がエラーとなった直後に BP 加盟店等から送信されるが、以下に示す場合においては元要求の翌日以降に送信されることがあります。BP 発行金融機関では必ず取消報告または取消確認報告を応答していただきます。

- ① 障害電文の処理が仕掛かり中のまま BP 発行金融機関がその日の業務を終了した場合。
- ② BP 発行金融機関が終了後に BP 加盟店等より障害電文を送信した場合。
- ③ 翌日以降に BP 加盟店等より障害電文を送信した場合。

図1:事例 タイムアウト前にBP 加盟店等側がリセットを行ってしまった場合の処理について



2. Bank Pay 利用可能時間について

利用者が利用者アプリ等を用いて Bank Pay 取引(ことら送金・請求書払い含む)を実施可能な時間は、利用者アプリ等登録預金口座の金融機関によって異なります。ただし、機構では、金融機関によって利用可能時間帯が異なることにより利用者が混乱しないよう、以下の時間帯を「コア時間帯」として、全ての参加金融機関が必ずサービスを行うこととします。

コア時間帯

- ・平日 8:00 から 21:00
- ・土・日・祝日・年末(12/31) 9:00 から 19:00

ただし、1月1日～3日と5月3日～5日については、コア時間帯の設定はありません。

コア時間帯以外の時間帯については各 BP 発行金融機関の任意の判断に委ねられるものとし、最大 24 時間 365 日のサービス利用を可能とします。

コア時間帯以外の利用可否については、各 BP 発行金融機関において BP 加盟店等及び利用者へ周知することとします。

なお、BP 発行金融機関が利用者の口座情報登録時の本人認証にネット口振方式を採用している場合に、利用者が利用者アプリに口座情報登録を実施可能な時間についても、BP 発行金融機関によって異なります。

3. 通帳印字について

Bank Pay 利用の際の通帳表示については、以下の通りとします。

※ことら送金の通帳表示については株式会社ことらが提供する電文仕様に基づき、BP ことら参加金融機関毎に設定いただくこととなります。

※請求書払(ことら税公金)の通帳表示については株式会社ことらが提供する電文仕様につき、BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関毎に設定いただくこととなります。(納付先に関わらず、地方税共同機構の口座名義等が表示されます)

<機構提供利用者アプリもしくはBP金融機関利用者アプリを使用した取引の場合>

「JD△*○○○○○○○○○○」

↑ 加盟店名
半角スペース

<上記以外の取引の場合>

「JD△/○○○○○○○○○○」

↑ 加盟店名
半角スペース

BP 加盟店名は、電文中のデータ部9-3-1 通帳印字・固定部から取得できます。BP 発行金融機関は通帳印字を行う際、電文から取得した加盟店名の先頭に「JD△」を設定してください。これは、キャッシュカードを用いた J-Debit サービスの場合と共通です。Bank Pay では、BP 発行金融機関が設定する「JD△」に続いてスマホ決済 SV から「*」もしくは「/」を設定します。これにより、利用者の通帳で J-Debit と Bank Pay の取引を区別します。

通帳表示形式は上記の通り原則統一しますが、BP 発行金融機関によって通帳印字可能文字数が異なるため、BP 発行金融機関は通帳表示形式についてカスタマイズ可能とします。ただし、電文中に設定された BP 加盟店名と大きく異なることがないように考慮することとします。

通帳印字に関する電文の設定及び使用可能文字の詳細については下記をご覧ください。

BP 直接加盟店が BP 店舗アプリ(共通コード)または QR ステッカーを利用する場合は、BP 加盟店自身が BP 加盟店管理システムを操作して、通帳印字用加盟店名を 9 文字以内で入力・設定します(BP 発行金融機関の個別の設定により、通帳に印字される文字数が減る可能性があります)。

BP 直接加盟店が入力・設定するこの内容がスマホ決済 SV において電文中に設定されます。利用者の通帳には、BP 直接加盟店が設定した BP 加盟店名の冒頭に上記の「JD△*」が足されて印字されます。

BP 直接加盟店または間接加盟店が情報処理センターと契約して Bank Pay を利用する場合は、情報処理センターが、NTT データが発する API 定義書に従い、通帳印字用の加盟店名を入力・設定する必要があります。

使用可能文字について

通帳印字に使用する項目で、使用可能な文字を下表に示します。

項番	種別	キャラクタ
1	数字	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (半角文字)
2	英字	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z (半角大文字)
3	カナ文字	アイウエオ カキクケコ サンスセソ タツツト ナニヌノ ハヒフヘホ マミムメモ ヤユヨ ラリルロ ワン (カカナ半角大文字)
4	濁点・半濁点	・゜ (半角文字)
5	記号	¥ 「 」 , . () - / * \$ + (半角文字)
6	スペース	(半角文字)

カナ小文字「アイウエオヤユヨ」等は、カナ大文字「アイウエオヤユヨ」等を使用してください。
カナ文字の長音「ー」は、上記記号欄のハイフン「-」を使用してください。

(注)なお、上記以外のキャラクタが使用された場合、通帳に正確に印字されない場合や、BP 発行金融機関から拒否報告が応答される場合があります。

4. 利用者に連絡をしたい場合の対応

BP 加盟店にて運用面、システム等の原因により、利用者へ返金しなければならない等の理由にて利用者への連絡を要する場合は、「利用者連絡先調査依頼書」に記入の上、FAX にて(間接契約加盟店は上位の直接契約加盟店もしくは BP 通信情報処理センター経由で)ヘルプデスク宛てに照会を行ってください。詳細については、「Bank Pay 運用マニュアル」をご参照ください。

〔照会フロー〕

- BP 加盟店(間接契約加盟店の場合は上位の直接契約加盟店もしくは BP 通信情報処理センター経由する)もしくは BP 通信情報処理センターは「利用者連絡先調査依頼書」に必要事項を記入の上、ヘルプデスクに FAX にて連絡する
- ヘルプデスクは内容を確認の上、BP 発行金融機関に連絡、照会する
- BP 発行金融機関は利用者確認等を行ない、ヘルプデスクへ結果を返信する
- ヘルプデスクは、BP 加盟店もしくは BP 通信情報処理センターへ(間接契約加盟店の場合は上位の直接契約加盟店もしくは BP 通信情報処理センター経由で)結果を伝える
- BP 加盟店もしくは BP 通信情報処理センターは利用者へ連絡する。または利用者が BP 加盟店宛もしくは BP 通信情報処理センター宛に連絡をする

5. 運用に関する留意事項

1. 共通コードを使用した他社との取引時の留意事項

例えば、接続事業者 A 社の BP 提携利用者アプリが、BP 加盟店 B 社の店舗アプリ等と共通コードで取引するケースにおいて、接続事業者 A 社と BP 加盟店 B 社は、それぞれ提携可能金融機関が異なることが想定されます。この場合、A 社と B 社の提携可能金融機関が合致する口座のみで決済が可能となります。

(例) A 社提携可能金融機関 : V 銀行、W 銀行、X 銀行、Y 銀行

B 社提携可能金融機関 : W 銀行、X 銀行、Y 銀行、Z 銀行

である場合、A 社の BP 提携利用者アプリに、W 銀行、X 銀行、Y 銀行の口座情報を登録している利用者のみ B 社店舗で決済が可能となります。

6. 不正利用発生におけるサービス停止について

1. 不正利用発生時のサービス停止について

発行金融機関または加盟店金融機関は、自らが検知、または利用者、BP 加盟店等から報告を受けた不正利用または不正利用の疑いに関する情報について、所定の様式を用いて速やかに機構へ報告すること。

機構は報告を受けたのち、機構の会議体にて、サービスの停止範囲について協議・判断を行う。

なお、機構に報告するための様式・詳細な方法については、「Bank Pay 運用マニュアル(金融機関編)」をご参照ください。

機構はサービス停止の範囲について、個別の状況も考慮しながら、原則として以下のリスク分類に基づき判断することとする。

リスク分類

		被害発生した(発生しうる)金融機関*1	
		単独	複数
BP	提携アプリ 単独	①	②
	提携アプリ 複数	③	④
	機構提供アプリ*2	⑤	
	BP 以外	⑥	

対応表

	判断主体	停止できる対象範囲 (最大)
①	(原則) 個別行の判断	個別金融機関の該当する 提携アプリの利用
②	JEPP 正副会長会で 協議*3	該当する提携アプリの利用
③		該当する発行金融機関の 全ての提携アプリの利用
④		全ての提携アプリの利用
⑤		全てのBank Payサービス
⑥		

*1 被害範囲が特定できない場合は、よりリスクの高い分類をする (リスク低/対応影響低: ①<②<③<④<⑤<⑥: リスク高/対応影響高)

*2 金融機関独自アプリも含む

*3 正副会長会にて必要と判断した場合、被害発生時の個別行および接続事業者と契約のある加盟店銀行を参集し、協議できるものとする

2. 停止したサービスの再開について

不正取引または不正の疑いを検知した後は、可及的速やかに発行金融機関や加盟店金融機関、スマホ決済 SV 提供者にて原因調査や影響調査を実施し、対応策について検討を行う。経過ならびに結果は随時機構へ報告し、サービスの再開については機構の会議体の中で協議・判断を行う。

3. 他決済事業者での不正被害発生時について

他決済事業者にて不正利用被害が発生した場合は、すみやかに Bank Pay のサービスでも同様の事象が発生するかを調査し、機構の会議体にて機構提供アプリ、ならびに提携アプリ等のサービスの停止について協議を行う。

【第12章】ヘルプデスクに関する内容

1. クリアリングセンター・ヘルプデスクについて

TEL 03-5792-5359
業務時間 09:00～17:00（平日）（土・日・祭日は休）

業務内容

- ・カウンタ精査不一致時の照会対応
- ・クリアリング精算金額補正の場合の照会対応
- ・クリアリングの伝送の送受信異常に関わる確認

2. 機構ヘルプデスクについて

TEL 03-3986-7960
業務時間 24時間365日

業務内容

- ・Bank Pay サービスに関するお問合せ対応（Bank Pay アプリ機能・操作方法・取引時エラーなど）
- ・BP 加盟店情報管理（利用可能店舗・利用可能時間など）
- ・BP 発行金融機関及び BP ことから参加金融機関情報管理（利用可能時間など）
- ・機構への申込に関する照会対応
- ・苦情処理窓口
- ・緊急時（不正利用発生時、利用者端末紛失・盗難時、故障発生時、等）の連絡窓口

* 上記ヘルプデスクにて対応可能な照会以外については、各金融機関・BP 加盟店等に連携いたします。

* 間接契約加盟店からの照会については、上位の直接契約加盟店にて対応いたします。

以上

用語説明

本ガイドライン中で使用される用語の定義、説明を以下に記載します。なお、説明は、本ガイドラインに閉じた内容であり、他の一般的な用語を必ずしも説明するものではありません。

Bank Pay (BP)

日本電子決済推進機構が提供する、スマホアプリやウェブサイト等を通じて、利用者が予め登録した預貯金口座(振替口座を含む)からの即時引落によって、参加加盟店での商品等の代金支払を行える決済サービスのこと。

Bank Pay 取引 (BP 取引)

Bank Pay のサービスを用いて、利用者が BP 加盟店での商品・サービス代金の決済を行う取引を指す。

機構

日本電子決済推進機構(JEPPO:Japan Electronic Payment Promotion Organization)のこと。

Bank Pay サービスを提供する主体。サービス運用に関する規約、ガイドライン、マニュアル等を定め、BP 加盟店の登録受付業務や、ヘルプデスク等の問合せ窓口業務を担う。J-Debit の運営主体を兼ねる。

利用者

Bank Pay 取引規定に同意の上、利用者情報及び口座情報を登録することによって Bank Pay を利用する者。

BP 発行金融機関

BP 取引における、利用者の口座が属する金融機関。利用約款等によって、利用者との間で BP 取引規定を合意する。

BP 加盟店金融機関

直接契約加盟店及び接続事業者と Bank Pay に係る契約を締結する金融機関。BP 取引における資金が BP 加盟店に着金する口座を保持する。BP 取引が「BP 参加規約」他に則り安全に行われるよう、参加希望加盟店の審査と管理を担う。BP 直接加盟店、BP 決済情報処理センターもしくは BP 任意組合と Bank Pay を提供するための「BP 加盟店契約」を締結する。また、接続事業者と BP 取引を実施するためのアプリ等の提供に関する「BP 接続事業者契約」を締結する。

接続幹事金融機関

GW システム提供者との間で、BP 加盟店金融機関のために、当該 GW システムを利用することを可能とするための利用権の獲得や GW システムとの接続及び接続管理を行う金融機関。

BP 加盟店

商品の販売やサービスの提供の際に、Bank Pay を取扱うことのできる金融機関・法人・任意団体・個人。「BP 加盟店(金融機関)」、「BP 直接加盟店」、「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 公的加盟機関」、「BP 間接公的加盟機関」、「BP 決済情報処理センター」、「BP 通信決済情報処理センター」、「BP 任意組合」、及び「BP 組合事業加盟店」が含まれる。

BP 加盟店は、発行金融機関との間で発行銀行手数料について合意・応諾が済んでいることが Bank Pay 参加の条件となる。

直接契約加盟店

BP 加盟店の内、BP 加盟店金融機関と直接に「BP 加盟店契約」を締結するものを指す。「BP 直接加盟店」、

「BP 任意組合」、「BP 公的加盟機関」、「BP 決済情報処理センター」が該当する。（「BP 決済代行機関」となる場合を含む。）

直接契約加盟店は、機構に対し加盟店情報（Bank Pay 導入店舗数、店舗住所、等）を報告する。

間接契約加盟店

BP 加盟店の内、「直接契約加盟店」と契約するものを指す。「BP 間接加盟店」、「BP 代表間接加盟店」、「BP 組合事業加盟店」、「BP 間接公的加盟機関」が該当する。

間接契約加盟店は、「直接契約加盟店」を通じて、加盟店情報（Bank Pay 導入店舗数、店舗住所、等）を機構に報告する。

BP 直接加盟店

機構が定める規約を承諾の上、BP 加盟店金融機関との間で「BP 加盟店契約」を締結した法人または個人。

BP 間接加盟店

機構が定める規約を承諾の上、直接契約加盟店との間で「BP 間接加盟店契約」を締結した法人または個人。

BP 代表間接加盟店

機構が定める規約を承諾の上、自らと契約上、資本金上または社会上の関連性が存在するものとして機構が認める複数の BP 加盟店の代表として、いずれかの BP 直接加盟店と「BP 間接加盟店契約」を締結した法人または個人。

BP 任意組合

機構が定める規約を承諾の上、当該組合の代表者を通じて BP 加盟店金融機関との間で「BP 組合契約」を締結することで直接加盟店となる民法上の組合を指す。BP 組合事業加盟店である組合の代表者。

BP 組合事業加盟店

機構が定める規約を承諾の上、任意組合を形成する個別の BP 加盟店（法人または個人）。

BP 公的加盟機関

機構が定める規約を承諾の上、BP 加盟店金融機関との間で「BP 公的加盟期間契約」を締結した、地方公共団体（公営企業を含む）またはその他機構所定の機関。

BP 間接公的加盟機関

機構が定める規約を承諾の上、BP 決済代行機関との間で「BP 間接公的加盟機関契約」を締結した、地方公共団体（公営企業を含む）またはその他機構所定の機関。

情報処理センター

「BP 決済情報処理センター」、「BP 通信情報処理センター」、「BP 通信決済情報処理センター」の総称。

BP 決済情報処理センター

機構が定める規約を承諾の上、決済代行業務（取引代金入金）等を担う事業者。BP 加盟店金融機関と「BP 加盟店契約」を締結した上で自社の BP 間接加盟店へ Bank Pay を提供する。

BP 通信情報処理センター

機構が定める規約を承諾の上、BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続し、オンライン電文中継などの通信処理サービスを提供する通信事業者。

BP 通信決済情報処理センター

BP 通信情報処理センター、BP 決済情報処理センター両方の機能を有する事業者。

BP 決済代行機関

機構が定める規約を承諾の上、BP 加盟店金融機関と BP 決済代行機関契約を締結した BP 決済情報処理センターまたは BP 通信決済情報処理センター。

GW システム提供者

BP 通信情報処理センターのうち、JEPPPO 共通コードを取扱い、かつ、一部 BP 加盟店金融機関が機構所定の方法で指定した者。

接続事業者

機構が定める規約を承諾の上、BP 加盟店金融機関と個別に「BP 接続事業者契約」を締結することで、BP 加盟店に対し BP 取引を実行するために必要となるアプリやシステム等を構築及び提供する事業者。関連する再接続事業者に対して、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守させる責を負う。

再接続事業者

機構が定める規約を承諾の上、接続事業者との個別契約を締結し、接続事業者以外のアプリまたはウェブサイト等から BP 決済を行う事業者。(BP の仕組みを用いて、利用者のために支払に関する決済情報(支払額、支払先等の情報)を、接続事業者に連携する事業者。)

接続事業者との契約に基づき、機構が定める各種規約、本ガイドライン等を遵守する。

スマホ決済 SV

BP 取引を中継するためのサーバ。Bank Pay を提供するアプリ等の手段にかかわらず、スマホ決済 SV とのシステム接続が行われる。また、機構提供アプリを利用してことら送金・請求書払(ことら税公金)を行う場合、スマホ決済 SV を経由してことらシステムへことら送金・請求書払(ことら税公金)情報を中継する。

アプリ SV

利用者アプリや店舗アプリ等の機能の管理や情報の保管・中継を行うためのサーバ。接続事業者が構築する。

クリアリングセンター

BP 発行金融機関、BP 加盟店金融機関、直接契約加盟店間の資金精算を行うための精算金額算出と情報還元を担うシステムのこと。

Bank Pay 参加規約

Bank Pay 取扱に関し、発行金融機関、加盟店金融機関、NTT データ、接続事業者、日本電子決済推進機構との関係性を規定した規約。

Bank Pay 加盟店規約

Bank Pay 取扱に関し、加盟店が遵守すべき義務等について規定した規約。

Bank Pay 公的加盟機関規約

Bank Pay 取扱に関し、公的加盟機関が遵守すべき義務等について規定した規約。

Bank Pay 加盟店契約

Bank Pay 取扱に関し、直接契約加盟店が BP 加盟店金融機関と締結する契約。

Bank Pay 間接加盟店契約

BP 直接加盟店または BP 決済情報処理センターと、当該 BP 直接加盟店または BP 決済情報処理センターを通じて Bank Pay 取引を行う BP 間接加盟店との間で締結される契約。

Bank Pay 組合契約

BP 加盟店金融機関と BP 任意組合との間で締結される契約。

Bank Pay 任意組合契約

BP 任意組合と、当該 BP 任意組合を形成する各 BP 組合事業加盟店との間で締結される契約。

Bank Pay 取引規定

BP 発行金融機関が Bank Pay を提供する場合に、当該金融機関の利用約款等に規定して Bank Pay に関して利用者と合意する条件が記載された規定。

Bank Pay 利用者アプリ規約

機構提供利用者アプリを使用する利用者に対し、日本電子決済推進機構が定める利用規約。

ゲートウェイ共同利用規約

GW システム提供者の提供する GW システムを利用する BP 加盟店金融機関、接続幹事金融機関及び日本電子決済推進機構に対し、日本電子決済推進機構が定める利用規約。

利用者端末

利用者が、利用者アプリを利用するために用いるスマートフォン(スマホ)等の端末。

利用者アプリ

Bank Pay 利用者が、利用者端末にダウンロードして BP 取引に用いるアプリ全般を指す。

取引サイト

インターネットショッピング時に Bank Pay を支払手段として提供する利用者向けのウェブサイトを指す。

利用者アプリ等

利用者アプリ、及び取引サイトを指す。

店舗アプリ等

BP 加盟店が、BP 取引のために端末機(スマホ、タブレット、POS、CCT 等の端末)等にインストール等して用いるアプリ全般を指す。

対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴き、利用者アプリを利用して BP 取引を行うことを指す。
セルフレジ等の無人取引の場合も、利用者が BP 加盟店の店舗等に赴いて決済するとみなし、対面方式とする。

非対面方式

利用者が BP 加盟店の「店舗等」に赴くことなく、利用者アプリや取引サイトを利用して BP 取引を行うことを指す。

す。

直接決済方式

BP 取引の際、利用者アプリまたは取引サイトから直接 API を通じて、決済電文をスマホ決済 SV に送信し、決済を行う方式。

コード決済方式

BP 取引の際、利用者アプリまたは店舗アプリ、QR コードステッカー等において表示される QR コードまたはバーコードを用いる決済方式の総称。コード仕様は機構所定の仕様とそれ以外(アプリの提供者の独自仕様)に二分される。

JEPPPO 共通コード(共通コード)

コード決済に用いるコードの内、機構が仕様規定を行った BP 共通のコードを指す。共通コードを利用した利用者アプリは、同じく共通コードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間で BP 取引が可能。

ハウスコード(加盟店独自コード)

コード決済に用いるコードの内、BP 加盟店が独自に仕様規定を行ったコードを指す。ハウスコードを利用した利用者アプリは、同じくハウスコードを利用した店舗アプリ等や QR ステッカーとの間でのみ BP 取引が可能。

都度決済

利用者が BP 加盟店提供の商品もしくはサービスを購入する毎に口座引落を行う取引を指す。

継続課金

BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り、利用者による都度の指図なく BP 取引を行う取引を指す。

チャージ

BP 取引により、カード型もしくはサーバ型の前払式支払手段(電子マネー等)及び資金移動事業者等のサービスに対し入金する取引を指す。

また、利用者が BP 加盟店と事前に取り決めた条件(金額や日時等)に則り、利用者による都度の指図なく BP 取引を行いチャージすることを「オートチャージ」と称し、取引種別上は「チャージ」として定義する。

クリアリング

BP 取引での利用に対して、予め登録された手数料体系等の情報に基づき、BP 加盟店までの資金精算を行うこと。

決済電文

BP 取引による支払を実行するためにアプリ SV とスマホ決済 SV 間で交換される電文を指す。

決済用 PW(決済用パスワード)

利用者が BP 取引(ことら送金・請求書払(ことら税公金)を含む)を行う際に本人認証のために入力するパスワード。接続事業者がアプリ SV 側で管理する。

ネット口振方式

利用者が利用者アプリ及び取引サイトに口座を登録する際の本人確認方式のひとつ。当該利用者が当該口座の口座名義人であることを確認するために、機構所定の口座登録受付 GW システムを使用して口座名義

人の情報を取得し、その上で、本人確認の成立を踏まえて当該口座情報を利用者アプリ及び取引サイトに登録する方式。

多要素認証

利用者の本人認証を、本人だけが知りうる情報による認証(例：ログイン ID・パスワード)と、本人だけが所持する物による認証(例：ワンタイムパスワード・生体情報・IVR・乱数表)の要素を組みあわせて行うことを指す。

暗証番号

利用者が BP 取引に用いる口座の、キャッシュカード及び暗証番号、あるいはインターネットバンキングのログイン ID 及びパスワード等、BP 発行金融機関が利用者アプリ及び取引サイトへの口座登録の際に入力を求める認証情報を指す。

MPM

コード決済を行う際に BP 加盟店と利用者の間で決済情報を通信する方式の一種。Merchant Presented Mode の略。BP 加盟店がタブレット端末やその他端末、またはステッカーで提示するコードを、利用者が自身の利用者端末で読取ることによって行う決済方式であり、「店舗提示型」と呼ばれる。

なお、BP 加盟店が提示するコードは、動的コード(支払の都度生成され、店舗アプリ等の画面で提示される)と、静的コード(QR ステッカー等の形態で店頭で提示され、繰り返し支払に使われる)がある。

CPM

コード決済を行う際に BP 加盟店と利用者の間で決済情報を通信する方式の一種。Consumer Presented Mode の略。利用者が自身の利用者端末で提示するコードを、BP 加盟店がカメラや専用端末で読取ることによって行う決済方式であり、「利用者提示型」と呼ばれる。

アクセプタンスマーク

BP 加盟店が Bank Pay を提供していることを利用者に明示するために BP 加盟店の店頭・店内に掲出する、機構制定の標識。

加盟店コード

Bank Pay の決済電文等において BP 加盟店を一意に識別するために、直接契約加盟店に対して付与される 11 桁から構成されるコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定され、本コード単位で BP 加盟店金融機関は、直接契約加盟店に対し、資金精算を行う。基本的には、BP 加盟店金融機関が各社へ払い出す。

加盟店 ID

Bank Pay の決済電文において、スマホ決済 SV が API 送信元の加盟店を一意に識別するために、BP 直接加盟店、BP 決済情報処理センター及び BP 任意組合に対して付与される 10 桁から構成されるコードを指す。

顧客 ID

BP 金融機関利用者アプリ、BP 提携利用者アプリ等の提供者が顧客を識別するために使用する ID を指す。

利用者識別端末 ID

各利用者のスマホ端末を一意に識別し、不正利用を防ぐために付与する ID を指す。スマホ端末の UUID を利用して生成する。

端末機識別番号(TID)

Bank Pay の決済電文等において、店舗アプリ等及び QR ステッカーもしくは店舗等を一意に識別するための

13桁から構成されるコード。クリアリングセンターからの還元情報にも設定される。

通信情報処理センターID

BP 通信情報処理センターが BP 加盟店に代わりスマホ決済 SV に接続する場合に、スマホ決済 SV が API 送信元の BP 通信情報処理センターを一意に識別するための、BP 通信情報処理センターに対して付与される 10桁から構成されるコード。

クリアリング Web

BP 加盟店金融機関が、契約先加盟店の商用情報(加盟店名称、加盟店コード、手数料体系等)をクリアリングセンターに登録するために使用するシステム。

クリアリング Web(分類コード業務)

BP 加盟店金融機関と BP 発行金融機関が、BP 取引における発行銀行手数料の体系・条件について交渉し合意するために使用するクリアリング Web の機能。

BP 利用者管理システム

BP 発行金融機関が機構提供利用者アプリの利用者管理業務に使用するツール。機構提供利用者アプリ利用者の情報管理のために、BP 発行金融機関に対して機構から提供される。

BP 加盟店管理システム

BP 加盟店情報や BP 加盟店における取引情報、及び機構提供店舗アプリ及び機構提供 QR ステッカーを管理する業務に使用するツール。

なお、「BP 加盟店管理システム」と表記されていますが J-Debit のみ利用金融機関、Bank Pay 利用金融機関のどちらも利用可能です。

日本電子決済推進機構ホームページ

機構が Bank Pay を取り扱う店舗情報等を提供しているウェブサイト。

(<https://jeppo.jp/bankpay/>)

金融機関ホスト

BP 発行金融機関において利用者の口座情報を管理しているシステム(勘定系システム)を指す。

登録審査

BP 加盟店として Bank Pay の取扱を行ってよいかの判断を BP 加盟店金融機関が行う審査を指す。「BP 提供事業者向けチェックシート」を BP 加盟店金融機関に提出し、BP 加盟店は審査を受ける。

BP 加盟店金融機関の行内審査を通過した後は、機構内の会議体にて審査結果の検証が行われ、BP 携帯アプリ等の開始の承認判断が行われる。

セキュリティ審査

Bank Pay の取扱を開始する前に、接続事業者が実施するセキュリティチェックのことを指す。BP 加盟店金融機関が行う登録審査のチェックシートに、セキュリティ審査の結果を記載して、登録審査を受ける。

セキュリティ監査

Bank Pay の取扱を開始した後に、BP 加盟店や接続事業者に対して、Bank Pay の安全性の維持向上を目的として定期的実施する監査を指す。「BP 提供事業者向けチェックシート」を、機構を通じて、BP 加盟店金融機関へ提出する。

セキュリティ監査は、直接契約加盟店及び接続事業者が対象となる。

BP ことら送金参加金融機関

株式会社ことらに加盟し、BP ことら送金取引における、利用者の口座が属する金融機関。利用約款等によって、利用者との間で BP 取引規定を合意する。

ことら送金

株式会社ことらが提供する、個人間送金サービスを指す。BP ことら送金参加金融機関の口座を Bank Pay 機構提供利用者アプリに登録することで、株式会社ことらに加盟する金融機関口座に対して1回あたり10万円以下の送金が可能となる。

受取口座

Bank Pay 機構提供利用者アプリにて、利用者の携帯電話番号やメールアドレスの紐付けを行った金融機関口座を指す。なお、受取口座として設定できる金融機関口座は株式会社ことらに加盟する金融機関の口座に限る。

携帯電話番号・メールアドレス送金

受取口座設定を行っている利用者に対し、相手が設定した携帯電話番号もしくはメールアドレスにて送金することを指す、株式会社ことらが提供する送金方式の一種。

口座指定送金

送金先金融機関名・支店名または支店番号・口座種類・口座番号を入力し、相手の口座を指定して送金することを指す、株式会社ことらが提供する送金方式の一種。

バリュー(Pay 事業者)指定送金

Pay 事業者のアカウント ID を入力し、相手の Pay 事業者アカウントを指定して送金することを指す、株式会社ことらが提供する送金方式の一種。

チャレンジレスポンス認証

支払・ことら送金・請求書払(ことら税公金)時のアプリ・サーバ間認証を可変式認証値とするシステム認証を指す。

Bank Pay 機構提供利用者アプリとアプリ SV 間の電文授受において、可変の認証値による検証を追加することで中間者攻撃等への対応を強化。

Bank Pay 請求書払(ことら税公金)

地方税共同機構、及び株式会社ことらが提供する税公金納付サービスを Bank Pay 機構提供アプリへ実装したもの。BP 請求書払(ことら税公金)参加金融機関は、地方税共同機構への公募申込及び契約等の諸手続き、また株式会社ことらへ利用申込を前提に、BP 機構提供アプリを通して本機能をユーザーへ提供可能。